

平成27年12月定例会

# 横芝光町議会会議録

平成27年 12月 4日 開会

平成27年 12月11日 閉会

横芝光町議会

## 平成27年12月横芝光町議会定例会会議録目次

### 第1号（12月4日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
発議第1号の上程、説明	8
議案第1号ないし議案第14号の上程、説明	9
一般質問	40
宮 蘭 博 香 君	40
秋 鹿 幹 夫 君	56
休会の件	71
散会の宣告	72

### 第2号（12月9日）

議事日程	73
本日の会議に付した事件	73
出席議員	73
欠席議員	73
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	73
職務のため出席した者の職氏名	74
開議の宣告	75

一般質問	75
鈴木和彦君	75
森川忠君	89
山崎貞一君	104
齋藤順一君	119
休会の件	134
散会の宣告	134

### 第 3 号 (12月11日)

議事日程	135
本日の会議に付した事件	136
出席議員	136
欠席議員	136
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	137
職務のため出席した者の職氏名	137
開議の宣告	138
諸般の報告	138
一般質問	138
山崎義貞君	138
川島富士子君	153
発議第1号審議(質疑・討論・採決)	172
議案第1号審議(質疑・討論・採決)	173
議案第2号審議(質疑・討論・採決)	174
議案第3号審議(質疑・討論・採決)	176
議案第4号審議(質疑・討論・採決)	177
議案第5号審議(質疑・討論・採決)	181
議案第6号審議(質疑・討論・採決)	182
議案第7号審議(質疑・討論・採決)	187
議案第8号審議(質疑・討論・採決)	189
議案第9号審議(質疑・討論・採決)	191

議案第10号審議（質疑・討論・採決）	192
議案第11号審議（質疑・討論・採決）	213
議案第12号審議（質疑・討論・採決）	214
議案第13号審議（質疑・討論・採決）	215
議案第14号審議（質疑・討論・採決）	220
請願及び陳情の件	221
日程の追加	223
発議第2号審議（質疑・討論・採決）	224
閉会の宣告	224
署名議員	225

1 2 月 定 例 会

(第 1 号)

## 平成27年12月横芝光町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成27年12月4日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 発議第1号について(提案理由説明)
- 日程第 5 議案第1号ないし議案第14号について  
(町長提案理由説明)
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 休会の件

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(15名)

1番	秋鹿幹夫君	3番	宮  蘭 博香君
4番	山崎義貞君	5番	庄  内 賢一君
6番	鈴木和彦君	7番	齋  藤 順一君
8番	森川  忠君	9番	川  島  仁君
10番	川島富士子君	11番	鈴木克征君
12番	野村和好君	13番	山崎貞一君
14番	鈴木唯夫君	15番	八  角 健一君
16番	川島勝美君		

### 欠席議員(1名)

2番 平山雅規君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
理事	田鍋悦央君	総務課長	實川裕宣君
企画財政課長	若梅操君	環境防災課長	堀越健一君
税務課長	鈴木健夫君	住民課長	早川裕明君
産業振興課長	早川典男君	都市建設課長	五木田桂一君
福祉課長	椎名富士男君	健康管理課長	越川誠一君
食肉センター長	郡司民夫君	東陽病院事務局長	大木良夫君
教育長	齋藤明君	教育課長	市原成一君
社会文化課長	秋葉義臣君	農業委員会事務局長	齋藤政美君

---

職務のため出席した者の職氏名

局長	高蝶政道	書記	椎名晴美
----	------	----	------

---

### ◎開会の宣告

○議長（鈴木唯夫君） おはようございます。

これより平成27年12月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前 9時59分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（鈴木唯夫君） 本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木唯夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

5番 庄内賢一 議員

11番 鈴木克征 議員

を指名します。

---

### ◎会期決定の件

○議長（鈴木唯夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から12月14日までの11日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から12月14日までの11日間と決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（鈴木唯夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によってご了承願います。

次に、議員派遣結果報告について、各常任委員会委員長連名による報告書の提出がありましたのでご報告します。

次に、請願及び陳情の付託についてご報告します。

今期定例会に受理しました請願1件及び陳情1件は、お手元に配付の請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したのでご報告します。

次に、本日町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

次に、平山雅規議員から本日の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したのでご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、9月30日に開催された山武郡市環境衛生組合議会定例会について、鈴木和彦議員。

[6番議員 鈴木和彦君登壇]

○6番（鈴木和彦君） おはようございます。

去る9月30日に開催されました山武郡市環境衛生組合議会第2回定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会には、議案4件が提案されたほか、1件の報告がありました。

議案第1号は、山武郡市環境衛生組合条例横組みに伴う用語等の統一に関する措置条例の制定についてであります。

本案は、現在縦書きとなっている山武郡市環境衛生組合の例規について、関係市町から横書きへの改正要望を受け、改正を実施するものであります。

議案第2号は、山武郡市環境衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、事務機器、特にパソコン関連の進展が顕著であり、効率的な事務処理を行うため、この現状に合わせ、長期継続契約を締結することができる契約を追加するものであります。

議案第3号は、平成27年度山武郡市環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、人事異動による人件費の不足を追加するもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ352万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,852万円とするものです。

議案第4号は、平成26年度山武郡市環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は、19億4,481万8,878円で、内容は構成市町負担金12億4,000万円、ごみ収集手数料1億6,720万3,550円、国庫支出金3億5,999万9,000円、財産収入2,289万2,487円、繰入金6,990万円、繰越金8,406万987円、諸収入76万2,854円であります。

一方、歳出決算額は19億1,254万7,036円で内容は、議会費72万2,088円、総務費9,165万219円、衛生費18億2,017万4,729円であります。

この結果、歳入歳出差引額3,227万1,842円は翌年度に繰り越すこととなりました。

次に、報告第1号 平成26年度山武郡市環境衛生組一般会計継続費精算報告書についてであります。

本件は、平成25年度、26年度の2カ年継続事業で実施しました基幹的整備改良事業が終了したことに伴い、継続費精算報告書により報告がありました。

提案されました議案は、原案どおり可決承認されました。

以上、平成27年度山武郡市環境衛生組議会第2回定例会の概要報告とさせていただきます。

〔6番議員 鈴木和彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、10月2日に開催された匝瑳市横芝光町消防組議会定例会について、齋藤順一議員。

〔7番議員 齋藤順一君登壇〕

○7番（齋藤順一君） 改めましておはようございます。

去る10月2日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組議会9月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された案件は、議案2件であります。

議案第1号は、平成26年度匝瑳市横芝光町消防組一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は、9億8,008万3,702円で歳入の大宗をなす市町村分担金は9億4,600万2,000円で、そのほかの歳入は使用料及び手数料48万8,580円、繰越金2,434万7,924円、諸収入104万5,198円、組合債820万円であります。

一方、歳出決算額は9億6,546万8,021円で、内容は、議会費12万2,810円、総務費8億6,959万913円、公債費9,575万4,298円であります。この結果、歳入歳出差引額1,461万5,681円は翌年度に繰り越すこととなりました。

議案第2号は、平成27年度匝瑳市横芝光町消防組一般会計補正予算（第1号）について

であります。

本案は、債務負担行為として、消防庁舎建設に係る常備消防力適正配置調査業務を限度額399万6,000円として今年度実施したく、地方自治法第292条の規定により、準用する同法第214条の規定により、提案されたものでございます。

提案されました議案は、いずれも原案どおり可決認定されました。

以上、匠瑛市横芝光町消防組合議会平成27年9月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔7番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、10月15日に開催された東総衛生組合議会定例会について、野村和好議員。

〔12番議員 野村和好君登壇〕

○12番（野村和好君） おはようございます。

それでは、去る10月15日に開催されました、東総衛生組合議会10月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提出された案件は、議案3件であります。

議案第1号は、平成26年度東総衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は5億6,503万8,503円で、内訳は構成市町分担金1億9,645万6,000円、使用料及び手数料2億8,514万7,555円、繰入金5,702万6,000円、繰越金2,624万8,658円、諸収入16万290円であります。

一方、歳出決算額は、5億3,046万1,659円で、内訳は議会費が27万9,000円、一般管理費を主とする総務費9,710万740円、し尿処理費等の衛生費3億7,585万8,063円、公債費5,722万3,856円であります。

この結果、歳入歳出差引額3,457万6,844円のうち、1,750万円を財政調整基金に繰り入れ、1,707万6,844円を翌年度に繰り越すこととなりました。

議案第2号は、平成27年度東総衛生組合一般会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,961万4,000円とするものであります。

内容については、平成27年1月に、国から全ての地方公共団体に対し、平成27年度から3年間で統一的な基準による財務書類等の作成をするよう要請されたことに伴い、今後の工程等を考慮し、平成27年度において固定資産台帳の整備を行うものであります。

議案第3号は、東総衛生組合財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、東総衛生組合財政事情の作成及び公表に関する条例について、公表の時期及び公表する事項等について実態との整合を図るため、条例の一部改正を行うものあります。

本定例会に提案された議案は、全て原案どおり可決認定をされました。

以上、平成27年度東総衛生組合議会10月定例会の概要報告とさせていただきます。

[12番議員 野村和好君降壇]

○議長（鈴木唯夫君） 次に、11月18日に開催された千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、川島富士子議員。

[10番議員 川島富士子君登壇]

○10番（川島富士子君） おはようございます。

去る11月18日に開催されました、平成27年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された案件は、4議案であります。

議案第1号は、平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は、43億5,554万811円で、主なものは、市町村負担金である分担金及び負担金16億2,857万2,000円のほか、国庫支出金25億5,294万5,008円等であります。

歳出決算額は、42億970万7,411円となり、主なものは、総務費4億7,851万2,380円のほか、民生費37億2,880万331円等であります。

この結果、一般会計の歳入歳出差引残額は、1億4,583万3,400円となりました。

議案第2号は、平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は、5,114億4,005万9,571円で、主なものは、国庫支出金1,595億6,186万2,106円、支払基金交付金2,028億9,033万503円等であります。

歳出決算額は、4,960億3,907万1,125円で、主なものは、保険給付費の4,814億9,663万3,366円であります。

この結果、特別会計の歳入歳出差引残額は、154億98万8,446円となりました。

議案第3号は、平成27年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,373万7,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,624万円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では、市町村負担金の共通経費負担金6,228万2,000円を減額する一方、前年度繰越金を1億2,583万3,000円追加し、歳出では、財政調整基金積立金を6,300万円、老人福祉費の特別会計繰出金（臨時特例交付金分）を28億6,200万円それぞれ追加する一方、臨時特例基金積立金を28億6,200万円減額するものであります。

議案第4号は、平成27年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140億3,846万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,403億472万2,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では療養給付費負担金（過年度分）を2億822万円、一般会計繰入金のうち、臨時特例交付金繰入金を28億6,200万円、前年度繰越金を135億7,898万2,000円それぞれ追加する一方、臨時特例基金繰入金を26億1,120万円減額し、歳出では後期高齢者医療保険料調整基金積立金を26億7,742万3,000円、市町村負担金返還金の療養給付費負担金返還金7億706万8,000円、国庫支出金返還金のうち、国庫負担金返還金108億3,009万9,000円、国庫補助金返還金4,621万円、県支出金返還金のうち、県負担金返還金3億1,544万3,000円をそれぞれ追加する一方、支払基金交付金返還金の後期高齢者交付金返還金を5億3,777万5,000円減額するものであります。

提案されました4議案は、いずれも原案のとおり可決承認されました。

以上、平成27年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔10番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明

○議長（鈴木唯夫君） 日程第4、発議第1号を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、川島富士子議員。

〔10番議員 川島富士子君登壇〕

○10番（川島富士子君） 発議第1号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書について。

本案は、マイナンバー制度の導入に伴い、自治体に通知カード、個人番号カードの交付に

ついて対応するよう求められております。カード交付事務に係る経費については、個人番号カード事務費補助金が措置されますが、非常に低い補助上限額となっており、おのずと財源負担を強いられます。

また、平成28年度以降についても、十分な補助金額が確保されるか明確ではありません。

そこで、政府に自治体負担の軽減のために特段の配慮を求め、意見書として提出するものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

〔10番議員 川島富士子君降壇〕

---

### ◎議案第1号ないし議案第14号の上程、説明

○議長（鈴木唯夫君） 日程第5、議案第1号ないし議案第14号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは早速、諸般の報告並びに政務報告をさせていただきます。

本日ここに、平成27年12月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄ご多用の折にもかかわらず、ご参集を賜り、まことにありがとうございます。

また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

月日のたつのは早いもので、ことしも残すところ20日余りとなりました。この1年を振り返ってみますと、昨年末に政府が閣議決定いたしました、日本の人口の将来展望を示す、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、今後5カ年のまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、地方において、地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定を進めることとなり、全国の地方自治体が活力にあふれた地方の創生を目指し、一斉に動き出した地方創生元年と言える年でありました。

また、環太平洋戦略的経済連携協定いわゆるTPP協定が、10月5日にアメリカのアトランタにおいて行われ、交渉参加国12カ国の閣僚級の会合において、大筋での合意がなされました。11月18日には、フィリピン、マニラで参加国の首脳会合が開かれ、TPP協定の早期発効と参加国の拡大を目指すことなどをうたった声明が採択されたところであります。

我が国が、貿易立国としてアジア太平洋地域内において経済連携を推進するとともに、世

界の貿易、投資の促進に主導的な役割を果たすことは大変重要なことと考えております。

しかし、今回のTPP協定交渉における大筋合意の内容は、日本が主要5項目とした米、麦、牛肉、豚肉、乳製品についても、段階的な関税の引き下げや特別な輸入枠を設定しているものがあるなど、農林水産業に極めて大きな影響があるものと考えます。当町の基幹産業は農業でありますので、地方創生を進める上でも、将来にわたって持続的な発展につながる国の農業政策を切に願うものでございます。

今後も国の動向に注視し、町民の皆様の幸せと町の発展のため、誇りを持って暮らすことのできる魅力あふれるまちづくりに邁進してまいり所存でございますので、議員の皆様には、より一層のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

これから年の瀬を迎え、何かと慌ただしい時期となります。議員各位並びに町民の皆様にはご自愛の上、輝かしい新年をお迎えくださるようご祈念申し上げます。

それでは、12月議会定例会に当たり、町政の状況等諸般の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係についてでございますが、本年8月6日には人事院から、また10月19日には、千葉県人事委員会からそれぞれ国家公務員、千葉県職員の給与等に関する勧告が行われました。いずれの勧告も民間給与との格差等に基づく、27年度における給与改定を内容としています。人事委員会が存在しない当町としましては、この勧告を尊重する必要がありますが、現状では、国や千葉県において、法律あるいは条例改正が行われる予定が定まっていないことから、27年度における給与改定に関連する条例改正案は、今後時期を見て議会でご審議いただきたいと考えております。

次に、合併から10年が経過しようとし、役場の課名や配置等が町民の皆様になじんできた一方、この間社会変化に対応した役場組織の見直しが必要であるため、主に子育て施策の充実を目的とした組織改編を来年4月1日に行うべく、所要の条例制定案を提案させていただきました。また、組織、機構の活性化を目的とし、副課長制度の導入などのいわゆる職制の見直しも来年4月1日に行いたいと考え、準備、検討を進めているところでございます。

続いて、企画財政課関係についてであります。平成28年度の町予算編成は、平成28年3月13日に執行予定の町長選挙に伴い、昨年よりも時期を早め、10月1日に職員に対して骨格予算とする編成方針を示し、現在は予算要求された各種事業の内容精査作業を行っているところでございます。

平成28年度も合併関連事業に係る公債費が多額であることや、高齢化率の上昇に伴う各種扶助費、繰出金の増加などにより、本年度同様に厳しい予算編成になることが見込まれます。

さらには、地方交付税の合併算定がえが段階的に縮減される初年度であり、これに続く平成32年度までの5年間は、当町財政運営にとって分水嶺ともなる極めて重要な年度を迎えることとなります。

このことから当町では、平成25年10月に「次世代のために 聖域なき行財政改革 当初予算10億円削減に向けて」とした指針を掲げました。そして、本指針の推進と具体化のため、平成26年5月には事業再構築検討委員会を組織し、これまでの間、全庁的な体制により総合的な視点で事務事業及び行政組織について検討してきたことから、この検討内容に基づき、縮小、統合及び廃止すべき事業や優先順位の明確化を図り、限られた財源を選択、集中させるよう指示したところでございます。

このような取り組みを最大限に生かし、町総合計画に掲げた将来像の実現に向け、事業の選択と計画的な事業展開を図りながら、将来へ希望の持てる横芝光町をつくるための予算を作成すべく努力する所存でございます。

次に、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。我が町の人口減少対策に危機感を持って臨むため、早期策定を目指し、鈴木シティマネジャーに協力をいただきながら、役場若手職員のワーキングチームによる起草作業から着手し、役場内組織である専門部会、推進本部で検討を重ね、去る10月29日の第11回推進本部会議で決定し、公表したところでございます。

その間、町民や各界の代表で構成する横芝光町まち・ひと・しごと創生会議や町議会から、貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに改めて感謝申し上げる次第でございます。横芝光町における地方創生の実現に向け、官民協働、そして近隣自治体や千葉大学との連携強調のもと、全力で取り組んでまいり所存でございます。

続いて、環境防災課関係についてであります。去る9月27日の日曜日に行いました栗山川周辺環境ボランティアは、雨の中にもかかわらず、多くの町民や各種団体、事業所の皆様のご参加をいただき、事故もなく無事に実施することができました。近年、ボランティア活動への関心が高まる中、各種団体や事業所からの参加も徐々にふえてきております。今後も参加者の増加に努めながら、町のシンボルでもある栗山川の環境美化をより一層推進してまいります。

また、11月29日の日曜日にも町内一日清掃として、大勢の町民の皆様にご協力をいただき、町内のポイ捨てごみや不法投棄物が回収されました。栗山川周辺環境ボランティア並びに町内一日清掃にご参加いただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後も町内の

環境美化推進のため、ご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

続いて、産業振興課関係についてでございますが、11月15日に第10回横芝光町産業まつり「横芝光 まるごとフェア2015」を開催し、開会式には議員の皆様を初め、姉妹町の松田町、姉妹都市の千曲市の皆様にも多数ご列席をいただき、友好都市の光市を含めた各市町の特産品を展示するなど、盛大にとり行うことができました。改めて厚く御礼を申し上げます。

当日は、雨天にもかかわらず、約1万8,000人が来場され、あちらこちらのブースに長蛇の列ができるなど、大盛会のうちに終了することができました。ご協力いただきました交通安全協会、防犯協会や横芝敬愛高等学校の生徒の皆さんを初め、山武郡市農協、ちばみどり農協、商工会、農業振興会など多くの関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

次に、農地中間管理事業につきましては、基盤整備事業を契機に、集落営農に取り組んでいる篠本新井地区の篠本営農組合、アグリささと、新井営農組合のほか、個別に集積を希望する農業者が本事業による農地の集積を予定しております。農地中間管理機構を介して、農地を賃借した場合、千葉県農地集積集約化対策補助金による地域集積協力金等が交付されます。地域集積協力金は、その用途を各地域が定めることができ、地域農業の発展に役立つものでございます。なお、本交付金関係につきましては、所要の補正予算を本議会に提案させていただきましたのでよろしくお願いを申し上げます。

次に、産直交流施設事業につきましては、11月26日に基本計画策定業務の指名型プロポーザルを実施し、委託候補者が決定したところでございます。委託期間は平成27年度から28年度までの2カ年で、ふれあい坂田池公園北端部地先を計画地とし、当町における新たな地域活性化の拠点となる魅力ある施設を目指して進めてまいります。

続いて、都市建設課関係についてでございますが、現在進めております町道I-14号線道路改良事業、北清水・長塚地先であります。平成26年度に橋梁部が完成し、前後の取りつけ道路約330メートル区間が平成28年1月末までに完成予定でありますので、平成28年2月5日に清長大橋開通記念式典を実施する予定でございます。暫定ではございますが、330メートル区間を供用開始する予定でございます。今後は、1日も早い全線開通を目指してまいります。

次に、首都圏中央連絡自動車道の大栄・横芝間整備事業における進捗状況につきましては、国土交通省千葉国道事務所による用地買収が進められており、平成27年10月現在、大栄・横芝間全体では、予定している面積の約30%を取得したところであり、今後も用地取得に努めていくと伺っております。

また、千葉県が事業主体となって進めています銚子連絡道路2期事業の当町区間（1.6キロメートル）の進捗状況でございますが、千葉県道路公社による用地買収が進められており、平成27年10月末現在、予定している面積の約73.1%を取得したところであります。工事につきましては、芝崎地先で本線附帯工事の町道I-20号線道路改良工事や、桑郷地先の盛り土工事及び路盤工事の一部が実施されているところでございます。

続いて、福祉課関係についてであります。本年度の敬老会につきましては、各地区で地区社協が主体となり開催していただき、現在5地区が終わり約670人の参加をいただき実施することができました。今後、12月中に横芝地区、東陽地区の2地区が開催される予定であります。社会福祉協議会、地区社協、地区関係者の皆様にご協力いただき感謝申し上げます。次第でございます。

次に、11月24日まで申請を受け付けておりました、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金につきましては、臨時福祉給付金が3,465件、子育て世帯臨時特例給付金が1,535件の申請があり、12月10日の支払いで支給事業は終了する予定でございます。

次に、介護保険事業関係につきましては、今般改正された介護保険法で全ての市町村で実施が義務づけられた介護予防・日常生活支援総合事業について、昨年度の3月議会の時点で、実施までに準備が必要との理由から、平成29年3月31日までに実施すると実施時期を猶予させていただいたところでございますが、高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らし続けられるような地域を目指す地域包括ケアシステムを構築する上で、住民主体の多様な支援や高齢者の社会参加など、地域の支え合いの体制づくりをするには相当の時間を要することから、介護予防・日常生活支援総合事業の早期開始が重要であると判断し、平成28年2月1日から実施することといたしました。なお、移行に当たっては当初の既存の事業により形式的に移行し、来年度以降、多様なサービスの基盤を整えてまいりたいと思っております。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る補正予算を本議会に提案させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、認知症初期集中支援事業につきましては、こちらも今般改正されました介護保険法で全ての市町村で実施が義務づけられ、昨年度の3月議会では、平成30年3月31日まで実施を猶予させていただいたところでございますが、高齢化が進む中、認知症状をお持ちの方やそのご家族からの相談や支援をするケースが多くなってきていることから、早期実施が必要と判断し、このたび山武郡市医師会を初め、関係者のご協力をいただき、認知症初期集中支援チームを平成28年3月に設置し、4月から稼働することとなりました。

支援チームの体制ですが、地域包括支援センター内に設置し、専門職については地域包括支援センターの職員が兼務し、専門医につきましては、認知症サポート医の山崎医院、山崎政城先生にお引き受けいただけることになっております。現在でも、地域包括支援センターにおいて認知症の相談、支援をしておりますが、新年度からは、認知症に係る専門的な知識技能を有する医師の助言のもと、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に初期段階から集中的に支援を行い、自立生活へのサポートを行うことができるようになります。

続いて、健康管理課関係についてでございますが、9月から新たに東陽病院において、胃がん個別健診を開始したところ、11月末現在52人の申し込みがあり、受診機会の拡大につながっているものと考えております。また、12月6日の日曜日には、健康づくりセンタープラムで、東陽病院、外川院長の講演を初めとしたがん予防展を開催いたします。今後もがん予防の普及啓発を図り、がん検診受診率向上対策に努めてまいります。

続いて、社会文化課関係についてでございますが、10月11日に予定していましたが、11月7日、8日に開催されました町民会館と町体育館で開催いたしました横芝光町文化祭では、数多くの作品展示、芸能発表等が催され、2日間で3,400人を超える来場者がありました。そして、11月7日に行われた図書館まつりもリサイクル本フェアや雑誌付録抽せん会、映画会、特別おはなし会など、子供から大人まで楽しめるイベントを行い、延べ2,300人の方々にぎわいました。当日、図書館前にオープンした移動カフェは来場者の皆様に大変好評でございました。これらの事業の開催にご尽力をいただいた文化協会を初めとする関係者の皆様に、感謝申し上げる次第でございます。

また、新年に予定されております新春マラソンは1月9日に、成人式は文化会館において1月10日に、町内駅伝大会は1月24日の開催に向け、各関係機関と調整等準備を図っているところでございます。

続いて、東陽食肉センター関係についてでございますが、11月末現在の屠畜頭数は豚が9万4,586頭、牛は2,255頭で、昨年同期と比較しますと、豚は1万2,655頭の減、牛は652頭の減となっており、いずれも当初予算の屠畜頭数は確保できないおそれがあると考えております。この原因は、豚流行性下痢と問屋1社の破産によるものでございますが、今後も引き続き、屠畜関係者と協力しながら1頭でも多くの屠畜数を確保できるよう努力してまいりたいと考えております。

施設改修関係では、小動物解体室のバケットコンベアチェーンとフリーカーブコンベアチ

エーンの取りかえ工事は7月に完了いたしました。また、ボイラー機器取りかえ工事は、10月に入札を行い、11月には株式会社秋葉設備工業と契約をしたところでございます。

最後に、農業委員会についてでございますが、農地利用の最適化を促進することを目的に、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。これに伴い、農業委員の公選制が廃止され、町議会の同意を得る専任制へと改められました。また、農地利用最適化推進委員が新設されることから、委員の定数条例案並びに委員の報酬に係る条例改正案を本議会に提出させていただいたところでございます。

以上、各課における各種事業の進捗等状況について、ご説明させていただきました。

議員各位には、今後ともさらなるご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、諸般の報告といたします。

それでは、引き続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の平成27年12月横芝光町議会定例会提案理由説明書をごらんください。

議案第1号 横芝光町行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてありますが、本案は、平成28年4月1日から町行政組織の改編を行うことから、これに伴い改正が必要となる関係条例を一括して整理するため、横芝光町行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例を制定すべく提案したものでございます。

議案第2号 横芝光町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてであります。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項により、個人番号を利用するため、横芝光町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定すべく提案したものでございます。

議案第3号 横芝光町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、行政手続法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、行政手続法の改正規定の趣旨に沿った必要な措置を講ずるため、横芝光町行政手続条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第4号 横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、行政サービスの受益者負担における住民相互の負担の公平性の確保並びに持続可能な町政運営を図るため、使用料及び手数料の見直しを行うべく、算定原価や近隣

自治体との均衡等を勘案し、横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第5号 横芝光町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたため、横芝光町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第6号 横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、平成28年度から開所する予定の2つの児童クラブを追加し、対象児童の拡充を図るため、また、平成28年4月1日から町行政組織の改編を行い、児童クラブ事業の所管が横芝光町教育委員会部局から町長部局へ移行するため、横芝光町児童クラブ条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第7号 横芝光町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてであります。本案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、農業委員会等に関する法律が改正され、新たに農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員の定数を定める必要が生じたため、横芝光町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定すべく提案したものでございます。

議案第8号 横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会の構成が変わるため、横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第9号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議についてでございます。本案は、行政不服審査法第81条第1項に規定する期間の設置及び運営を共同処理する事務として追加するため、山武郡市広域行政組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めべく提案したものでございます。

議案第10号 平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。本案は、入札差金などの執行残見込み額を減額したほか、農地中間管理機構事業、介護給付・訓練等給付事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ5,691万

7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億7,377万8,000円とすべく提案したものでございます。

議案第11号 平成27年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、本案は、制度改正に伴い、予算項目の組み替えを行うほか、介護保険指定事業者等管理システム委託等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ141万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,428万8,000円とすべく提案したものでございます。

議案第12号 平成27年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、本案は、臨時職員の雇用及び浄化槽の維持管理に伴う経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ386万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,247万5,000円とすべく提案したものでございます。

議案第13号 平成27年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、本案は、収益的収入及び支出予算の支出で給与費と委託派遣職員経費の調整を行うとともに、資本的収入及び支出予算で病棟浴室改修工事に要する経費に補正の必要が生じたため、資本的支出の総額に513万円を追加し、支出総額2億7,645万9,000円とすべく提案したものでございます。

議案第14号 町道I-14号線道路改良工事（その2）請負変更契約の締結についてでございますが、本案は町道I-14号線道路改良工事（その2）請負契約の路床改良工事及び購入土量に変更が生じたので、既契約の変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めべく提案したものでございます。

以上、このたび提出いたしました案件についてその概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明を加えさせていただきますのでよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げ、諸般の報告並びに議案の提案理由とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩します。

再開は午前11時15分とします。

（午前10時59分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 14 分）

○議長（鈴木唯夫君） 提案理由説明を続けます。

次に、担当課長の説明を求めます。

議案第 1 号ないし議案第 3 号について、総務課長。

〔総務課長 實川裕宣君登壇〕

○総務課長（實川裕宣君） それでは、私からは議案第 1 号から第 3 号につきましてご説明を申し上げます。

資料につきましては、ピンク色の議案つづり、それから黄色の議案関係資料をご用意いたします。

それでは初めに、議案つづりの 1 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 1 号 横芝光町行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

横芝光町行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 12 月 4 日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、先ほど町長が提案理由説明で申し上げましたとおり、平成 28 年 4 月 1 日から町行政組織の改編を行うことから、これに伴い改正が必要となる関係条例を一括して整理するため、横芝光町行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するものでございます。

これは、合併 10 年を迎え、今後も住民の満足度を低下させることのないよう、社会変化に対応した組織の構築を目指した改編を行うものでございます。

議案つづりの 3 ページ、議案関係資料につきましては、1 ページから 4 ページをごらんいただきたいと思います。

改正内容といたしましては、健康管理課を健康こども課と名称変更し、現行福祉課で所管しております児童福祉及び保育所に関する事務を健康こども課に移管するものでございます。

また、税務課の債権対策に関する事務を削るものでございます。これは、現在税務課内にある債権回収対策室を廃止し、税に関する債権は税務課で、私債権と言われます保育料、給食費等はそれぞれの担当課で所管しようとするものでございます。

それでは、議案つづりの 3 ページをごらんいただきたいと思います。

改正条文では、第1条で横芝光町行政組織条例の一部改正を、第2条で横芝光町議会委員会条例の一部改正を、第3条で横芝光町子ども・子育て会議条例の一部改正を行うものでございます。

附則で条例の施行日を平成28年4月1日とするものでございます。

次に、議案第2号についてご説明をいたします。

議案つづりの5ページをお願いいたします。

議案第2号 横芝光町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について。

横芝光町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法第9条第2項により、個人番号を利用するため、横芝光町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定するものでございます。

制定の内容は、庁内での番号法に定められた個人番号利用事務間の連携については、利用に該当し、番号法第9条第1項による制限を受けることとなるため、同条第2項の規定に基づき、条例により必要な事項を定めるものでございます。

議案つづりの7ページをごらんいただきたいと思います。

第1条では趣旨を、第2条で定義、第3条で町の責務、第4条では個人番号の利用の範囲を、これは個人番号利用事務いわゆる法定事務を処理するため、同一機関内で特定個人情報の授受を行う庁内連携を規定するものでございます。また、第5条で委任を、最後に附則で条例の施行期日を平成28年1月1日とするものでございます。

最後に、議案第3号につきましてご説明申し上げます。

議案つづりの9ページをごらんいただきたいと思います。

議案第3号 横芝光町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、行政手続法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、行政手続法の改正規定の趣旨に沿った必要な措置を講ずるため、横芝光町行政手続条例の一部を改正するものでございます。

議案つづりの11ページ、議案関係資料の5ページから9ページをごらん願います。

処分や行政指導に関する手続について、国民の権利、利益保護の一層の充実を図るため、行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されております。この改正法は法律に根拠を有する処分や、国が行う行政指導についてのみ適用があり、条例等に根拠を有する処分や地方公共団体の行う行政指導については適用除外とされております。一方、地方公共団体は行政手続法の規定の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされております。

こうしたことから、このたびの一部改正では、第2条で定義の見直しを行い、第33条で行政指導の方法を、第34の2で行政指導の中止等の求め、第34条の3で処分等の求め等の規定を設け、町が行う行政指導の対象となる者の権利保護の充実を図ろうとするものでございます。

なお、附則におきまして条例の施行日を平成28年4月1日とし、本条例を引用する横芝光町税条例について、このたびの改正部分を反映させるものでございます。

以上で、議案第1号、議案第2号及び議案第3号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

〔総務課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第4号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、議案第4号 横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

議案につきましては、ピンク色の表紙の議案つづり15ページを、説明資料につきましてはこの黄色い表紙の10ページをそれぞれお開きくださいますようお願いいたします。

それでは、議案第4号 横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

本条例改正案につきましては、町長が提案理由説明でも申し上げましたとおり、行政サービスにおける受益者負担の適正化及び住民負担の公平性確保の観点から、条例で規定いたします手数料の一部につきましては、算定原価をもとに近隣自治体との均衡や激変緩和措置を図りつつ、見直しを行おうとするものでございます。

手数料とは、地方自治法に定めますとおり、地方自治体が特定のもののために行う役務に対して、その当該事務に要する経費とその事務により受けるものの利益を考慮して条例で定めるものとされております。

本町の手数料につきましては、平成18年3月の合併時における調整協議において、現行の手数料額が定められて以来、10年間、一度の改定も行われないうまま現在に至っております。しかしながら、町の財政状況が一層厳しくなることが見込まれ、歳入確保対策を講じることが喫緊の課題となっている状況の中、受益者負担の適正化や住民負担の公平性を確保するためにも手数料の適切な見直しが求められているところであります。

このような状況を踏まえまして、町では、本年8月に手数料見直し基本方針を定め、条例で規定する手数料のうち、政令や県条例等で標準額が定められているものや、全国統一的なものを除いた町独自の判断で改定が可能な手数料につきましては、受益者負担の原則に基づき、1件当たりの事務処理単価を算定した上で、先ほども申し上げました激変緩和措置や、近隣自治体との均衡を配慮しつつ、横芝光町事業再構築検討委員会におきまして手数料の見直しを検討することといたしました。

このような方針と策定方法によりまして、見直し作業を行いました結果、本条例に規定した手数料のうち、住民票及び戸籍附票の写しに係る証明、印鑑登録証の再交付、印鑑登録証明書の交付、公簿、公文書等の閲覧や謄抄本の交付、函面の写しの交付、その他の諸証明に係る手数料につきましては、現行の1件につき200円から300円に改めるほか、住民基本台帳の閲覧の取り扱いや、税務証明のうち、評価、公課証明等の加算の取り扱いについて見直しを行うものでございます。

それでは、改正条例案の内容につきましては、この黄色い表紙の新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

説明資料の10ページ及び11ページをごらんいただきたいと存じます。

表の左側が現行、表の右側が改正案となっております。

条例の別表第2に規定しております手数料のうち、表の左、現行の21、住民票の写しに係る証明の謄本及び抄本、22の戸籍附票の写しに係る証明、1つ飛びまして24、印鑑登録証の

再交付、11ページに移りまして、28公簿、公文書または図面の閲覧または照合、29の公簿または公文書の謄本または抄本の交付、30の図面の写しの交付、以上の事項に係る手数料につきまして、現行の200円から300円に改めるものであります。

この手数料の見直しの作業に当たりましては、該当となる事務1件当たりの処理原価を人件費及び物件費に分けて積算し、算出された原価につきまして近隣自治体との均衡への配慮や激変緩和措置の観点から調整を行いました。この結果、山武郡市の全ての市町及び近隣の多くの市町において設定しております300円の手数料とすることが妥当であると判断したところでございます。

10ページに戻っていただきまして、20番のその他の証明につきましては、現行で1通につき200円と規定し、この表に具体的な事項の記載のない証明手数料の根拠規定としておりましたが、この中から右の表の改正案のとおり、改正案の24番印鑑登録証明書の交付1件につき300円を新たに別表中に規定したほか、11ページの右の表の下、2行のとおり、31税務事務に係る諸証明及び32上記以外の諸証明300円として表記として定め、規定の明確化を図ろうとするものであります。

また10ページに戻っていただきまして、23番の住民基本台帳の閲覧の項目でございますが、現行の1件につき200円の手数料については、変更はございませんが、その下、1簿冊につき5,000円という規定につきましては、現在、住民基本台帳を簿冊により管理していないことからこれを削りまして、閲覧して書き写した人数1人につき、200円の手数料を徴する取り扱いに統一しようとするものでございます。

さらに、11ページの左、現行の表の下部に備考欄として記載しております。この備考欄につきましては、固定資産の評価証明、所有証明、公課証明につきましての加算規定でございますが、土地にあっては10筆、家屋にあっては10棟を超える場合の証明手数料につきまして、それぞれ10筆、10棟を増すごとに100円を加算する規定としておりましたが、この取り扱いを廃止するものでございます。

今回、改正をしようとする手数料以外の手数料、例えば戸籍の謄抄本の証明、租税特別措置法に基づく審査手数料、県条例に規定する屋外広告物の許可手数料、狂犬病予防法に基づく犬の登録や予防注射済票の交付手数料、小規模埋め立てや一般廃棄物処理の許可手数料などの手数料につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、政令等により標準手数料として全国統一的に定められているため、今回変更はいたしません。

それでは、再びこのピンク色の議案つづりに戻っていただきまして、18ページをお開き願

います。

附則で条例の施行期日を定めております。

この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。これによりまして、改正後の手数料の規定は、平成28年度から適用しようとするものでございます。

以上で、議案第4号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして、可決ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第5号について、税務課長。

〔税務課長 鈴木健夫君登壇〕

○税務課長（鈴木健夫君） それでは、議案第5号の補足説明をさせていただきます。

議案つづり、ピンクの表紙は19ページ、議案関係資料、黄色の表紙につきましては12ページそれぞれお開きいただきたいと存じます。

ピンクの表紙でございます。

議案第5号 横芝光町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

本議案は、先ほど町長の提案理由の説明にございましたように、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたことから、横芝光町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

議案関係資料つづり、黄色の表紙の新旧対照表でご説明いたします。

12ページでございますが、第1条でこれは平成27年3月31日に専決しました税条例の一部改正のうち、平成28年1月1日施行分についての一部改正でございます。この中で、税条例2条第3号中「又は名称」の部分でございますが、これは納付書についての用語説明でございます。3月の専決で納付書に法人番号を記載するよう改正をしたところでございますが、今回の地方税法施行規則等の一部改正で、法人番号の記載が不要となったことから削除するものでございます。

そのほかは法人番号の規定を明確化するための条文整理でございます。

議案つづりの21ページの一番下でございます。附則で、この条例は公布の日から施行する

というものでございます。

以上、横芝光町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

〔税務課長 鈴木健夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第6号について、教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） それでは、議案第6号 横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案につきましてはピンク色の議案つづり23ページ、議案関係資料でございますが黄色の表紙の15ページからとなります。

それではまず、議案つづりの23ページをごらんください。

議案第6号 横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

この条例の一部改正は、冒頭、町長からの提案理由説明にもございましたように、平成28年4月1日から開所する児童クラブ2施設を追加し、また、議案第1号にありますように、横芝光町行政組織の改編により児童福祉行政事務が組織改編後の健康こども課へ一元化されますことから、児童クラブ事務担当及び児童クラブの利用許可権限等を教育委員会部局から町長部局へ移行すべく条例の一部を改正するものでございます。

それでは、説明につきましては黄色の議案関係資料にてご説明をいたします。

議案関係資料の15ページをごらんください。

まず、第2条では現行条例の表の最下段、ひかり第2児童クラブを削除いたしまして、改正案の表で横芝小学校児童クラブの次に横芝小学校第2児童クラブを加え、ひかり児童クラブの次に白浜小学校児童クラブを追加するものでございます。

現行条例の第4条では、児童クラブに指導員を置くと規定をしておりましたが、昨年9月議会でご承認をいただきました、横芝光町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第10条に、放課後児童支援員を置かなければならないことが規定されましたことから、児童クラブ従事者に関し、2つの条例で規定をされました。そのことから今

回の一部改正にあわせてこの第4条を削除するものでございます。

現行第5条では、児童クラブの対象児童を小学校第1学年から第3学年までと規定をしておりました。これを児童福祉法で児童クラブの対象年齢をこれまで小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童と規定をされておりましたが、小学校に就学している児童と法の一部が改正されました。このことから、町の児童クラブ条例も年齢要件を削除するものでございます。これによりまして、小学校6年生までの児童が対象とはなります。しかしながら、4年生以上の利用にあつては、利用定員に限りがありますことから、3年生以下の利用状況を見ながら定員に余裕がある場合に限って、利用許可をしたいと考えております。

続いて、第5条のただし書きでは、冒頭ご説明いたしましたように、児童クラブ事務、児童福祉事務が教育委員会部局から町長部局へ移行することから、横芝光町教育委員会を町長に改め、第5条以降を1条ずつ繰り上げるものでございます。現行の第6条から16ページの第10条までは、ともに担当部局の移行に伴う改正でございます。

議案資料の26ページをごらんください。

附則でございますが、この条例は主要施設開設及び組織改編が行われます平成28年4月1日に合わせ施行するものでございます。

簡単で申しわけございませんが、以上で議案第6号のご説明といたします。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますようお願いを申し上げまして説明を終わります。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第7号及び議案第8号について、農業委員会事務局長。

〔農業委員会事務局長 齋藤政美君登壇〕

○農業委員会事務局長（齋藤政美君） それでは、私からは議案第7号及び議案第8号についてご説明申し上げます。

初めに、議案つづりの27ページをごらん願います。

議案第7号 横芝光町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について。

横芝光町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、先ほど町長が提案理由説明で申し上げましたとおり、農業協同組合法等の一部を

改正する等の法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、農業委員会等に関する法律が改正され、新たに農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員の定数を定める必要が生じたことから、本条例を制定するものであります。

条例案につきましては、議案つづりの29ページをごらん願います。

内容の説明につきましては、条ごとの概要説明とさせていただきます。

第1条では、法に基づき、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるという条例の趣旨を、第2条では、委員の定数を12人とし、第3条では、推進委員の定数を24人とするものです。また、附則第1項により、この条例は平成28年4月1日から施行することとし、第2項では現行の横芝光町農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区に関する条例を廃止するものであります。

続いて、議案第8号についてご説明申し上げます。

議案つづりの31ページをごらん願います。

議案第8号 横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会の構成が変わることに対応する必要があることから、横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案つづりの33ページ及び議案関係資料の17ページをごらん願います。

改正条例の別表中4、農業委員会会長及び委員の報酬月額案が3万3,500円と2万7,500円であったものを3万6,000円と3万円にそれぞれ改めるとともに、新たに設置される農地利用最適化推進委員については、月額1万5,000円にするものであります。

なお、附則によりこの条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第7号及び議案第8号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔農業委員会事務局長 齋藤政美君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第9号について、総務課長。

〔総務課長 實川裕宣君登壇〕

○総務課長（實川裕宣君） それでは、議案第9号についてご説明を申し上げます。

議案つづりの35ページ、議案関係資料につきましては18ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第9号 山武郡市広域行政組合格約の変更に関する協議について。

山武郡市広域行政組合格約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成27年12月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の設置及び運営を共同処理する事務として追加するため、山武郡市広域行政組合格約を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

具体的な内容といたしましては、行政不服審査法に基づく審査会につきまして、管内の市町で協議の結果、審査請求件数等を勘案し、共同処理が効率的だということの結論から新たに山武郡市広域行政組合の共同処理する事務として加えようとするものでございます。

以上、簡単でございますが議案第9号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔総務課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前 11時 52分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時 59分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 提案理由説明を続けます。

議案第10号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 議案第10号 平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

別冊となっております補正予算書をお手元にご用意願います。

1ページをごらんください。

平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,691万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億7,377万8,000円とし、第2条では、債務負担行為の補正を、第3条では地方債の補正を行うおうとするものでございます。

次の2ページから4ページは、第1表歳入歳出予算補正でございます。内容は、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは、記載事項のご確認をお願いいたします。

5ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正でございます。

初めに、議会だより印刷製本費は一定期間同一の業者に継続して委託することにより、議会だより編集業務の向上や、効率性を図るため、平成27年度から平成30年度までの期間、限度額324万1,000円で債務負担行為を設定しようとするものであります。

ちば電子調達システム使用料は、現在、電子入札等の業務に利用しております、ちば電子調達システムにつきまして、引き続き、県内の他市町村と共同運用し、利用するため平成27年度から平成30年度までの期間、限度額352万4,000円で債務負担行為を追加しようとするものであります。

乗合タクシーオペレーター業務委託は、本年10月に千葉県最低賃金が改正されたことに伴い、オペレーター業務に係る人件費の増額に伴う変更契約を行う必要があるため、平成27年度から平成29年度までの期間、限度額1,515万7,000円で債務負担行為を追加しようとするものであります。

次の県営かんがい排水事業両総茂原西部地区負担金は、本事業の受益地である14市町村が覚書による負担比率に基づき、平成29年度から7年間にわたり、毎年度事業負担金を支払うことにより、金利負担の軽減を図るため、平成27年度から平成35年度までの期間、限度額4,551万円で債務負担行為を設定しようとするものであります。

最後に、図書館カウンター業務等委託につきましては、現在の業務委託期間が本年度末で終了することから、終了前に契約事務を進める必要がありますので、平成27年度から平成30

年度までの期間、限度額2,984万8,000円で債務負担行為を追加しようとするものであります。

続きまして、6ページは第3表地方債補正であります。

今回の補正は、2つの事業につきまして変更を行うものであり、いずれも記載の方法、利率、償還の方法には変更はございません。合併特例事業では、限度額を1,000万円増額し、1億9,430万円に、中学校施設整備事業では、限度額を4,710万円減額し、1億900万円にそれぞれ補正しようとするもので、内容につきましては、歳入の21款町債で説明させていただきます。

7ページから9ページは事項別明細書の総括でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の内容についてご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。

初めに、歳入でございます。

14款は国庫支出金でございます。1項1目民生費国庫負担金は、社会福祉費負担金で障害のある方の介護給付・訓練等給付費及び障害児通所給付費の増により、2分の1国庫負担分1,260万1,000円を増額計上するものであります。

2項1目総務費国庫補助金は、1節の総務管理費補助金で選挙権年齢の18歳引き下げに伴う選挙人名簿システム改修費補助に9万7,000円、2節の戸籍住民基本台帳費補助金で、個人番号カード交付事務費補助金として79万円をそれぞれ計上するものであります。

5目教育費国庫補助金は、横芝及び光両中学校の天井落下防止対策事業に係る学校施設環境改善交付金の交付決定に伴う405万7,000円の増額計上であります。

15款県支出金に入りまして、1項2目民生費県負担金は、14款の民生費国庫負担金同様、障害のある方の介護給付・訓練等給付費及び障害児通所給付費の増加に伴う4分の1県費負担分630万円の増額計上であります。

2項2目民生費県補助金は、光町保育園分園整備に係る保育所緊急整備事業補助金の基準単価変更等に伴う323万9,000円の増額であります。

3目衛生費県補助金84万6,000円は、ゼロ歳から中学校3年生までの子ども医療費の増加に伴う県負担分の増額計上であります。

4目農林水産業費県補助金につきましては、飼料米等の作付面積が確定したことによる水田持久力向上対策事業補助金171万1,000円の増額のほか、農地中間管理機構を介した地域内農地の貸借及び経営転換等の実績に対し、面積に応じて営農組合及び耕作者に交付される千

千葉県農地集積集約化対策事業補助金6,133万4,000円、さらには主食用米の需給改善と米価安定のため市町村が行う飼料用米の取り組み拡大推進活動に対し、飼料用米生産拡大推進交付金113万6,000円が交付されるものであります。

3項1目総務費委託金は、無投票となりました千葉県議会議員選挙に係る執行委託金を精算し、591万8,000円を減額補正するものであります。

11ページに移っていただきまして、17款1項2目教育費寄附金は、光ライオンズクラブからの教育寄附金30万円で、全額を光中学校の教材備品購入に充てようとするものであります。

18款2項6目社会福祉基金繰入金411万2,000円は、光町保育園分園整備事業に係る補助基準単価の変更等によりまして、増額となった町負担分について社会福祉基金から繰り入れるものであります。

7目地域振興基金繰入金は、本基金の平成27年度充当事業のうち、海水浴場開設事業を減額補正することにより、繰入金を334万2,000円減額するものであります。

19款1項1目繰越金は、本補正予算の財源手当てのため、前年度繰越金50万9,000円を充てるものであります。

20款7項1目雑入でございますが、わたしの街みどりづくり事業交付金1万4,000円は、交付額確定に伴う増額で、次の乗合タクシー運賃収入101万9,000円の減及び1つ飛びまして、乗合タクシー回数券販売収入45万円の追加は、10月から乗合タクシーの回数券販売及び利用開始したことに伴いまして、本年度の利用実績からそれぞれの収入見込みを計上したものでございます。また、農地流動化推進事業奨励金返還金680万円は、農地中間管理機構事業の導入に伴う町単農地流動化奨励金の返還金でございます。

最後に21款は町債でございます。

1項1目総務債は町道I-8号線及びI-9号線の事業実施に当たり、国庫補助金が減額となったことから財源調整を行い、合併特例事業債を1,000万円増額補正するものであります。

4目教育債は、横芝及び光両中学校の天井落下防止対策事業に係る調整でございまして、歳出における事業費は減額となったものの、国庫補助の対象となる基本額が増額となったことに伴い、交付税措置率の高い全国防災事業債を810万円増額する一方、緊急防災・減災事業債を5,520万円減額する財源調整を行うものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

12ページをごらん願います。

初めに、2款は総務費でございます。

1項1目一般管理費は、一般職給与費で職員共済組合負担金658万2,000円の減額。

5目財政管理費は、減債基金積立金で今後の公債費増加に対応するため、利子分に加え新たに1,000万円を積み立てるものでございます。

7目財産管理費48万1,000円は、老朽化により故障が多く、支障を来している事務機器のうち、印刷機は5年リースにより、紙折り機は購入により入れかえるものでございます。

8目企画費は、第2表の債務負担行為でもご説明しましたとおり、千葉県最低賃金が10月から改正されたことに伴い、乗合タクシーオペレーター業務に係る本年度分の人件費について2万7,000円の委託料の増額を行うものであります。

9目地域安全対策費は、防犯指導員1名について、新たに選出されたことによる指導員報酬1万8,000円の追加及び防犯用車両の修繕等に伴う町防犯協会補助金10万5,000円の増額補正であります。

12目情報管理費は、住民情報系電算管理事業でセキュリティー確保のためのファイヤーウォール機器の更新や保守委託、選挙権年齢の18歳引き下げに伴う選挙人名簿管理システムの改修などの委託料に25万9,000円、住民情報系機器の賃借料に係る入札差金の減額55万2,000円及び番号法の運用に伴う中間サーバー接続機器購入に90万3,000円をそれぞれ計上するものであります。

13ページに移っていただきまして、3項1目戸籍住民基本台帳費は、個人番号交付事務に係る職員時間外勤務手当や臨時職員賃金、さらには個人番号カードの交付に際し、本人確認を厳格に行うための顔認証装置や、カード裏書システムの設置保守等に係る経費として、事業全体で209万4,000円を補正計上するものであります。

続きまして、4項2目千葉県議会議員選挙費は無投票に伴う630万5,000円の減額、14ページに移っていただきまして、4目町議会議員選挙費は精算による執行経費249万円の減額、さらに5目農業委員会委員選挙費は、15ページにかけまして農業委員会等に関する法律の改正によりまして、農業委員の公選が廃止されたことから、当初予算に計上しました327万4,000円全額を減額するものであります。

3款民生費に入りまして、1項2目老人福祉費は介護保険特別会計操出事業で、職員給与費及び介護保険指定事業者管理システム導入に係る114万1,000円の追加であります。

3目障害者福祉費は、歳入の国庫及び県負担金でもご説明いたしましたとおり、介護給付・訓練等給付事業については、障害のある方の生活介護、施設入所支援、共同生活援助等

のサービス利用の実績見込みによる給付費1,872万円の増額、障害児通所支援事業も同様に、実績見込みによりまして、放課後等デイサービス給付費等につきまして648万3,000円を増額補正するものであります。

続きまして、2項4目保育所費は大総保育所運営事業で幼児室のエアコン機器の入れかえに44万9,000円、保育委託事業では、光町保育園分園新設工事に伴う補助基準単価及び算出方法の変更によりまして、保育所緊急整備事業補助金485万8,000円を増額計上するものであります。

16ページをお願いします。

4款は衛生費でございます。

1項1目保健衛生総務費は、中学3年生までの子ども医療費の増加に伴い、360万円を増額補正するものであります。

続いて、5款は農林水産業費で1項3目農業振興費は、歳入の県補助金でもご説明いたしましたとおり、全額県費負担によるものとしたしまして、水田農業構造改革対策事業は、飼料用米の作付面積確定に伴う補助金171万1,000円の増額、農地中間管理機構事業6,133万5,000円は、農地中間管理機構を介した農地の貸借等の実績に対し、新たに交付されるものでございます。

また、次の飼料用米生産拡大推進交付金事業198万1,000円は、県からの交付金を充当し、飼料用米生産拡大推進のために活用する庁用車両を購入するものであります。

2項1目林業振興費は、わたしの街みどりづくり事業交付金の追加交付分1万4,000円を緑化推進のための苗木購入費に充てるものであります。

続きまして、6款は商工費でございます。

1項1目商工費振興費25万6,000円は、職員の時間外勤務手当で、2目観光費は、17ページにかけまして、木戸浜海水浴場が本年度においても開設できなかったことから、不用額となる委託料334万2,000円を減額するものであります。

続きまして、7款土木費に入ります。

1項1目土木総務費7万5,000円は、職員手当の増額で、2項3目道路新設改良費は来年2月に予定しております、清長大橋開通式の実施に係るイベント委託料270万円の計上であります。

5項1目住宅管理費は、施設の老朽化が進む町営住宅の修繕料で栗山団地に1万8,000円、小田部団地に18万5,000円を追加計上するものであります。

続きまして、9款は教育費でございます。

1項2目事務局費は、事務局事務費で各小中学校における児童生徒の校外学習及び各種大会送迎用のバス借り上げ料55万円、健康診査事業で法律改正に伴い、今年度中に作成が必要となる町内全校児童生徒の健康診断表用紙の購入に9万6,000円を計上するものであります。

18ページに移っていただきまして、2項1目学校管理費は小学校施設維持管理事業で日吉小学校の揚水ポンプ及び横芝小学校の藤棚に係る修繕料に35万1,000円、上堺小学校施設改修工事の設計委託料に16万2,000円、工事請負費といたしまして、横芝小学校屋内運動場のどんちょう改修工事、南条小学校のトイレ改修工事及び東陽小学校校庭樹木等撤去工事235万5,000円をそれぞれ計上するものであります。

3項1目中学校費の学校管理費は、横芝及び光両中学校の天井落下防止対策事業につきまして契約実績により、横芝中学校においては2,019万7,000円、光中学校においては2,370万2,000円をそれぞれ減額するものでございます。

2目教育振興費は、横芝中学校教育振興事業において、平成28年度学習指導要領の改訂に伴う教師用指導書の購入に64万円、光中学校教育振興事業では、同じく教師用指導書の購入に66万1,000円のほか、歳入において説明いたしました教育寄附金を充て、教育備品でありますビブラフォン一式の購入に39万9,000円を計上するものであります。

19ページに移りまして、5項1目社会教育総務費21万4,000円は、各種社会教育事業等で使用いたしますポータブルのワイヤレスアンプセットを購入するものであります。

6項2目体育施設費は、光スポーツ公園野球場のスコアボード部分の補修に27万6,000円を計上し、最後の3目学校給食費は、学校給食センターで使用いたします調理器具の修繕料及び各調理室に設置しております空調機のフィルター交換委託料に合わせて24万4,000円を計上するものでございます。

20ページから22ページは、給与費明細書でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。また、23ページ及び24ページは、それぞれ債務負担行為及び地方債に関する調書でございますので、これらにつきましても後ほどご確認をお願いいたします。

以上、平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして、可決ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第11号について、福祉課長。

〔福祉課長 椎名富士男君登壇〕

○福祉課長（椎名富士男君） それでは、議案第11号につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、介護保険特別会計補正予算つづりの1ページをお願いいたします。

議案第11号 平成27年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,428万8,000円とするものであります。

本案は、町長の提案理由説明にございましたように、制度改正に係る介護予防・日常生活支援総合事業への移行のための予算組み替えが主な内容となっております。

具体的には、平成28年2月利用分からの介護予防に係る事業費を、歳入では、介護給付費負担金から地域支援事業交付金に、歳出では、保険給付費から地域支援事業費に組み替えるものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。

資料の6ページ、歳入をお願いいたします。

3款国庫支出金は、1項1目介護給付費負担金で25万3,000円、2項2目地域支援事業交付金介護予防事業分で2万8,000円、合計28万1,000円を2項5目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業分に移しかえるものです。

4款1項支払基金交付金は、1目介護給付費負担金から29万3,000円を、2目地域支援事業支援交付金に移しかえるものです。

5款県支出金は、1項1目介護給付費負担金で12万6,000円、3項1目地域支援事業交付金介護予防事業分で1万4,000円、合計14万円を3項3目地域支援事業交付金介護予防・日常生活支援総合事業分に移しかえるものです。

7ページをお願いいたします。

8款1項一般会計繰入金は、1目介護給付費繰入金で12万6,000円、2目1節介護予防事業で1万4,000円、合計14万円を2目3節介護予防・日常生活支援総合事業に移しかえるものです。

3款の国庫支出金から8款1項の一般会計繰入金までは、同額での予算組み替えということになりますので、予算額の増減はございません。

8款1項3目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金49万3,000円は、職員の時間外勤務手当でございます。

同2節事務費繰入金64万8,000円は、介護保険新規システムの導入経費でございます。

職員給与費及び事務費繰入金につきましては、一般会計からの法定繰り入れということになります。

続きまして、9款1項1目繰越金の27万円は、前年度分の国庫補助金返還金の財源として、前年度繰越金を充てるものでございます。

8ページ歳出をお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、3節職員手当49万3,000円は、制度改正によりまして地域包括ケアシステム構築に向けた業務等が生じたことから、職員の時間外勤務手当の調整が必要となったものでございます。

13節委託料64万8,000円は、来年度からの利用を予定しております、介護保険指定事業者管理システムの導入委託料でございます。

2款1項1目介護サービス給付費は、利用状況の見込みから各サービス給付費の額を調整するもので、目単位での予算額の増減はございません。

2項1目介護予防サービス給付費は、100万円を9ページの5款3項1目介護予防・日常生活支援サービス事業費に移しかえるものでございます。

9ページ2款3項1目審査支払手数料は、1万1,000円を5款5項1目の審査支払手数料に、5款1項2目一次予防事業費は、報償費11万4,000円を5款4項1目一般介護予防事業費の報償費にそれぞれ移しかえるものでございます。

10ページをお願いいたします。

7款1項2目償還金27万円は、前年度に国から受け入れました介護保険システムの改修補助金の精算によりまして、超過受け入れ分を返還するものでございます。

以上、議案第11号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔福祉課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第12号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 郡司民夫君登壇〕

○食肉センター所長（郡司民夫君） それでは、別冊になっております議案第12号の1ページをごらんください。

議案第12号 平成27年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）について、補足説明させていただきます。

このたびの補正予算は、第1条に定めたとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

それぞれ386万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,247万5,000円とするものであります。

それでは、6ページをごらんください。

まず、歳入であります。4款1項1目繰越金は、歳出補正予算の財源調整のための補正として170万4,000円増額し、2,779万5,000円とするものであります。

5款1項1目雑入は、雇用保険料臨時職員負担分として3万5,000円増額し、23万5,000円とするものであります。

6款2項1目財政調整基金繰入金は、歳出補正予算の財源とするための補正として212万3,000円を増額し、4,355万1,000円とするものです。

次に、歳出であります。7ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費173万9,000円の増額補正であります。

4節共済費は、臨時職員雇用に伴う社会保険料等の負担金として31万4,000円を増額するものであります。

7節賃金は、現場職員の人員不足を補うものとして142万5,000円を増額するものであります。

2款1項1目施設管理費212万3,000円の増額補正であります。

13節委託料は、浄化槽、原水槽の余剰汚泥の引き抜き清掃委託料として212万3,000円を増額するものであります。

以上、議案第12号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認くださいますようお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 郡司民夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第13号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、議案第13号 平成27年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案第13号と書かれました補正予算書をごらんください。

1ページでございますが、第1条では総則を、第2条では業務の予定量、第3条では収益的収入及び支出の補正額を示してございます。

次の第4条資本的収入及び支出の補正につきましては、第1款第1項建設改良費に513万円を追加し、第1款資本的支出の総額を2億7,645万9,000円とし、補正に伴う不足財源につ

きましては、予算第4条本文括弧中に示しております、当年度分損益勘定留保資金で補填する額を当初の1億599万9,000円から、1億1,112万9,000円に改めるものであります。

続いて、2ページになりますが、第5条は債務負担行為の追加でございます。

平成28年3月末で契約期間が満了となります、東陽病院給食業務委託につきまして、本年度中に新たな業者の選定を行い、その後3カ年の委託業務とするため、平成27年度から平成30年度までの期間で債務負担行為を設定し、係る経費の限度額を8,200万円と定めるものであります。

第6条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費につきまして、職員給与費の減額がございましたことから、予算第9条に定めております金額の合計を8億4,047万7,000円と改めるものであります。

それでは、補正予算説明書に基づき、補正の内容につきましてご説明いたしますので、4ページをごらんください。

このたびの補正は、上段の収益的収入及び支出並びに下段の資本的収入及び支出につきまして、いずれも支出のみの補正を行うものであります。

上段の表、収益的収入及び支出についてでございますが、支出の1款1項1目給与費498万4,000円の減額は、当初事務職員1名の増員を予定しておりましたが、これを減額し、3目16節委託費に所要の経費を追加するものであります。

委託費498万4,000円の内訳でございますが、説明欄に記載の診療業務は、看護助手と派遣職員2名分の経費を、医事業務につきましては、医療連携室配置の派遣職員1名分の経費を、また宿日直業務につきましては、当初で見込みました額の不足額を追加計上させていただくものでございます。

次に、下段の表になりますが、資本的収入及び支出の1款1項1目病院改築事業費の1節工事請負費513万円の追加でございますが、これは、2階第一病棟にございます浴室改修工事にかかわるもので、当初予算では浴槽の交換及びそれに伴います影響範囲のタイル張りかえ等必要最低限の経費を計上させていただいておりましたが、患者様のより安全な入浴環境を確保するため、9月議会定例会におきまして設計委託費に関する補正予算を認めていただき、来年度に施設基準の取得を予定しております地域包括ケア病床に備え、脱衣所を含む浴室全体のバリアフリー化や車椅子での移動が可能となるよう見直しを行いましたことから、本補正予算に所要の額を追加計上させていただくものであります。

5ページは、本補正予算により、給与費に変動がございましたことから、給与費明細書の

補正を、また、6ページには東陽病院給食業務委託に係る債務負担行為の当該年度以降の支出予定額等に関する調書を示させていただいておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、議案第13号 平成27年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第14号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、私のほうからは議案第14号につきましてご説明をさせていただきます。

こちらのほうのピンクの表紙のほうの議案つづりの37ページをごらんいただきたいと思います。

議案第14号 町道Ⅰ-14号線道路改良工事（その2）請負変更契約の締結について。

町道Ⅰ-14号線道路改良工事（その2）について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

工事の名称は、町道Ⅰ-14号線道路改良工事（その2）であります。

工事の場所につきましては、横芝光町木戸地先、請負代金ですが変更前は6,642万円、変更後は5,986万4,400円、差し引き655万5,600円の減となります。

契約の相手方でございますが、千葉県山武郡横芝光町木戸10110番地、株式会社畔蒜工務店、代表取締役社長畔蒜毅。

平成27年12月4日提出。

横芝光町長、佐藤晴彦。

本案につきましては、町道Ⅰ-14号線道路改良工事（その2）の請負契約を平成27年7月8日に締結をいたしました。その額を変更させていただこうとするものであります。

内容につきましては、黄色の表紙こちらのほうでございますけれども、議案関係資料に基づきまして説明をさせていただきますので、19ページをお開きを願いたいと思います。

まず、工事場所でございますけれども、栗山川にかかる清長大橋の木戸側となります。この平面図で赤く塗り潰した部分が工事区域となります。ここに記載のとおり、本道路改良工事の工期、工事延長とも変更はありませんが、工事内容で路床安定処理工が取りやめになり

ました。その他の工種には変更はありませんでした。

次の20ページをごらんいただきたいと思います。

標準横断図でございますが、上段のほうは変更前で下段のほうは変更後の横断図であります。説明に際しまして、やや専門的になってしまいますが、ご理解をいただきたいと存じます。

まず、I-14号線道路改良区間の全体の舗装厚さ、表層工5センチメートル、上層路盤は13センチメートル、下層路盤が16センチメートルの計34センチメートルになりますが、この厚さは1日1方向当たりの大型車交通量と路床の土の設計CBRなどをもとに決めております。なお、CBRとは路床、路盤の強度を示す値で、路床とは舗装、下層路盤の下厚さ約1メートルの土の部分を言います。

この路床は、舗装の厚さを決定する基礎となるもので、設計CBRを求めるための試験を本事業区間の約200メートルごとに現道部分で実施したところ路床のCBRが平均して4%程度となりました。このため、舗装設計の基準としております路床を6%に改善する必要性がありましたので、変更前の標準横断図のとおり、赤く塗り潰した部分になりますが、路床安定処理工として、路床の厚さ84センチメートルに1平方メートル当たりセメント53キログラムを混合し、CBR6%に改良することになりました。これに基づいて工事発注をしたところであります。

その後、工事着手前に決められております本工事区間内の20メートルごとにCBR試験を実施したところ、路床のCBRが全ての地点において6%以上が得られました。この結果、下段の標準横断図のとおり、舗装厚さは変わらずに路床安定処理工の1,780平方メートルが取りやめとなりました。また、本工事で盛り土が不足するとして2,547立方メートルの土の購入を見込んでいましたが、用地提供をいただいた地権者の隣接地を本工事にあわせて道路と同一の高さにすることになりましたので、これにより発生した土を盛り土として流用したことと、これに加え工事区域内の掘削度が当初見込んだ量より大分多かったことから、結果として購入土が1,518立方メートルで済み、差し引き1,029立方メートルの土を購入する必要がなくなりました。

以上のようなことから、これにかかります工事費用の精査によりまして、請負金額に変更の必要性が生じたために提案させていただいたものでございます。

以上で、議案第14号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認を賜りますようお願いを申し上げます。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後 1 時55分とします。

（午後 1 時 4 3 分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 5 5 分）

---

◎一般質問

○議長（鈴木唯夫君） 日程第 6、これより一般質問を行います。

---

◇ 宮 蘭 博 香 君

○議長（鈴木唯夫君） 通告順に発言を許します。

宮蘭博香議員。

〔3 番議員 宮蘭博香君登壇〕

○3 番（宮蘭博香君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議席番号 3 番、宮蘭博香が通告に従い、一般質問をさせていただきます。

ことしも早いもので師走を迎え、残すところ28日となりました。町当局におかれましては、新年度における一部組織の見直し、新年度の予算編成、まち・ひと・しごと創生総合戦略等々、今行わなければならない業務が盛りだくさんあり、時間に追われていることと思いますが、こういうときに妥協することなく、いかに頑張れるかということが大切だと思います。言うまでもなく、今まさに地方自治は市町村間の格差が生じるような状況になってきており、市町村間競争に勝ち抜かなければ光明が差し込むことはありません。

佐藤町長におかれましては、来年 3 月に有権者の審判を仰ぐこととなり、大変忙しい時期を迎えるわけですが、今、まさに本当の真価が問われようとしています。真のふるさとの礎を築くため、職員の先頭に立ち、汗を流し、横芝光町という組織が一枚岩となり、住民の負託に応えられるよう、頑張ってください。ことを切にお願い申し上げるとともに、期待するものであります。

それでは、大綱 3 点につきまして一般質問をさせていただきます。

大綱1点目としましては、平成28年度一般会計予算の編成方針についてであります。

予算編成に当たっては、財政力指数の低い当町としては、多額の依存財源に頼っているところであり、非常に苦慮していることと思います。こういうときこそ、アイデアと知恵を出し合い、余り過去にとらわれなくて、時代に合った予算編成をすることが一つの方法だと思います。それらを踏まえ、3点についてお伺いするものであります。

1点目として、当初予算10億円の削減についてであります。町長は次世代のために聖域なき行政改革、当初予算10億円の削減に向けてという編成方針を打ち出したわけですが、具体的にはどのように行っていくのかお伺いするものであります。

2点目として、副町長をトップとし、事業再構築検討委員会を開催し、数多くの協議をしてきたものと思われませんが、それらの協議事項をどのように新年度予算に反映させていくのかお伺いするものであります。

3点目として、各種団体補助金の見直しについてはどのように行うか、お尋ねするものであります。

大綱2点目としましては、東陽病院についてであります。

東陽病院は、地域医療の中核機関として、なくてはならない施設であります。しかしながら、他の自治体病院いわゆる公立病院と比較すると運営状況はよくありません。佐藤町長は最近、病院の運営状況はよくなってきていると言っておりますが、何を根拠に言っているのかが私には理解できません。したがって、今の運営状況では町の財政に一番負担になっています。つきましては、きめ細かく病院の分析を行い、どのようにしたらもっといい運営状況になるのかということを最重点課題として検討していく必要があると思います。それらを踏まえ4点についてお伺いするものであります。

1点目として、平成26年度決算から見た運営状況についてどのように捉えているのかについてお伺いするものであります。医業収入は、平成25年度と平成26年度を比較すると5,695万7,000円ふえています。しかしながら医業費用も1億29万5,000円ふえております。したがって、医業収入と医業費用を比較すると4,333万8,000円の赤字となります。

また、一般会計からの繰入金状況は、決算額で平成25年度5億3,480万8,000円、平成26年度5億956万8,000円、平成27年度は予算額ベースで4億8,000万円という状況になっています。病床利用率も平成25年度56.1%、平成26年度57.5%という状況で、他の公立病院の病床利用率と比較しても非常に低い状況になっております。

さらに、脳外科については、平成24年6月から常勤医が確保できたことに伴い積極的に診

療を始めましたが、この11月からは常勤医が確保できなくなり、その間に脳外科の使用機器で500万円強の機械購入を行うなど計画性に欠けるものであります。これらの状況を踏まえ、病院の運営状況はよくなってきていると言える根拠についてお伺いするものであります。

2点目として、医師確保はどのように行っているのかお伺いするものでございます。この地域で医師を確保することは、非常に苦慮するということは私も認識をしております。しかしながら、医師の確保ができなければ病院を運営していくことはできません。また、他の病院と同じ方法で医師確保を行っても確保はできないと思います。そこで、病院の管理者である佐藤町長は、どのような方法で医師確保を図っているのか、具体的な考え方を伺いするものであります。

3点目として、東陽病院の目指す将来像はどのように考えているのかについてお伺いするものであります。

外川院長は、基本理念を病める者に優しい医療を提供するとし、患者様を総合的に診察しかつ専門的診断、治療を果たすべく、安心して地域住民が受診できる病院を目指し、職員一同協力して診療に当たっています。また、急性期の医療として、夜間休日の受け入れを含め対応をしております。さらに、近隣の開業の先生方や町及び保健所等、行政との連携を密にし、地域住民の要望に即した医療の提供、患者様やそのご家族の希望で在宅での訪問診療も行っていますとしております。大変素晴らしいことだと思いますので、病院長の基本理念を踏まえ、管理者である佐藤町長の具体的な病院運営について伺いをするものであります。

4点目としまして、町内介護事務所へのリハビリ室の無償貸し出しについてお伺いするものであります。

リハビリ室はいろいろな機器が設置されておりますが、病院の開院時間中、フル活用されている状況にはありません。それであれば、町内介護施設を利用している方が、東陽病院のリハビリ室を有効利用したいという人がいる場合には、各施設と打ち合わせをした上で、無償により貸し出ししてはいかがなものかお伺いするものであります。

大綱3点目としまして、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。いずれの自治体も生き残りをかけ、まち・ひと・しごと創生総合戦略に取り組んでいることと思います。ここでいかに頑張れるかということでもあります。それらを踏まえ、2点についてお伺いいたします。

1点目として、新たな産業づくりによる雇用の拡大の中で、新たな企業誘致と示されておりますが、内容を拝見しますと、ありきたりな一般的なことしかうたわれておりません。そ

ここで佐藤町長の考える具体的施策についてお考えをお伺いするものであります。

2点目として、新たな交流拠点施設の活用の中で、新たな拠点施設（仮称産直交流施設）の活用事業が示されていますが、9億円の事業費をかけ、坂田池公園に新設する必要があるのかお伺いするものであります。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきますが、町当局の簡潔で明確なご答弁をお願いいたします。

〔3番議員 宮菌博香君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは宮菌博香議員の質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは平成28年度一般会計予算の編成方針について及び東陽病院についてのご質問のうち、平成26年度決算から見た経営状況についてどのように捉えているのか、医師確保はどのように行っているか、そして東陽病院の目指す将来像はどのように考えているのかについてお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

初めに、平成28年度一般会計予算の編成方針についての1点目、当初予算10億円の削減については、どのように行うのかについてでございますが、政務報告でも申し上げましたとおり、昨年度を上回る合併関連事業にかかわる公債費の増加、高齢化率の上昇に伴う各種扶助費及び繰出金の増加などの義務的経費の増加や施設の老朽化への対応、さらには地方交付税合併算定がえの縮減の初年度を迎える年に当たるなど、当町財政運営を取り巻く平成28年度の状況は、厳しさの度合いを一層深めることになるものと考えております。

このような厳しい財政状況は、従前より推計できてきましたことから、将来への当町財政運営への影響を最小限に抑えるため、平成25年10月に、次世代のために聖域なき行財政改革当初予算10億円の削減に向けてとする財政方針を掲げたところでございます。この10億円という数字は、平成25年度におきまして、地方交付税合併算定がえが一本算定となったときの影響額が約6億円の減でありましたことから、当町予算総額に占める一般財源総額が約6億円であることを考慮し、予算規模については10億円の削減を数値目標として設定いたしました。また、地方交付税合併算定がえが平成32年度でなくなったときにも、安定した住民サービスを提供するための予算規模として、90億円を目標としたところでございます。

しかしながら、財政改善への道のりは険しく、残念ながら特効薬を見出すことは困難でございます。事業再構築検討委員会で検討を行ったように、事業ごとに効果や必要性を検証することや補助金の見直しを行うなど、丁寧に一つずつ着実な作業を重ねていく以外に方法はないものと考えております。

次に、2点目の事業再構築検討委員会の検討内容についてどのように反映するのかについてでございますが、委員会において、全ての事業について点検と評価を行った結果、業務改善や統合、縮小、廃止、休廃止とすべき事業を判断し、可能な限り新年度当初予算に反映させるよう指示したところでございます。

今後も、事業再構築検討委員会において、引き続き検討の方法をさらに改善し、その検討結果をできる限り順次予算に反映させていきたいと考えております。

各種団体等の補助金の見直しについてはどのように行うかについてでございますが、補助金の公益性、有効性を確保し、新たな町民ニーズにも対応するよう、現在補助金見直し基準及び補助金等交付基準の策定に向け、内容の検討、精査を行っているところでございますが、各補助金については、これらの基準に従い、この公益性の観点を第一とし、さらに有効性や妥当性についても検証するものいたします。

平成28年度の予算編成に当たりましては、限られた財源の選択や集中により、魅力あるまちづくりを目指し、地方創生の実現に向け、時代の要請に合った事業を積極的に展開してまいりたいと考えております。

続きまして、東陽病院についての1点目、平成26年度決算から見た経営状況についてどのように捉えているのかでございますが、平成26年度の医業収益は、7億9,226万円で前年度と比較して5,695万円の増であり、内科医3名の退職による影響がありました平成24年度と比較すると、2億1,000万円強の収益アップとなりました。外川院長が就任以来、収益増に尽力いただいている結果だと認識しているところでございます。

現在は、医師、看護師等のスタッフの確保を最優先課題として取り組むとともに、院長を初め、職員全員のモチベーションを引き出し、基盤となる医業収益の底上げを図りながらめり張りのある病院運営を継続してまいります。

次に、2点目の医師確保はどのように行っているのかとのご質問でございますが、外川院長の招聘時には、次期院長の人事にとどまらず、大学へ出向き、医師派遣について直接お願いをしてきた経緯もあり、自治医科大学卒業生の確保については、県へ直接出向き、東陽病院の現状を伝え、強い要望活動により、今年度もう一人の派遣をいただいたところでござい

ます。

現在は、千葉大学の医局員の人材不足から、派遣をいただくのは非常に厳しい状況にあることから、主に自治医科大学卒業生を確保すべく努力をしております、そのために県に対して、強い要望活動を行っておりますが、チャンスがあれば個人的なヘッドハンティングを心がけているところでございます。

次に、3点目の東陽病院の目指す将来像はどのように考えているかでございますが、今後ますますの高齢化社会を迎え、医療介護総合確保推進法が整備され、医療と介護の一体的な計画が必要となり、病床機能の再編が2次医療圏の中で求められております。

自治体病院の役割は、地域に不足している医療の提供も重要な仕事であり、東陽病院の将来像といたしましては、一定の急性期医療を担いながら、慢性期患者の受け入れにも対応できるような病院づくりを目指しておりますが、現在、国は病院の再編、ネットワーク化、経営状態の見直しを推進しており、地域住民にとって最善な方策を模索すべくさまざまな選択肢を考えてまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、私からは東陽病院についてのうち、町内介護事業者へのリハビリ室の無償貸し出しについてのご質問についてお答えをさせていただきます。

病院の施設を無償で貸し出した場合に予測されます利用者の体調不良、意識消失、外傷などのリスク管理、機器の破損、施設使用中の利用者の監視、事故が発生した場合の責任の所在等さまざまな問題が生じるおそれがございますことから、施設の無償貸し出しは困難であると考えております。

仮に、理学療法士がボランティア的な立場で携わるとしますと、現在東陽病院には3名の理学療法士が勤務しておりますが、ご存じのように理学療法士は、医師の指示のもと1人1日当たりの業務量の上限が定められております。現状の業務量は、やや余裕がある状況ではございますが、来年度に施設基準の取得を予定しております地域包括ケア病床は、急性期医療から長期療養介護など、在宅、生活復帰支援への橋渡しを担う病床で、リハビリの提供も必要となり、業務量の増加も予測されることから、理学療法士がこれにかかわることは難しいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） それでは、宮菌議員からのご質問の大綱3点目、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略についての1、新たな産業づくりによる雇用の拡大の中で、新たな企業誘致と示されているが具体的な施策は、についてお答えをいたします。

地方創生において、全国どの市町村でも企業誘致に取り組むことと思いますが、当町においては、東京都心から約70キロメートル、成田国際空港からは約20キロメートル、また首都圏中央連絡自動車道、松尾横芝インターと銚子連絡道路横芝光インターの2つのインターがあり、立地や交通条件に恵まれております。この好条件を生かし、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、当町への進出や本社機能の移転を希望する国内外の企業に対し、情報の収集と積極的なアプローチを行い、誘致に向けた総合的な支援を考えております。

しかしながら、現在、町の企業誘致に対しての優遇措置等の制度は整備されておらず、過去には企業誘致の話はあったものの、土地利用条件等が合わず、破談となるケースもあり、また企業に対しての優遇措置も整っておりませんでした。これらのことを踏まえ、まち・ひと・しごと創生総合戦略に、企業誘致促進事業として、町の企業誘致基本計画の策定や、立地企業への優遇制度の確立及び助成金等の条例の整備等を予定しておりますので、早い段階で実施できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目新たな交流拠点施設の活用の中で、新たな拠点施設（仮称産直交流施設）の活用事業が示されているが、9億円の事業費をかける必要があるのかについてお答えをいたします。

この事業費につきましては、平成26年度産直交流施設基本調査業務により報告された概算事業費でございます。基本調査では、概算事業としまして近隣の道の駅等を参考にしておりますが、当町は、後発ということもあり、敷地面積や駐車場、販売面積、飲食面積は近隣の道の駅などより広く想定し、オライはすぬま、風和里しばやまにはない加工所も想定しております。また、概算事業費は、土木工事、建築工事、調査設計費等、工種別の多様な想定値を採用しておりますが、よそに負けない規模のものを計画しましたところ、約9億円となった次第でございます。

今年度から28年度にかけて産直交流施設基本計画策定業務を委託しましたので、その業務の中で基本計画策定委員会等を設け、計画地においてどのような施設が必要か、施設の管理、

運営形態はどのようにするのか、全体の敷地面積はどのくらい必要になるのかなど、計画地での土地利用や導入する機能、施設規模、管理運営形態、今後のスケジュールなどを検討しまして、概算事業費を精査してまいります。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは最初に、平成28年度一般会計予算の編成方針について質問させていただきます。

ただいまは、町長におかれましては具体的なお答えありがとうございました。

1点目の当初予算10億円の削減についてはどのように行うかについてありますが、町長おっしゃられましたように、自主財源の乏しい当町としては、財政改善への道のは険しいものと思われまふ。しかしながら、こういう自治体こそ、いろいろと模索をし、住民のニーズに合った特色あるまちづくりを行っていくことにやりがいのあるものと思ひます。

地方に行けば、当町よりも苦しい財政状況の中でも生き残り戦略を行っているところは数多くあります。また、町長は平成32年に地方交付税合併算定がえより地方交付税が削減されることを見越し、90億円を目標としているということですが、私は職員全員で歳入をでき得る限り見出し、不要な歳出は極力抑制し、そのとき、そのときに合ったタイムリーな背丈に合った予算を組んでいけばよいのではないかと思ひますが、その辺の町長の見解をお尋ねするものであります。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まさしくそのとおりだと思ひます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは次に、2点目の事業再構築検討委員会の協議内容についてどのように反映するのかについてありますが、全ての事業について点検と評価を行ったと、それらを予算に反映させるということですが、平成28年度は事業で何事業ぐらひの見直しができそうなのか。また、事業費ベースでどのぐらひの削減ができる見通しなのか、わかる範囲でお答えいただければありがたいと思ひます。

また、事業再構築検討委員会は現在企画財政課の企画班が担当しておりますが、より充実した事業再構築検討委員会にしていくためには、専任の職員を配置し、十分な検討と評価をしていかなければならないと思ひますが、その辺の町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 宮菌議員の今の質問について、専任の職員がいるかないかについてですけれども、それについては今のところ考えておりません。この事業再構築については、やはりそのときの場当たりのなものではなくて、やっぱりこれを継続することが極めて重要ではないかなというふうに思っております。その他の質問については別途ほかでお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 宮菌議員のご質問の事業再構築検討委員会での検討状況の予算への反映というご質問でございます。

繰り返しになりますが、事業再構築検討委員会におきまして、平成26年度、そして今年度2カ年にわたりまして事業の見直し、事業レビューというふうに呼んでいますが、点検と検証というような意味合いでございます。

全ての事業についてという町長答弁ですが、具体的な数で申し上げますと、平成25年度の当初予算に措置した事業ということで518事業、特別会計、所管の事業も含めまして518の全ての事業について点検と検証、いわゆる事業レビューを行いました。その際は、平成25年度を基準にいたしまして目標年次でございます平成28年度への削減見込みと申しますか、努力目標をそれぞれ一つ一つ点検していったわけでございます。

その26年度に行いました点検で申し上げますと、事業の点検の判定の度合いが現状維持であったり、さらに拡大するというのを除きましてやり方を見直す、縮小、統合、一番激しいのは廃止という、AからFの段階までランクづけいたしまして、いわゆる事業のやり方を見直しから最後の廃止までを含めまして、その中で具体的な事業費の減額を見込みとしては、平成26年度に約6,600万という、これは計画と申しますか、もちろん根拠がある数値ではございますが、そういう数値を出しました。

そして、28年度ではどうかというご質問ではございますが、28年度につきましては今、予算要求が終わりまして調整をしているところでございますので、具体的な数値というのは、ちょっと今の段階で申し上げる段階ではございませんが、対象となる事業といたしましては、要求段階では76事業についてその事業再構築のレビューに基づきまして、何らかの事業費の減が必ずしも伴うわけではございませんが、やり方の改善等も含めまして76事業を事前にリストアップをしているところでございます。結果として、どのくらいの削減になったかとい

うのはちょっと今の段階では数値としてはまとめてございませんので、ご了解願います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 最初に企画財政課長よろしいでしょうか。

私が申し上げたのは、事業の見直しをして、それでその結果としてそのときそのときにタイムリーな事業が組まれていけばいいわけですから、全部が削減しろという考え方ではありませんので、その辺については町の情勢を踏まえた中で、やっぱりめり張りをつけた中でそれなりの考え方を持ってやっていただきたいという考え方であります。

あわせてよろしいですか。

○議長（鈴木唯夫君） はい。

○3番（宮菌博香君） 佐藤町長のほうから、事業再構築検討委員会に伴う事務局専任については、ずっと継続してやるために置かないということであるんですけども、今私どもはいろいろやっている中で、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略についても、多分企画のほうで担当しているじゃないかと思います。

いずれにしても今の企画の職員についても、優秀なスタッフがいると思いますけれども、全体を見渡した中で、これだけのメインの仕事をやっている中で、今のスタッフだけで対応できるのかというちょっとそういうものが懸念されたものでありますので、お尋ねしたわけでありまして。その辺を踏まえてもう一度お願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 確かに先ほど壇上でも宮菌議員が述べていただきましたように、極めて事業の詰まった、内容の濃い、今の時期なんでございます。おっしゃるとおりでございます。そこについては、ただ、限りある人材でございますので、その部分の中でしっかりと総務課と協議しながら適材適所の中で、どのようなめり張りの聞いた今後人事を構築しながら進めていければいいなというふうに考えていますし、そうしなければならぬものであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、3点目の各種団体の補助金の見直しはどのように行うのかについてであります。補助金見直し基準たるもの等を策定していくというようなご回答があったかと思うんですけども、ちょっと今の時期にそういう話をしているのは、ちょっと

スピーディーさに欠けるのかなという気も私は個人的にしております。といいますのは、この問題は、過去にも数名の議員から質問されておりますので、それらについては、速やかに基準等なるものを作成し、対応をしていく必要があるのかというふうに考えておりますので、その辺の見解をお願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ただいまそれは作成している途中でございますので、遅いと言われてしまえばそうかもしれませんが、精鋭、努力しながらしっかりとしたものを構築していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、続きまして東陽病院についてご質問をさせていただきます。

まず、1点目の平成26年度予算から見た経営状況について、どのように捉えているかについてであります。答弁をお伺いしますと、非常に佐藤町長には申しづらいわけですが、現在の院長にかなりお任せ切りのように聞こえてなりません。また、町長につきましては管理者として病院経営についていかに真剣に考えなければならないことかと思えます。

1回目の答弁でも申し上げましたけれども、事業再構築検討委員会、一生懸命いろいろやっていますけれども、多分その中で事業費を削減できるとかそういうのは、そんなに数、余計はないと思います。しかしながら、病院の場合につきましては、先ほど申し上げましたように一生懸命頑張っておるんでしょうけれども、やっぱりいろんなものと比較すると一般財源からの持ち出しというのは大きいのかなと。それが少しでも抑制できるようになれば、その財源が他のものにいろいろと回せ、もっとより効果的な行政を展開することができるのかなというふうには個人的には思っております。

それと、あと再度確認したいんですが、平成26年度の医業収入と医業費用との伸びを金額だけで比較しますと、4,333万8,000円の赤字が生じているわけでありまして。このようなものをやっぱりいろいろと分析し、いい病院にしていかなければならないと思います。また、東陽病院につきましてはご存じのように、町内で唯一入院できる施設を持っているものであり、またそういう施設をこれから持っていかなければ自治体としても成り立っていないというふうに考えておりますので、そういういいもの、あるものを有効活用するというのはやっぱり最優先課題として今後考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

それとあわせて、やっぱり病院経営を行っていくためにも公立病院といえども、ある

程度の医業収益が上がってこなければ、私はこれから病院経営をしていくのにも非常に大変だし、また先ほど言いましたように、町一般会計を一番圧迫する大きな要因にもなりかねないというふうに思っております。

そういうものを踏まえますと、病床利用率を見ますと平成25年度56.1%、平成26年度57.5%、現在幾らか上がってきているというようなお話も聞きましたけれども、いずれにしても他の公立病院等と比べますと病床利用率についても低い状況になっています。やっぱりこういうものが上がってこなければ、医業収入というのも上がってこないと思いますけれども、その辺についての町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 病院経営の一番の難しさ、これ、お金もかかります、やはり病院経営の一番のキーポイントは人材だというふうに考えております。特に、医師、看護師、そして医療業務に携わるそういう人たち、その確保が病院経営に直結している状況でございます。

この東陽病院が、横芝光町へ東陽病院として平成18年からなっているわけでございますけれども、この東陽病院を地域の本当に住民の皆さんの健康、そして病気やけがに対応する病院としてしっかりと恒久的にこれを維持していかなければならないものと強い責務を感じている中で、やはり投資という問題もこれは必要であって、経費を削減すればいいというものではございません。その投資効果が今、出始めている中で先ほど言いましたように2億1,000万円の医業収益につながっているものだというふうに考えております。

これは、継続的に今までやってきた東陽病院の経営実態をしっかりと捉えた中で、このように別に外川院長にお任せしているわけではございませんで、一緒に外川院長と二人三脚でこれからの東陽病院のあり方をしっかりと見定めながら進めているところでございますので、これからのさらなる発展をひとつよろしく願っていただければなというふうに思っておりますので、現在実際のところ病床利用率の問題につきましても、医師、看護師がしっかりと確保されていれば、おのずとこれが病床利用率も上がっていくことが、宮菌議員もご承知だと思いますけれども、今後その辺の部分もしっかりと踏まえながら病院経営に携わっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 今、管理者であります佐藤町長のほうから医師の話が先に出てきたものですから、また医師の関係についてもちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

ども、現在、自治医科大学卒業生の2名の医師が確保できているということで、これは非常に喜ばしいことだと思っております。しかしながら、1名の医師は今年度で3年が経過すると思えます。常に、自治医科大学卒業の医師が確保できる状況にはないと思えます。

しかしながら、医師がいなければ病院経営というのは、今町長が言いましたように成り立たないと思えます。ですから、この地域はご存じのように医師については、どこでも、まず千葉県全体でかなり不足しているわけでありますが、医師を確保するというのが一番の懸案事項だと思っております。したがって、この自治大学の卒業生の医師がいるうちに、やっぱり自前である程度医者を確保するようなものをやらないと、今後ますます大変な状況になってくるんじゃないかなと。

それと、自前でやっぱり医者というものを確保したならば、今度はその医者を離さない。東陽病院に定住をしてもらうんだと、定職をしてもらうんだというようなことからいけば、ある程度企業体系等も見直した中で、やっぱり一生懸命職務に取り組んでいる医師については、プラスアルファの報酬を払うなど、そういうものもやっぱり視野に入れていかないと、今後医師確保というのはなかなか難しい状況になるのではないのかなというふうに思うんですけれども、その辺の見解をお伺いするものであります。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まさしくおっしゃるとおりでございます。先ほどお答えさせていただきまして医業収益が2億1,000万上がっているものについてにおいても、思ったほどの実際的な収益に結びついて……経費もかかっているということなんですね。その部分を今、おっしゃられたまさしく、宮菌議員がおっしゃられたような経営方針の中で今進めておりまして、壇上の答弁でも申し上げましたけれども、今、千葉大の医局に派遣していただける医者というのは皆無という状況にあります。

ですから、これからうちの病院に勤務してくれるお医者さんはいないかという話を聞けば一生懸命そこに走って行って、ぜひうちでやってくれませんかというような話は、耳元でささやきながらヘッドハンティングに努めている状況もございますので、ご理解を賜りたいと思えます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） じゃ、その辺は力強い佐藤町長のお言葉をいただきましたものですから、医師確保については佐藤町長頑張ってくださいたいと思っております。

それとあと、今回、先ほども申しましたけれども東陽病院の目指す将来像ということで、今外川院長は病める者に優しい医療を提供するというので、先ほど申し上げましたように、いろんなものまで含めて地域の住民の要望に即した医療の提供、ご家族の希望で在宅までの訪問診療も行っていますと。これは、将来的には地域包括ケアシステムのほうにもつながっていくのかなと思います。スタッフがいないと言えればそれまででありますけれども、そういう今、前向きな院長でかなり積極的にやっているように感じられますので、その辺につきましては院長と連携を密にさせていただいて、よりいい方法に、いい方向に行っていただくことをお願いするものであります。

これ、参考までなんですけれども、平成26年度の国保会計の保険給付費は、21億8,783万3,000円でした。東陽病院の平成26年度の医業収入は、7億9,226万円で国保の保険給付費から割り返しますと36.2%という状況であります。また、東陽病院には社会保険の患者様等も受診をするわけでありまして。患者様は病院を選ぶことはできますが、病院は患者様を選ぶことはできないと言われ、金額だけで一概に言うことはできませんが、それにしても町民がいかにか東陽病院を利用していないかということもある面では分析できるのかなと思います。今、申し上げましたように、おらが東陽病院と町民が安心して受診できるようにしていただければありがたいと思いますので、その辺よろしくお願いをしたいと思います。

それでは次に、4点目の町内介護事業者へのリハビリ室の無償貸し出しについてであります。ちょっと今の事務長の答弁にはがっかりさせられました。といいますのは、貸し出しをしたくないという理由を述べているように感じられたわけでありまして。このような受け身の考え方では、私は病院経営というのは前進することはできないのかなと。同時に、地域住民からも信頼されるには、ほど遠いものになってしまうのかなと。したがって今、答弁いただいた内容を一つ一つクリアすることによって、逆に無償貸し出しが実現するものと思われまますが、それらを踏まえまして、再度考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） 私から、再質問ということですが先ほど答弁は重複するような答弁内容となってしまいます。ご質問をいただいて、うちのほうの理学療法士、壇上でも申し上げましたとおり、時間的な余裕は確かにございます。それで当然、医師の処方のもとに、障害者に対して医師の処方のもと、リハビリを行うというのがいわゆる理学療法士の仕事です。それ以外、障害のない方へのリハの提供については、当然、これ業として行わないということのできる可能性はございます。業として行わないということですから。しかし

ながら、やはりリスクを考えた場合に、非常にリスクが高い。

それで、日本理学療法士協会の考え方の確認をさせていただきました。やはり、これをボランティア的な立場で理学療法士がかかわるということになりますと、当然、病院の施設を提供するというので、病院自体、仮に事故が起こった場合には当然は何らかの責任が問われます。そして、理学療法士につきましても、医師は当然処方を出していないわけですから医師の責任というのは問われませんが、当然それに携わる理学療法士には最悪の場合、賠償責任を伴うようなリスクが生じるということで、基本的にはやってはだめだということではないですが、十分注意して考えなさいというような理学療法士協会の回答だったようです。前向きな答弁にはなりませんけれども、そのような経緯から壇上の答弁にさせていただきました。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 今、事務長の話だと、賠償責任だとかそういう問題があるということでもありますけれども、事業を起こす、ボランティア活動をする、何でもそういうものについては賠償責任、何かがあった場合については当然何でもついてくるものだと思います。

それで、逆にそういう人たちが病院のリハビリ施設を使えることによって、おらが病院だという意識づけにもなるし、これが病院の一つの特色にもなるかもしれませし、またそういう人が受診するときには東陽病院を受診するようになるのではないかというようなことも一部では私は考えられると思いますし、また、ご存じのように、町内に介護事業所等、数多くあろうかと思いますが、そういう皆さんについては介護報酬診療、そういうものが点数が減ってきていることから、自前でそういう施設というものについては当然対応することができません。したがって同じく町と一体となってそういうことができればいいなという希望も持っているようでもありますので、そういうところを酌んでいただきまして、もう少し前向きに考えていただければありがたいなと思っております。どうでしょうか、その辺。

○議長（鈴木唯夫君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） おっしゃることは重々わかります。可能であればそういうようなかかわりを持てば、おらが町の東陽病院というような位置づけはなろうかと思っておりますけれども、何度も申しわけございませんが、現段階では、非常にそれにかかわることになるとリスクが高い。当然、身体に障害のある方については、医師の処方のもと、しっかりと対応させていただくということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、最後に横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略について再度質問をさせていただきます。

まず、1点目の新たな産業づくりによる雇用の拡大の中で、新たな企業誘致として示されておりますが、具体的な施策はについてであります。ご答弁の中で、町の企業誘致の基本計画や立地計画とか、また奨励金助成制度の条例の整備等盛り込んでいくということでありまして、今からそういうものについては、十分対応できるようにまず、していかなければならないのかなと思っております。

それと、雇用の場の確保といいましても、当町の工業団地は全て埋まっています。将来を見据えた対策を講じるのであれば、圏央道等の絡みによりまして、工業団地の先行取得などを視野に入れ、この県議会で協議がなされております企業庁の後継組織、県企業土地管理局なるものが具体的にどのような業務を行うかなどを把握し、またどのような役割を担ってくれるのか。また、工業団地を開発するのであれば、今まで行っていた大規模な工業団地の開発は、時間もかかるし経費もかかりますので、今後は埼玉県方式のように、小規模な工業団地を検討していくなど、近隣市町よりも先行した具体的な方策を検討していくことが急務と思われませんが、町長の見解をお伺いするものであります。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まさしくそのとおりでございます。今ちょっと水面下で実は動かさせていただいております。もう既に皆さんご承知ではありまじょうが、成田空港の容量拡大に伴う地域振興の格差是正、その部分でやはり雇用の場、また工場、工業の進出についてどうしたらいいか、またどういうところにどういうものがつくれるかという部分に、まだ正式なお話の中で積み上げているものではございませんが、この横芝光町もそれに地域振興の大きな柱の一つとして、これからそれを担っていかなければならないというふうに考えておりますし、今後しっかりとした形で道筋ができるのであれば、それは、今後、表に出しながら皆さんと相談しながら進めていければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） じゃ、最後になりますが、新たな拠点施設、産直交流施設の活用事業の関係でありますけれども、先ほど私も言いましたように、今、なぜ9億円の事業費をかける必要があるのかであります。まず、近隣どこでも設置したものでありまして、後づけで今

どうして設置しなければならないのか。これは私は全く理解ができないものであります。

現在、当町にはひかり直売所があり、生産者と地域の消費者とがマッチングしていることから、地産地消の場としてもなくてはならないものとなっています。それならば、当町はひかり直売所をモデルとして、例えばJ Aと生産者の運営により、簡易な施設を地域に設置し、地産地消をさらに推進していくことが考えられます。そして、将来は高齢者のひとり世帯や、高齢者世帯がふえることから、宅配事業まで行っていく方法も考えられると思いますが、町長の見解をお願いするものであります。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 産直交流施設につきましては、ひかり直売所と今、比較を宮菌議員されたわけでございますけれども、やはり民間活力も必要ではありますけれども、もうちょっと公の中で、町全体でこの地域の産品をPRしていく、そういう施設。また、横芝光町には宮菌議員もご承知のとおり、農業協同組合が2つ重なっている。それをやはりその産直、そしてまたその交流という部分も大きな要素につながっていく、町の一体化についても、これをあわせて町の産品のPRと町の一体化、それによってさらにスキルアップしたこの産直交流施設としてのものを後出しじゃんけん方式で勝ち抜きたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、各般にわたりましていろいろと申し上げましたが、町長初め、町当局の頑張りに大いに期待を申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で、宮菌博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後3時10分とします。

(午後 2時54分)

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時09分)

---

◇ 秋 鹿 幹 夫 君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

秋鹿幹夫議員。

〔1番議員 秋鹿幹夫君登壇〕

○1番（秋鹿幹夫君） 皆様、改めましてこんにちは。

議席番号1番、秋鹿幹夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に従い一般質問を行います。

まず、初めに本年9月24日、安倍首相は第二の成長戦略として新3本の矢を発表いたしました。第1は希望を生み出す強い経済、第2は夢を紡ぐ子育て支援、第3は安心につながる社会保障であります。まだ、具体的施策は発表されておりませんが、旧3本の矢と比較すると経済成長とさらに社会保障を盛り込んだものとなっており、国を支える地方行政と住民にとって密接にかかわることで、より一層真剣に取り組まなければならないものと感じ、私自身、身の引き締まる思いであります。

さて、今回通告いたしました質問は大綱2点でございます。

大綱1点目、男女共同参画計画についてであります。

平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、その後、当町でも総合計画との整合性が図られた横芝光町版の男女共同参画計画が平成21年度よりスタートしております。

また、昨年10月に政府は、2020年に国家公務員の指導的立場の3割を女性にする目標を掲げ、日々町民の計画に対する意識が高まりつつあると認識しております。

そこで質問いたします。

1点目、計画策定後の現状について。

2点目、女性職員及び女性職員管理職登用促進に向けた今後の取り組みをお伺いいたします。また、公務員の登用に限らず、民間への働きかけを行うことによって、共同参画の理解も町全体へと波及するものと考えます。

3点目、当町の女性雇用創出施策についてお伺いいたします。

そして、当町の計画がスタートしまして、6年が経過しているわけですが、これまでの取り組みを踏まえまして、4点目の今後の計画の見直し、改善についてお伺いするものであります。

大綱2点目は、災害に強いまちづくりであります。

2011年3月11日、東日本大震災はことし3月のデータによりますと、死者、負傷者、行方不明者が2万5,000人余りとなっております。また、最近では台風による茨城県常総市で起

きた鬼怒川堤防決壊でも死者7名、1万件以上の浸水世帯となる甚大な被害がもたらされました。当町にも栗山川がありますが、その近辺でも多くの方々が住んでおります。台風やゲリラ豪雨などで川が氾濫したときに、堤防が決壊するのではないかと危惧されている住民もおります。そこで質問いたします。

1点目、津波対策に伴う栗山川堤防かさ上げ工事の進捗についてお伺いいたします。また、被災後は多くの混乱が生じます。初動体制の確立は、その後の普及に大きな影響を与えます。

2点目の被災後のボランティア受け入れ体制について、どのようになっているのかお伺いいたします。

続いて、3点目の災害タイムラインの策定についてですが、これは事前防災行動計画でありまして、現在、国交省でも国の直轄河川を持つ自治体に向けて策定の推進支援を行っているものであります。台風、低気圧や津波など、あらかじめ予測できる災害に対し、行動計画を決めることによって、混乱を抑え、迅速な行動が期待できます。町としての認識をお伺いいたします。

最後に4点目、当町公共工事物のくい打ちデータ偽装調査についてであります。横浜市都筑区のマンション傾斜問題はその後、同市の公共施設でも発覚し、調査を進めた最近では266件にも及ぶデータ偽装が確認されております。当町で同様の心配はないのかお伺いいたします。

以上、私の壇上からの質問とさせていただきます。町当局の明快な答弁をお願いいたします。

〔1番議員 秋鹿幹夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 秋鹿幹夫議員からのご質問でございます、大綱1点目の男女共同参画計画についてのご質問のうち、町女性職員に関するご質問以外の3点と、大綱2点目の災害に強いまちづくりについてのご質問のうち、当町公共工事物のくい打ちデータ偽装調査について、私のほうから答弁させていただきます。

初めに、1点目の男女共同参画計画についての1点目、計画策定後の現状についてでございますが、横芝光町男女共同参画計画は、町の男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的、計画的に推進するための基本方針を示す計画といたしまして、国の男女共同参画基本計

画及び県の男女共同参画計画との整合を図りながら、平成21年1月に、平成21年度から平成30年度までの10カ年を計画期間として策定いたしました。

この計画では、男女共同参画社会の実現に向けた7つの基本方針が掲げられております。

1つ目は、一人一人を尊重し人権を守る。2つ目といたしまして、男女共同参画の意義を学ぶ。3つ目は政策、方針決定過程への男女共同参画を推進する。4つ目、働く場における男女共同参画を推進する。5つ目、家庭、地域での男女共同参画を進める、6つ目、性への理解と生涯にわたる健康な生活の営みを支援する。そして7つ目といたしまして、男女共同参画推進体制の整備、充実を図る。この7つの基本方針を掲げたところでございます。

この基本方針に基づきまして、講演会の開催、県内各地域のセミナーや研修等の開催周知、町民の意識を促すため、国、県の施策の周知や子育て世代に対してのワーク・ライフ・バランスの啓発活動や、町内での男女共同参画事例の紹介等の各種事業を実施し、役場内におきましても、審議会等における女性の登用促進や、子育てしやすい環境整備を行ってまいりました。

昨年度実施いたしました意識調査によりますと、若い世代では男女の平等間が高まってきてはいるものの、職場や政治の場、社会通念、慣習などでは依然として男性のほうが優遇されているとの意識が高いとの現状がうかがえたこと。また、働く場における女性の活躍は、不十分であると言わざるを得ない状況であることから、今後も男女共同参画社会の必要性につきまして、町民の意識を高めていけるよう積極的に取り組んでまいります。

次に、3点目の、当町の女性の雇用創出施策についてでございますが、町の創生総合戦略の基本目標の一つでございます若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるための施策としてワーク・ライフ・バランスの充実という項目を掲げ、町民が仕事と家庭を両立できる職場環境づくりに積極的な町内企業をふやすことを目指しまして、推進啓発活動を行うとともに、推進企業を町広報紙やホームページ等で広く紹介することにより、企業のイメージアップを図り、少子化対策とあわせ、雇用促進につなげる取り組みを進めてまいります。

次に、4点目の計画の見直し、改善についてでございますが、現在の男女共同参画計画の期間が、先ほども申し上げましたように、平成30年度までとなっておりますので、平成31年度以降の計画策定に向け、準備を進めてまいります。国は、本年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律を制定いたしまして、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境整備を進めることとしております。また、少子高齢化や生産年齢人口の減少が進む中、地方創生の面からも女性の活躍が鍵となってまいりま

す。

こうした状況を踏まえまして、次期計画の策定に当たりましては、これまでの進捗状況について評価と検証を行うとともに、社会情勢の変化の中で、新たに生じてきている課題への対応や、地域における団体、組織などのネットワーク化による連携、協働なども視野に入れ、男女共同参画社会の実現に向けて、充実した内容となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、大綱2点目のうち、当町公共工事物のくい打ちデータ偽装調査についてでございますが、当町では、平成27年10月22日付国土交通省が発表いたしました旭化成建材によるくい打ち工事データ偽装問題を受け、町発注の建設工事で同様の事案がないかを早速調査いたしました。

調査に当たりましては、それぞれ各施設の所管課におきまして、くい施工業者の特定を目的といたしまして、町合併以降に発注した建設工事を対象に、工事関係書類、工事の元請業者及び設計管理業者への聞き取り等により、実施したものでございまして、その結果、町発注の建設工事に当該施工業者の関与はないことを確認いたしました。

さらに、10月29日に千葉県が報道発表いたしました、旭化成建材株式会社から情報提供のあった該当件数について、この報道発表によりますと、千葉県における公共施設につきましては、建築主である市町村に情報提供するという報道発表でございましたが、当町にはその情報提供がございませんでしたので、町発注の建設工事におきましては、関与はないものと判断したところでございます。また、今回の事件の発端となりました横浜市の分譲マンションのような外観から見られるずれなどは、当町の建設工事においては、今のところ確認されてはございません。今後も、同様の事件が発生した場合は、今回のように早い時期から調査等を開始するものとしたします。

以上でございます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

〔総務課長 實川裕宣君登壇〕

○総務課長（實川裕宣君） 私からは、秋鹿議員の女性職員の登用促進に関するご質問にお答えをいたします。

まず、女性職員数の状況ですが、本年4月1日現在、医療従事職員を除く職員216名中、女性職員は84名で38.9%を占めております。また、直近3カ年の医療従事者職員を除く新規

職員の採用数は、男性10名、女性11名となっております。

次に、女性職員管理職ですが、本年4月1日現在、これも医療従事職員を除く数でございますが、課長、主幹、班長47名中女性職員は3名で6.4%となっております。

当然のことながら、町の施策決定、遂行に女性職員の意見や感性を欠くことはできないわけでございますので、女性職員の管理職登用は、重要な課題と考えております。今後とも、個人の資質や特性に応じて、意欲と能力のある女性を積極的に登用していく考えでございます。

以上でございます。

〔総務課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、私のほうからは秋鹿議員ご質問の大綱2点目、災害に強いまちづくりについての津波対策に伴う栗山川堤防かさ上げ工事の進捗についてをお答えをいたします。

秋鹿議員もご存じのとおり、2級河川栗山川は千葉県が管理しており、現在津波対策として堤防のかさ上げが行われているところであります。事業内容といたしましては、想定高さおおむね6メートルの津波からの被害を防止することを目的として、河口から上流へおおむね1.4キロメートル地点までの堤防に盛り土を行い、護岸に張りブロックやパラペット等かさ上げ工事を行うものであります。

河口付近の計画高は4.1メートルで、河口から上流へ向かい計画高は緩やかな勾配をとりながら上流1.4キロメートル地点の計画高は3.7メートルであります。これにより、堤防の低いところでは、1.5メートル程度のかさ上げ工事が行われております。

本事業は、平成23年度に事業着手し、これまでに工事全体延長に対して約76%が完了しており、本年11月に残りの区間を工事発注したことから、栗山川堤防における津波対策事業は、今年度をもって完了となる見込みと伺っております。

いずれにいたしましても、栗山川は、千葉県により随時改修が行われておりますが、地域の冠水対策として、未改修区間の早期の事業実施が求められていますので、今後も管理者である千葉県に強く要望していきたいと考えております。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 堀越健一君登壇〕

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、私のほうからは、秋鹿議員からご質問いただきました災害に強いまちづくりについての2点目、被災後のボランティア受け入れ体制についてと、3点目の災害タイムラインの策定についてお答えさせていただきます。

まず、2点目の被災後のボランティア受け入れについては、地域防災計画において、災害対策本部からの要請に基づき、協力部に位置づけしております社会福祉協議会を窓口として、町災害ボランティアセンターを設置し、災害の規模や種類によって対応を図ることとしております。

また、社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンターや、日本赤十字千葉県支部、県などとの関係団体と十分な情報交換を行い、綿密な連携のもとに各種援護政策を進めることとしております。

社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの設置基準を申し上げますと、地震、津波災害時には、町周辺で震度5強の地震が観測されたとき、東海地震の警戒宣言が発令されたとき、町地域で地震や津波による大規模災害が発生した場合や、発生するおそれのある場合で、町長から設置要請があったとき、また、気象庁が津波予報区の千葉県九十九里、外房に大津波警報の発表をしたときとしております。

また、風水害の場合には、局地的な災害や大規模災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合で、町長から設置の要請があったときとしております。ちなみに、設置する場所につきましては、社会福祉協議会の事務所となっております。

3点目の災害タイムラインの策定についてお答えいたします。

災害タイムラインにつきましては、アメリカにおいてハリケーン災害に対応する時間軸に沿った防災行動計画を実践することにより、事前に対策を講じ、被害を最小限に抑える取り組みで、日本では国土交通省が平成26年度から検討を行っております。大規模災害の発生前から関係機関が情報を共有し、的確な対応をとるため、いつ、誰が、どのように、何をするのかをあらかじめ明確にしておくとともに、それぞれの他の関係機関がどのような対応をとるのかを把握しておくことが重要であるとされております。

当町では、災害タイムラインに該当する計画は、現時点では策定しておりませんが、台風災害など、事前に災害の発生が予想可能な事案につきましては、気象庁の情報や、国、県の防災情報をもとに第1次配備体制をとり、環境防災課が中心となって情報収集を行い、当町に被害をもたらす可能性の高い場合には、第2次配備体制に移行し、環境防災課、産業振興課、

都市建設課、福祉課において、速やかに災害対策本部を設置できる体制をとるとともに、災害対策資機材の準備や、避難所の準備を行うこととしております。さらに、この第2配備体制の情報収集の集約及び的確な人員配置を行う上で、横の連携を密にするため、副町長を本部長とする連絡調整本部を設置し、対応することとしております。

今後、先進事例を参考に、他機関との連携の強化について調査研究してまいりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

[環境防災課長 堀越健一君降壇]

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、男女共同参画計画の少し飛ばしてしまいますけれども、2番から。女性職員及び女性職員管理職登用促進に向けた今後の取り組みのところから再質問をさせていただきます。

まず、町の職員216名に対して84名が女性ということでパーセンテージにすると38.9%ですか、非常に高い数字ということでちょっとびっくりしておりますけれども、私は、国が示しました管理職のパーセンテージですね。今、6.4%でしょうか。こちらの数字を上げる施策というのは、これからも何か考えていらっしゃるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） 先ほども壇上でお答えいたしました。今後、積極的に登用していくという考えであるんですが、具体的には、総合計画の第3次3カ年計画の実施計画では、一応27年度10%という目標を掲げてございます。実際には先ほどご回答したとおり、6.4%にとどまっているわけでございますので、数にしますと5人程度必要かなという判断をしておりますので、今後積極的に登用に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

国の、今年度の女性国家公務員の登用率なんかも上がっているようですので、これ提言にもなる部分もございますけれども、今後の課題としてももちろん、取り組まれることだろうと思っておりましたけれども、いつかこの議場の執行部の中にも女性の姿が見えてくるとやっぱり実感が湧くことだと私も感じておりますので、期待しております。

執行部の皆さんもご存じのとおり、現代は女性の社会進出が盛んになっております。女性の経済力が上がり、女性向けのマーケットもどんどん広がっております。それに対応するために、女性が主力となる企業もふえております。当町も創生総合戦略を策定し、各プロジェクトの詳細は、担当課が行うということで認識しておりますが、プロジェクトの効果を最大限に引き出すためにも、細部の検討をされる話し合いの中で、女性の意見をたくさん取り入れていただきたいと思います。また、女性の少ない課もあるということでお伺いしておりますが、そのようなところにもぜひ、この企画会議などにはほかの課からでも女性の参加ができるような仕組みづくりなども検討していただければと思いますけれども、この辺は町長はお考えとかどうでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の総務課長のほうから答弁をさせていただきましたけれども、女性の管理職登用につきましては、私ども積極的にやっていきたい、やっていかなければならない、そういう認識を持っております。

そうした中で、何が一番肝要かといいますと、やはり女性職員の意識向上をやはり促進していかなければならないというのを、最近痛感をしているところでございます。優秀な女性職員もたくさんいるわけでございますので、その辺の意識改革から進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 力強い答弁ありがとうございます。ぜひ、その意識向上にご尽力いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、計画の見直し、改善についてですけれども、この10カ年で計画されているものに対して、31年度以降に向けて進める、計画も立てていらっしゃるということですが、この10カ年の中でPDCAなんかを回していなかったんでしょうか。もう、1回計画を立ててそのままだったということなんでしょうか。お願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ご承知のとおり、この計画書冊子でございますが、壇上でもご説明しましたように、10カ年の計画期間で策定したところでございます。PDCAにつきましては、まち・ひと・しごと総合戦略の主要な手段といたしまして、国もただ単につくるだけではなくて、KPIを定め、足りないところは改め、極端に言えば効果のないものは取

りやめというようなことで計画の実効性を保てというような指導のもとで、総合戦略についてはそのように回していくつもりでございます。

それでは翻って、この男女共同参画基本計画についてP D C Aでそういう検証をしているのかというご質問でございますが、今申し上げた総合戦略のような、毎年毎年、例えばある組織化をしまして、そこにその検証をお願いしてというようなそういう意味でのP D C Aは、残念ながら実行はしておりませんが、その内容につきましては、そのちょっと答弁から先に言ってしまうかもしれませんが、昨年度その中間年で意識調査、町民の意識がどのように変わってあるいは変わらない部分があるのかということもやりました。それも、一つのP D C Aの手段というふうに考えおります。

今後は、その総合戦略のP D C Aの考え方に倣いまして、さらにこの男女共同参画につきましても、どこが力を入れなければならないかというような検証をいたしまして、よりよいものに改めつつ、次期の計画を準備をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

ちょっと10年の中で、アンケート1回というのは、私も事前にちょっと確認をしてはいたんですが、ちょっと少ないのかなという印象が少しありましたので、かといって3年ぐらいですぐに効果が期待できるものではないかもわかりませんが、もう少しスピーディー感を持った計画の見直しなどを行うことによって、問題点の洗い出しも早くなるかなという印象は持りましたので。

あと、計画の中で、私が読み上げたところではかなり抽象的な書き方の部分が結構多かったかなという印象がありましたので、もう少し次回見直す場合は、具体的なものの書きぶりだけでいただければよいのかなという印象がありました。

先ほども申し上げましたとおり、経済活性化に女性の力は不可欠であるということで、国も推進しておりますし、社会の認識も高まっております。社会で活躍する女性がふえることは非常によいことであると私も考えますけれども、子育てとの両立が難しくなり、さらに少子化を加速させるおそれがあると危惧されている部分もあります。また、高齢者介護によって働くことが難しくなる介護離職などで、女性雇用が減少してしまうなども考えられますけれども、この辺は町長はどのように捉えておりますでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それこそ今、秋鹿議員のおっしゃったことは、これからの日本経済を日本の国力をどうしていくかに大きく左右するお話なのではないかというふうに思っております。今、人口減少が騒がれている中で、やはり生産人口のしっかりとした基盤の一つとして女性が立ち位置としてしっかりと根を生やしていかなければならないのではないかというふうに同じ思いでございます。

そうした中で、先ほどのPDCAサイクルのお話もございましたが、やはり先ほども申し上げましたとおり、女性の意識、そしてまたスキルアップをこれから地域、また職場全体で、また町全体で、国全体でこれをやっていくというのが安倍首相も考えておられる一つの大きな流れなんじゃないのかなというふうに私も感じております。これからそういう流れをしっかりとつかみながら、女性の登用についても努力をしていきたいと思っております。

私ども横芝光町の職員三十数%が女性だという中で、例えば女性職員に管理職になりたいと思っているかとか、そういうアンケートも実はとっております。そうした中で、なかなか積極果敢な部分に難しい、それこそ意識の問題だと思います。十分なスキルがありながらやはり日本女性の特有でしょうか、奥深さとかいろいろあるんでしょうか、私にはちょっとその辺はわかりませんが、その辺のこともしっかりと捉えながら、やはり女性が活躍する社会の構築が、これからの日本のさらなる発展につながるものだと信じております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

確かにアンケート調査もしかり、もちろん本人がやる気にならないことにはなかなか、やれと言っても、なかなかできない部分もあるかと思っておりますので、確かにその意識向上は大切かと思えます。

先ほど、計画の中でも少し企財課長もおっしゃってございましたけれども、確かに介護離職とか子育てとの両立が難しくなって離職に発展するというおそれも私はかなり危惧しております。その中で、計画でも、子育て支援の話も先ほど壇上のほうでちらっとされておりましたけれども、私は子育て支援とか介護地域包括ケアシステムですか、そういうのも充実させて、介護ないし子育てを両立できるような仕組みを構築することも大切だと思っております。

当町は、近隣市町村と比較して保育料が安いというメリットも十分わかっております。さらに、そういったものを充実させることによって、仕事と子育てが両立できる体制を整えることも効果が期待できることだと考えますので、今後ともよろしく願いいたします。

私も、これ全体の話になりますが、何かヒントがないものかと、国の執行機関にほかの自治体などで具体例がないかどうか問い合わせてみましたけれども、残念ながらそういった事例を取りまとめていなくわからないという返答でした。国が法律を施行して取り組んでいるものに対して、この返答が返ってきたことは非常に残念でなりませんでしたが、事例がないということなんですけれども、ぜひ横芝光町がほかに先駆けて成果を出して、ほかの自治体より行政視察の依頼が来るような町になるように取り組んでみてはいかがでしょうかと思います。

ただいま計画が第1次で、この先第2次と計画を立てられると思いますが、この先の大きなビジョンとして、町長、何かお考えはございますでしょうか。先ほどから答弁いただいておりますけれども。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私も今、真剣にこれを考えながら今思っていましたけれども、先ほど女性の意識の問題を申し上げましたが、よくよく考えてみたら男性側のほうにもやはりその男女共同参画の中で意識の変革が、今、川島富士子議員を見ながら思いましたけれども意識しなければいけないのかなというふうにつくづく思っています。

例えば子育てにしろ、また家事にしろ、介護にしろ、どちらかという女性にお任せをしまっている状況があるのではないかと、そういう傾向があるのではないかとというような思いがしております。そうした部分をこれからの次の計画の中にとり入れてみればどうなのかなという部分も検討しながら、次の計画づくりに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） そのとおりだと思います。男性の意識改善もあわせてお願いいたします。

続きまして、災害に強いまちづくりについて、津波対策に伴う栗山川の堤防かさ上げ工事の再質問をさせていただきます。

河口から1.4キロメートルということで津波対策のかさ上げ工事がされているようですが、このほかに茨城県常総市の鬼怒川堤防決壊は、強い雨が連続する線状降水帯が原因でしたが、このほかにゲリラ豪雨なども最近の異常気象と騒がれる中で頻繁に起こっている状況であると考えますが、これらによる河川の増水に対する対策はどのように考えておられるのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 壇上からの質問でもお答えをいたしましたけれども、栗山川につきましては、千葉県が今改修を進めているところでございます。栗山川につきましては昭和49年から改修を始めまして、既に40年たっているわけございますけれども、改修のほうにつきましては、事業費ベースで約66%の状況でございます。また、この改修の状況でございますけれども、5年確率で今現在整備が進められております。この5年確率というのは、5年に一度程度の確率で発生する洪水に対応できる規模ということでございます。

そういうことで、我々としても早急に端を掘削して10年確率になるわけでございますけれども、早急にこのようにやっていただくように、日々お願いをしているところでございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） すみません。5年確率ということですが、ちょっと私、疎いものでわからないんですが、その線状降水帯とかゲリラ豪雨とかで増水するのは5年以上の確率、それ以下の確率だというお話だったのでしょうか。すみません。お願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 5年確率というのは、5年に一度程度起きる確率の場合は耐えられると。それ以上、例えば10年に一遍とか20年に一遍とか、あと50年に一遍の大雨だったら越流する可能性があるということでございます。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。5年確率が10年確率の基準にできるだけ早く移行できるように働きかけを今後ともよろしくお願いいたします。

栗山川流域の堤防をかき上げするのは、時間も費用ももちろんかなりかかることだと私もわかりますけれども、近隣に住まわれている方の不安の声も大切にさせていただいて、ちょっと提言になってしまいますが、迅速な避難体制も含めて考えていただければと思っておりますので、そのまま次の質問に移らせていただきます。

被災後のボランティア受け入れ体制についてですが、私、常総市役所の安心安全課に実際にお話をお伺いしてみたのですが、ボランティアの受け入れ体制、今、当町の社会福祉協議会が窓口になられるということでしたけれども、ちょっとその先、私も聞き漏らしてしまったかもわかりませんが、常総市のほうはボランティアの受け入れ体制自体は速やかに確立されたんですが、市と県の社会福祉協議会が2つですね、その他の県の職員、この3部門で受け入れを行っていた結果、各セクションの連絡体制がうまくいかず、意思疎通がとれなかったとおっしゃってございました。こういった現象になるようなおそれというのは、今の

ところ考えられませんか。

○議長（鈴木唯夫君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 社会福祉協議会でボランティアの受け入れ体制の組織をつくっておりまして、一応組織といたしましては、県の災害ボランティアの本部、それから地元の災害対策本部、それから他の市町村の災害ボランティアセンターと連絡調整をする機能、そういったものを総務班という班が受け持つことになっております。

そのほか、ボランティアの受け付け班ですとか、それから住民からのこういったニーズがあるかという、そういったニーズをまとめる班、それとあとはマッチングですね。そういったニーズを踏まえてボランティアの方をどこに派遣するのかと、そういった班を編成して、それらを総まとめするのが総務班ということで対応するような組織体制にはなっております。以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 各セクションがたくさんある場合、イニシアチブをとるところがしっかり確立されていればこういうことはないかなと思いましたので、再質問させていただきました。ありがとうございます。

続きまして、災害タイムラインの策定についてですけれども、こちら今、当町では策定はないということでしたが、予想可能な事態は環境防災課から各課に連絡体制をとるような今体制があるようですけれども、実際にまた常総市の例にとってしまいますけれども、常総市のほうは、市の災害対策本部と県の災害対策本部の連絡体制がやはりうまくいかなかったようです。

あとは、災害の可能性が高くなった際、雨量がどんどんふえて水量がだんだん上がってきて、災害の可能性が高くなりますよとなった際に、対策本部内も今までにない経験で混乱が起きました。それによって、本来流さなければならなかった緊急速報メールを失念してしまったという経緯があります。その担当者も、災害が起こったときのタイムラインは本当に絶対必要で、そこに付随してどこまで行ったかが一目でわかる確認欄なども必要だとおっしゃってございました。こうした状況を今、ここでお聞きして策定するようなお考えはありますでしょうか、町長にお伺いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 当町横芝光町で、どのような災害が想定されるか、その中で3.11のときに当然のことながら、当町は人的被害は不幸中の幸いで、ございませんでしたけれども、

全壊や半壊の家がございました。また、それとやはり今おっしゃっていただけるように、せんだっての常総市の堤防決壊による大きな被害が発生してしまった、そのように今の大きな気候変動もありますし、成田空港の容量拡大また開発が進むにつれて、成田空港の中の排水は当町のほうには来ませんが、やはりそれに伴ういろいろな開発が行われている中での排水問題が、高谷川を通じて当町の栗山川につながっているという状況もあります。

そうしたように、横芝光町でどのような大きな災害が想定されるかという部分で、やはり今秋鹿議員がおっしゃられたようなこれからの体制づくりというものは、必ずや必要になってくるものではないかなというふうに思っておりますし、今後どのような位置づけの中で、どのようなしっかりとした防災対策の上で、これから一生懸命練りながら町民のさらなる安全・安心のために十分検討しながら進めて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 先ほどの秋鹿議員ほうからの県への連絡体制のお話がありましたので、ちょっと具体的に、今年度は大規模な台風とかこちらに来ておりませんので、幸い来なかったもので、昨年度の例を示してお話をしたいと思います。

昨年10月6日に台風18号がこの地域に来ました。このときの町の体制といたしましては、その48時間前、この時点から町のイントラ内部情報LANの中で、各課のほうに防災体制の周知をいたしまして、公用車のガソリンを満タンにさせていただきをお願いをいたしました。

その後自主避難所等の確保の依頼、それから税務課については避難所の運営の体制の依頼、そして雨が降りますのでそうしますとどうしても土のうの需要が出てくる、ということで各課に人員の割り振りをさせていただきまして、各課協力のもと土のうの作製、こういったものを48時間前から着手しています。

それで、先ほどの県への連絡体制につきましては、準備体制、要は役場に待機をし始めた時点で県への報告、これは県防でやるようになっていきますので、連絡をしております。これも随時、県内の市町村がどういう体制を今しているのか、それから避難民が何人いるのか、こういったものを随時報告するようになっておりまして、それが画面上で全県で確認できる体制になっております。

ちなみに、うちのほうですと10月6日の台風の2日前になるんですけども、その時点で先ほど申し上げましたように体制をしき始めて、警察には10月4日、もう警察も災害のときには連絡体制をとっておりますので、警察のほうにも10月4日午後1時に配備体制の連絡を

っております。ですので警察とは電話連絡、県とは防災無線による連絡をさせていただきます。

そういった結果を踏まえて、注意報から警報になるという状況を踏まえながら、12時間前には自主避難所の開設を行いまして、避難される方への周知をさせていただきました。要は町で自主避難所を開設しましたので、不安な方はお越しく下さいということで防災無線で周知をやる。そういった結果としてそのときには避難者が全体で7名ですか。ちょうど10月6日の午前8時時点で7名の方が自主避難という状況で、その後に警報が解除されて皆さん自主的に帰られたというような流れで、タイムラインという決まったものはないのですが、既に体制としてあらかじめわかるような台風については、48時間くらい前から体制をとらせていただいています。県への連絡体制については、県防災無線を使っての入力によってお互いに情報を交換しているという状況になりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 実際に、その台風が来たことによって、そういった行動をされているということで安心はいたしますけれども、備えあれば憂いなしではないですけれども、非常にタイムラインはチェック項目としては、私はかなり混乱の中でも冷静に対応できるツールなのではないのかなというふうに感じましたのでご提案させていただきました。

実際に災害に遭ったときに、できるだけ冷静に対応できるように、これからもそういったものを構築していただければと思いますのでよろしく願いいたします。

最後に、当町公共工事物のくい打ちデータ偽装調査についてですけれども、これはくい打ち偽装については、旭化成建材のほか、ジャパンパイルという企業でも最近発見されたそうです。これに伴い、国交省が業界全体の調査をする方針を固めているそうですので、今後もし見つかるようなことがあれば、もちろん早急に関係者や住民にもしっかり報告していただいて、その後の対応も含めて行っていただければと思います。答弁は結構です。

少し時間が余っておりますが、以上で私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で、秋鹿幹夫議員の一般質問を終わります。

---

## ◎休会の件

○議長（鈴木唯夫君） 日程第7、休会の件を議題とします。

お諮りします。

12月7日から12月8日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議なしと認めます。

よって、12月7日から12月8日は休会と決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（鈴木唯夫君） 本日の日程はこれをもって終了します。

12月9日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時06分）

1 2 月 定 例 会

(第 2 号)

## 平成27年12月横芝光町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成27年12月9日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(15名)

1番	秋鹿幹夫君	3番	宮菌博香君
4番	山崎義貞君	5番	庄内賢一君
6番	鈴木和彦君	7番	齋藤順一君
8番	森川忠君	9番	川島仁君
10番	川島富士子君	11番	鈴木克征君
12番	野村和好君	13番	山崎貞一君
14番	鈴木唯夫君	15番	八角健一君
16番	川島勝美君		

欠席議員(1名)

2番 平山雅規君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
理事	田鍋悦央君	総務課長	實川裕宣君
企画財政課長	若梅操君	環境防災課長	堀越健一君
税務課長	鈴木健夫君	住民課長	早川裕明君

産業振興課長	早川典男君	都市建設課長	五木田桂一君
福祉課長	椎名富士男君	健康管理課長	越川誠一君
食肉センター長	郡司民夫君	東陽病院長	大木良夫君
教育長	齋藤明君	教育課長	市原成一君
社会文化課長	秋葉義臣君	農事委員会長	齋藤政美君

---

職務のため出席した者の職氏名

局 長 高 蝶 政 道 書 記 椎 名 晴 美

---

◎開議の宣告

○議長（鈴木唯夫君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、ご報告します。

平山雅規議員から、本日の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したのでご報告します。

（午前 9時59分）

---

◎一般質問

○議長（鈴木唯夫君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

---

◇ 鈴木和彦君

○議長（鈴木唯夫君） 通告順に発言を許します。

鈴木和彦議員。

〔6番議員 鈴木和彦君登壇〕

○6番（鈴木和彦君） おはようございます。

議席番号6番、北清水の鈴木和彦です。

平成27年も早いもので残りあと3週間余りとなりました。ことしもいろいろな出来事がありました。喜ばしいところでは、スポーツの祭典、オリンピック・パラリンピックが2020年に東京で開催されることが決定をいたしました。

そして、私が一番心配していた出来事がありました。新聞、テレビ等で日本農業の根幹を揺るがすTPP、環太平洋連携協定の大筋合意について、毎日のように報道をされております。中でも農産物5品目について、政府は万全な対策を講じるというものの、米政策については人口減による消費減が最大の課題であります。このまま推移すると、来年も6月末現在、持ち越し在庫は200万トンを上回る在庫量と発表されました。農林水産省は、来年度の主要食用米生産数量目標を、前年比8万トン減の743万トンと決定をいたしました。

それでは議長のお許しをいただき、大綱2点、質問をさせていただきます。

大綱1点目、農業関係から（1）飼料用米についてお伺いをいたします。

去る12月1日の新聞に、県全体では昨年の3.5倍の作付面積があったと報告がなされまし

た。国内全体では生産調整の達成が見込まれる一方、千葉県では約9,000ヘクタールの過剰作付となり、6年連続ワースト1位となる見込みです。そこで、①当町の飼料用米の昨年度と今年度の作付面積をお聞かせください。②今年度の飼料用米と加工用米の作付面積をお聞かせください。③今年度の一括管理、区分管理の面積についてもお聞かせ願います。④区分管理の種子（初星、アキヒカリ）の来年度の需給見通しについて、どうなるかお聞かせください。

ことは管内ほぼ全域で病害虫カメムシの発生があり、共同乾燥施設では非常に苦慮したと聞いております。そこで、⑤病害虫カメムシの発生と来年度病害虫の対策をどのように考えているかお聞かせください。⑥畜産農家が買い取りをした飼料用米の在庫の管理、粉碎処理の調査はどこの管轄部署でやるのかお伺いをいたします。

続いて、大綱2点目、成田空港についてお伺いをいたします。

先月11月14日の新聞報道によると、成田空港の9月中間連結決算は、売上高に当たる営業収益が前年同期比12.8%増の1,128億円、純利益が34.1%増の154億円を出ているようでございます。いずれも過去最高と報告されました。その要因は外国人旅行者の増加で、旅客数が7.7%増と過去最高を更新。それに伴い、消費意欲が旺盛な中国人客が空港内の免税店などを利用し、店舗収入の押し上げに寄与したようでございます。

それでは、成田空港の（1）年間30万回の計画に対する離発着回数についてお伺いをいたします。①平成25年度、26年度、Aラン、Bランの離発着回数についてお聞かせください。

（2）カーフェー、弾力的運用についてですが、開始をされ2年を経過いたしました。そこでお伺いをいたします。①平成25年度、26年度、27年度現在までの発生件数とペナルティ金額はどのくらいになるのかお聞かせください。

（3）航空機騒音対策空気調和機器（エアコン）の設置事業についてでございます。①過去3カ年の計画件数、金額に対する実績件数、また実績金額を教えてください。

以上、執行部の明快なる回答をお願い申し上げ、壇上からの質問を終了いたします。

〔6番議員 鈴木和彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） それでは鈴木和彦議員からのご質問の大綱1点目、農業関係についての（1）飼料用米についてお答えをいたします。

まず、①の飼料用米の昨年度と今年度の作付面積はについてでございますが、平成26年度の飼料用米の作付面積は3.7ヘクタールに対し、平成27年度は国、県、町が一体となり積極的に推進した結果、103.5ヘクタールと大幅な増加となりました。

次に、②の今年度の飼料用米と加工用米の作付面積はについてでございますが、飼料用米の作付面積は103.5ヘクタールで、また加工用米の作付面積は135.0ヘクタールでありました。加工用米につきましては来年度が3年契約の3年目、最終年となることから、平成28年度までは今の作付面積が維持されると思われまます。

次に、③の今年度の一括管理、区分管理の面積はについてですが、飼料用米の一括管理方式とは、主食用米と区分せずに生産し、契約数量、これは基準反収に取り組み面積を乗じたものでございます。契約数量分を出荷する方式ですので、今までどおり主食用米の生産と同じ作業になります。また、区分管理方式とは、圃場を特定し、生産、乾燥、調整を主食用米と区分した上で当該圃場の全収量を出荷する方式でございます。

なお、今年度の一括管理方式での作付面積は102.4ヘクタール、区分管理方式は1.1ヘクタールでございました。

次に、④の区分管理の種子（初星、アキヒカリ）の来年度の見通しについてでございます。10月末現在でJAの契約分の種子は、初星の契約はなく、アキヒカリの契約は6件、232キログラムで、およそ5.8ヘクタール分となります。

次に、⑤病虫害カメムシの発生と病虫害対策についてでございます。山武農業事務所では例年実施しておりますカメムシ類のすくい取り調査では、昨年度より捕獲数が少ないという結果になっております。今年度の米の品質低下については、高温による異常気象や出穂時期のおくれなどが考えられますが、現在山武農業事務所において原因を調査しているところでございます。町では水稻病虫害防除対策事業として、JAを通じ各農家様へ粒剤の補助を実施しているところではございますが、今後、乳剤の助成についても検討してまいります。

次に、⑥の畜産農家が買い取りした飼料米の在庫管理、粉碎処理調査はどの管轄部署かについてでございますが、まず、生産者である各農家様が、関東農政局千葉地域センターへ新規需要米売渡実績数量報告書が3カ月ごとに提出されます。また、畜産農家などの需要者からも、関東農政局千葉地域センターへ新規需要米受払状況等報告書が3カ月ごとに提出されることとなっておりますので、ご質問いただきました飼料用米の在庫管理等につきましては、関東農政局千葉地域センターで把握しているものと認識しております。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 鈴木和彦議員からの成田空港関係のご質問についてお答えいたします。

初めに、1点目の年間30万回の計画に対する離発着回数についてのご質問の、平成25年度と26年度のAラン、Bランの離発着回数についてでございますが、順に申し上げます。

平成25年度は、Aランの離陸が10万226回、同じくAランの着陸が4万4,598回。続いてBランでございますが、Bランの離陸が1万2,870回、同じくBランの着陸が6万8,488回。合計いたしますと、Aラン、Bラン合わせまして22万6,182回でございます。1日平均で申し上げますと、約620回の離着陸でございます。これが平成25年度の数字でございます。

続きまして、平成26年度、同じように区分で申し上げます。Aランの離陸が10万359回、同じくAランの着陸が4万2,461回。Bランでございますが、Bランの離陸が1万3,754回、同じくBランの着陸が7万1,646回。合計いたしますと、22万8,220回でございます。1日平均では約625回の離着陸数でございます。

たった今申し上げましたように、平成26年度と25年度を比較いたしますと、Aランの離発着回数で申し上げますと2,004回減少しておる一方、Bランにつきましては4,042回増加し、合計では2,038回の増加となっております。

次に、ご質問2点目のカーフュー、いわゆる弾力的運用についてのご質問の、平成25年度、平成26年度、平成27年度現在までのカーフューの発生件数と、それに対するペナルティー金額についてのご質問でございますが、順に申し上げます。

平成25年度のカーフュー発生件数は、先ほどと同様にAラン、Bラン、着陸、離陸の区分で申し上げます。Aランの離陸が15件、Aランの着陸が25件。Bランで申し上げますと、Bランの離陸が9件、Bランの着陸が同じく9件。合計で平成25年度58件でございますが、ペナルティー料金として当町へ交付された分配金は、平成26年2月末までの発生件数54件分の334万2,000円ございました。

同じく平成26年度で申し上げますと、カーフュー発生件数は、Aランの離陸が16件、着陸が19件。Bランの離陸が6件、着陸が15件。合計いたしますと56件でございますが、ペナルティー料金として当町へ交付された分配金は、期間でいいますと平成26年の3月から平成27年2月末までの発生件数51件がペナルティー料金の対象となりまして、金額は246万8,000円ございました。

また、本年度、平成27年度は9月末現在で集計して取りまとめておりました、その発生件数は、Aランの離陸が9件、着陸が8件、Bランの離陸が13件、着陸が21件。本年度9月末現在までで合計51件の発生でございます。ペナルティー料金として当町へ交付されました分配金といたしましては、期間といたしまして平成27年の3月から8月までで締めますので、対象となる発生件数については49件分の249万円が9月に交付されたところでございます。

ただいま申し上げましたように、各年度のカーフェューの発生件数と分配金の対象件数に若干の差がございますが、これは発生件数の集計については年度でございますので、当年度の4月から翌年度の3月末日までであるのに対しまして、分配金対象件数の集計につきましてはその前年度の3月から当年度の2月までという、制度運用上の違いによる差でございます。

また、カーフェュー運航に係るペナルティー料金、これは特例分配金というような言い方をしておりますが、この算定に当たりましては、航空会社から通常の着陸料と同額がカーフェュー運航時のペナルティー料金として加算され、徴収されますので、その徴収した料金を騒防法第1種区域が存在いたします6市町、成田市、芝山町、多古町、山武市、茨城県の河内町、それと我が横芝光町、この6市町に均等に配分するもので、その配分の時期といたしましては毎年9月と3月の2回に分けて交付されるものでございます。

次に、3点目の航空機騒音対策空気調和機器設置事業についてのご質問の、過去3年間の計画件数、金額に対する実績事業件数、実績金額についてでございますが、この事業につきましては、成田国際空港離発着の航空機の増加に伴う騒音の影響を防止し、または軽減するため、住宅の所有者等が空気調和機器、いわゆるエアコンを設置する工事を行う場合、5万円を上限として補助金を交付するもので、平成26年度から平成28年度の3年間で事業を実施するものでございます。

事業計画といたしましては、航空機騒音障害防止対策事業補助金、俗に迷惑料と称しておりますが、この補助金の交付対象地域のうち、住宅防音工事等の補助対象となります第1種区域、準谷間地区、隣接地区を除く区域の自己所有の住宅に対しまして、3カ年合計で計画件数といたしましては2,917件、事業費合計では1億4,585万円を見込んだものでございます。

実績件数でございますが、昨年度、平成26年度が342件、事業費といたしましては1,710万円。平成27年度、本年度は10月末現在の締めでございますが、10月末までに229件、事業費といたしまして1,145万円でございます。

全体の計画見込みに対する進捗率でございますが、本年10月末現在で19.6%。20%を若干欠けるという低い状況で現在まで推移しておりますが、その要因といたしましては、対象と

なる家屋の主要な部屋に、もう既にエアコンが設置されており、新たにエアコンを設置する部屋がない、あるいは少ないことや、既存のエアコンがまだ所要の機能を満たしておりまして、今すぐ新しいエアコンに交換する必要性が当面ないというようなこと等の要因から、今回の補助制度の活用に至らないケースも多いのではないかと判断しているところでございます。

本事業につきましては、今後も丁寧な広報、周知に努めまして、制度の目的でございます航空機騒音による影響の防止、軽減に寄与するよう、計画どおり事業を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

では、私のほうから再質問をさせていただきたいと思います。

まず、農業関係のほうから質問させていただきます。飼料用米についてですが、昨年度から見て今年度は、先ほど私が壇上から申し上げましたように、県全体から見ても4,000ヘクタールの増反がされたようですが、当町においてもその傾向は大分見受けられました。今課長のほうからもお話ありましたように、昨年度の飼料用米については3.7ヘクタール、今年度につきましては103.5ヘクタールということで、大幅飼料用米が増反されたということで、ひとえに町の推進体制なり、集荷業者のやはりそういった報酬が実ってこういう形になっているのかなとことで私は判断しております。

そういった中で、一方ですけれども、加工米についてもやはり昨年度から見てもことしはさほど減ってはいないということで、私はこの辺が、やはり加工用米から飼料用米にシフトしたのかなと思いましたが、いざいかん、そんなことも余りないということで、なかなか加工用米もそれなりの数量もありますし、飼料用米がかなりふえたということでございます。

そういった中では私すごくうれしいんですけども、需給調整対策費の中で、ここ数年ずっと2,400万ほど町のほうでは組んでいただいていると思います。そういった中で、昨年からだと思いますが、いろんな作付されているホールクroppなり、やはり麦、大豆ですか、こういう飼料用米なり、加工用米なり、一律平米単価7円でやっておるということでありますので、やはり10アール当たり7,000円が補助金ということで、生産者の皆さんに配付されているとは思いますが、やはり飼料用米がだんだんふえてくることによって、生産調整に協

力している方がふえてきているわけなんですね。

そういったことを踏まえた中では、ここ数年、財政厳しい、厳しいという中で2,400万から絶対にふえていかないということで、そうしますと生産者サイドに立ちますと、薄まってきちゃうわけなんですね。その辺のことをどうお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それではただいまのご質問にお答えを申し上げます。

産業課としましても、推進している立場から増額要望はしたいところではございますけれども、やはり財政協議の中で2,400万から2,500万円の金額以上にはなかなかふやせない状況でございます。したがって、今後も協議は重ねてまいりますけれども、面積がふえる状態になれば、もうちょっと下がってくるのかなといったようなことを考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 昨年度から見ますと、一般のお米は昨年から見ると1,000円くらい高くお買い上げいただいたわけですが、ことしは先ほども私壇上から言いましたけれども、やはり需給がちょうどいいバランスになって、やはり飼料用米なりそういった転作に協力している方が全国ベースではふえたがために需給のバランスがよくなって、ことしはそれなりの米価がよくなっているという形がとられているわけなんですね。

でも、これ先ほど壇上で言いましたけれども、在庫量が200万トンも、来年の6月末になると見込まれるという現実があるわけです。ましてこれからはT P Pの絡みから、やはりアメリカなりオーストラリアのほうから年間7万トン近く、現実に消費が8万トンずつ減っている中で7万トンずつ海外から入ってくる、そういった悪循環がこれから生まれてくるのかなという判断でおります。少子高齢化ということで消費が伸びないということで、米の政策については厳しい状況下であるとは思いますが、やはり生産調整に一生懸命協力をいただいているところについては、やはりその辺もよく考えていただきたいと思っております。

それから、来年度の飼料用米でございますけれども、やはりもう種もみの注文は終わっているわけなんですね。私が聞いているところだと、J A山武郡市のほうでは、初星なりアキヒカリの種の注文については、1,300キロ近く注文が上っておるということでございますけれども、県の中で整理していく中では、それだけの需給がどうなのかなということで、皆さんの要望どおりに注文されたものがもらえるかはまだ不透明であるよということで聞いております。

そういった中で、区分管理なり一括管理、区分管理はそのアキヒカリなり初星の種が一番必要であるわけですが、やはり私が思うに、生産者サイドに立ったときに、今主要品種はふさこがね、ふさおとめ、コシヒカリが千葉県では作付が一番多いと考えております。そういった中に初星なり、アキヒカリなり、先ほど初星の注文はほとんどないということで聞いておりますけれども、やはりそういった品種が県のほうからは区分管理の飼料用米については進めていきたいという方向のものが私には理解できません。

そういったことで、生産者サイドに立てば、ある市の産業課長やっていた方、定年になっておりますけれども、私のほうに「鈴木君ね、今品種そんなにいっぱいふやしてどうなの。でもこれ県からの勧めでそういう形をとっているようだけれども、そういう形って農家のためにならないよね」ということを言っております。ですから極力、町のほうから県のほうの要望に、そういう一括管理、区分管理の品種は固定しないで、従来の品種でやっていただきたいというのが私の考えなんです。でも多分、その中にアキヒカリ、初星にこだわるわけがあると思いますので、その辺、もしわかれば課長のほうお答え願えればと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 千葉県の指定品種でございます初星とアキヒカリ、この県が選定した理由でございますけれども、まず初めに国が指定した専用品種、18品種ございますけれども、これが全て晩成品種でございますして、収穫期が9月以降となってしまいます。千葉県の場合は、当町の両総用水を初めとして、大体8月のお盆あたりで出穂が終わってしまいます。

したがいまして、千葉県で栽培できる品種、そして収量が多い専用品種として知事特認品種が必要となりました。この選定に当たりましては、収量が多く、そして県内で主食用米として流通していないことが条件となりまして、したがいまして、過去に作付されていたアキヒカリ、そして初星が選定されたものと聞いております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

私も初星なり、アキヒカリの品種というのは食味は余りよくないというのは昔からそうでした。やはり増収だということがメリットだったのかなということで、過去に加工用米が食用に回っていた現実があったわけですね。そういったことがたまたまあったものですから、私はこの飼料用米が、万が一ふさこがね、ふさおとめが流通に回っては困るということで、

アキヒカリ、初星が選定されたのかなということでも少し考えたことがあるんですけども、そうでもないということであれば、できる限り私のほうはそういった思いで、できる限り初星、アキヒカリの品種というものは、それにこだわらないで、品種設定はしないでほしいというのが実際のところなんです。あくまでも私のほうの考えはそういう考えでありますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それから、今申し上げましたように、品種が今主力では3品種ありますけれども、そこにアキヒカリなり初星が入ってきますと、個人のお宅であればその辺ある程度処理ができると思いますが、大型乾燥施設ではそのラインが1本になってありますもので、もう区分管理は絶対できません。間違いなくできません。ということは、そういう生産者が、やはり共同乾燥施設を利用したいと言われても、ライスセンター側ではできませんから、申しわけないですけども個人のお宅でお願いしますという言い方しかできないんですね。

そういったことも踏まえた中で、一括管理でできるものであれば、区分管理のほうは指導というわけではないですけども、できればそれは抑えていただき、一括管理でやっていただければ、9俵以上とれば、そのオーバーした1俵や2俵の米は一般米で販売できますから、生産面では大体折り合いがつくのかなという判断ができますので、指導面ではできる限り一括管理のほうを、町のほうとも集荷業者のほうとも連携をとり合って進めていただければと思っております。

次に、先ほどカメムシの関係、私お話ししましたけれども、ことしはカメムシが異常発生をしました。私もいろいろ調べましたけれども、ことしは昨年から見ると倍の発生だそうです。と申しますのも、やはりカメムシがことしはどういうわけか異常発生した中でも、私の考えの中ではホールクroppサイレーヅ稲なり飼料用米がふえていったということの中に、ある程度飼料用米だからそんなに消毒やらなくてもいいんじゃないかなという話が、ことしの2月ごろの農業事務所の説明の中でちょっと生産者のほうから話されたときに、余り消毒やらなくてもいいようなことも、悪いとも言わなかったみたいですね。

でもやはり、ホールクroppの稲については、ほとんど出穂してすぐ刈り取りを行う、そういうものが一番いいということでもありますけれども、そういうところは動物の家畜の餌にするものだから、消毒はやらないでしょう。コストもかかりませんし、そういう面がだんだん出てくるわけでもありますね。

そういった中で、このカメムシの対策については、町のほうもおかげさまで粒剤で、スタークルなりダントツを使った農家の方には1回当たり800円の助成、1回は10アール当たり

使う量なんですけれども、補助をしていただいて大変ありがたいわけなんです。毎年私が見る限りでは、350ヘクタール前後かな、町のほうで補助していただいておりますけれども、町全体では水田が1,800から1,900ヘクタールくらいあると思います。そういった中でも、最近では液剤では水がなければ全然効果ありませんし、時期もあるわけなんですけれども、やはり液剤での防除が最近ふえてきているということを知っておりますけれども、その辺どうなんでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 乳剤等の散布実施状況でございますけれども、町内では10地区、実施面積は507.3ヘクタールでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 乳剤といいますと、今ほとんど殺菌剤と殺虫剤が混用されて散布されております。いろいろ消毒薬があるわけなんですけれども、今現在よく使用されているのがアミスターエイト、スタークル10というものが、アミスターについてはいもち、紋枯、それからスタークルについてはカメムシの消毒に使われるわけなんですけれども、やはり液剤のほうが効果があるようでございます。

それとあわせて、今それこそだんだん生産者の方、農家の方も高齢になってきております。圃場の中に入って粒剤散布もなかなか大変なようでございますし、中にはだんだん面積の少ない方についてはその粒剤もやらない方も聞いております。また、ある程度の面積ある方でも、時期を外して粒剤を散布している方がありまして、ある検査の場所で3等になってしまう。3等になると、1俵当たり1,600円安くなるわけなんです。そうすると7,000円台のお米に、ことしの場合にはなるわけですよ。

カメムシの検査というのは、白いカルトンがありまして、それで1,000粒中ということで検査をするわけなんですけれども、1、3、5というのがカメムシの検査を見るわけなんですけれども、1粒以上入っていると2等なんです。3粒以上あると3等なんです。5粒入っちゃうと規格外なんです。そういう規格のもとに検査をするわけなんですけれども、やはりカメムシというものは出ているところはもうほとんど出ちゃいますから、2等で検査を受けているものは3等にほとんど近いんですね。

ただ、生産者サイドで考えると、2等だと600円ですけれども、3等で1,600円の差が出てきますから、やはりその辺を加味した中で、飼料用米があれば飼料用米のほうに、その検査

したものについては変えることもしますけれども、そうした現実があるということで、今後数年カメムシ、ましてやことし暖冬になるということで、多分カメムシの発生が来年はもっとふえるんじゃないかなと。現実には、圃場にそのカメムシがいるんじゃないかと、周りの雑地なり耕作放棄地なり、山間谷津だの山のへりにそういうものが越冬するわけですから、やはりなかなか粒剤での消毒は難しいというのが現実だと思います。

そういったことを踏まえた中でも、できる限り粒剤、確かに800円補助いただいております。ありがたいです。でも、全体的には先ほど言いますように、乳剤で行っているところはもう既に500ヘクタール以上あるわけでございます。来年はもっとふえると思いますから、できる限りその粒剤の分もお願いしたいし、また乳剤のほうについても補助を願えればということで、私の要望でございます。

それから、先ほど畜産農家への飼料用米が直接契約されて、ことし管内にも何件かの畜産農家の方があったようですけれども、町としてその辺は把握しておりますでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 飼料用米の農家さんが畜産農家と直接契約している件数ということでございますけれども、これにつきまして、契約しているのが法人で2件、そして個人で2件、合計8万4,000平方メートル、8町4反歩でございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 私も1件、大きな養豚農家の方が当町の飼料用米を契約されたということで聞いております。何か1,000トン近く契約されておるということでございます。

話を聞きますと、私の心配されるのは、畜産農家の方はストックする倉庫が業者さんの倉庫と違いまして、普通の常温倉庫に入れますと、4月になると虫が発生してまいります。そういったことの中で心配されるなと思っていましたけれども、大きな畜産農家ですので、その前にその1,000トンの玄米はもう実際に食べさせてしまうということで聞いております。

ですが、そういったことも、これから量がだんだん、もしもふえてくるということになれば、そういった低温倉庫なり、そういうところを借りるということになったらまたコストがかかるわけでございます。一般の集荷業者は1キロ10円で買い上げをしていますけれども、その方は13円で買い上げているということを知っておりますから、飼料用米をもっとふやすに当たっては、その販売先のほうにも、そういったこともある程度考えていかなければしょうがないのかなということで考えております。

それでは次に、成田空港関係の質問をさせていただきたいと思います。

先ほど細かに説明をいただきまして、ありがとうございます。まだ容量30万回ある中では22万回程度の、22万1,682回の離発着があるということで、1日平均620回ということで聞いております。26年度も625回ということでほとんど、平均すると1日平均同じくらいなのかなということで、わかりました。

そういった中で、Aラン、Bラン、確かにあるわけですが、Aランについては3,500メートルでしたか、Bランは2,500メートルということで、何かちょっと私を感じるの、やはりBランは距離が少ないから、やはり小さい飛行機が多いのかなという判断でおりますけれども、例えば最近はLCCのほうも少しずつ、少しずつふえてきておるということで、このカーフェューの関係に絡むわけですが、やはり離発着のカーフェューでおくれたりするの、一般の航空会社、もしくはLCCのほうもないではないのかなというふうに考えております。

と申しますのも、11月に町の議会議員で成田から福岡空港行きましたけれども、帰りの便がかなり出発がおくれたということで、やはり機体が少ないからやりくりできないのかなということで考えますけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 議員もご承知のこととは存じますが、現在運用しておりますカーフェュー、午後11時から12時までの間という時間の限定はございますが、そのカーフェューが認められる幾つかのケース、本当に限られた原因でなければ、ただ単に11時過ぎて離着陸をお願いしますというだけではもちろん許可ならないわけですが、数字等見ますと、やはり成田空港に来るいわゆる出発地ですね、出発地の遅延というような、それも気候による、いわゆる台風ですとかを中心とした気候によるおくれが結局、到着する成田空港の到着時間を23時を超えてしまうというような、そういう原因が多いようです。

さらに、今ご質問ありましたLCCの航空会社については、航空機をぎりぎりの中で運用しているという状況でコストの減を図っているというような事情もある関係から、どうしても余裕のある飛行機を運用しているわけではございませんので、まさにそのカーフェューの原因となるところの気候等によって出発が遅延する、その影響をもろに受けるといいますか、受ける影響が多い航空会社であるということは想像のとおりでございます。

先ほど壇上でご報告申し上げましたカーフェューの発生件数の中に占めるLCCのという、そういう統計は今お示しできる数字としては持っておりませんが、実績としてどういう航空

会社がいつどんな原因でというような表を見ますと、その中にLCCと言われる会社も散見されるということから、ご質問のお見込みのとおりLCCとそのカーフェーというものについては大きく関連といたしますか、原因するところが多いのではないかなというふうに感じるところではございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

それから先ほど、ペナルティーの料金、26年、27年、また現在に至るまでということでは900万弱ですか、3カ年を足すと。その金額が、ペナルティー料金が当町には入っておるといふことであるわけですが、この使い道というのはどのような形をとられておるのか、お聞かせ願えますか。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 今ご質問のとおり、約830万くらいでしょうか、今年度の上半期までのカーフェーのペナルティー料金として交付された金額でございますが、これにつきましてはその原因がまさに航空機の騒音の拡大につながるような要因で、それでもやむなく発生したということに対する金銭的な補償ということでありますので、その用途につきましては航空機騒音の軽減、あるいは緩和につながる事業に充てているという使い方をしております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

それでは最後の質問に入りたいと思います。航空機騒音対策空気調和機器の設置事業についてでございますが、先ほど来、若梅課長のほうからも詳しく説明ありましたが、当初計画、先ほどもこの件数がちょっとどうなのかなというのがわかりませんが、2,917件の1億4,585万円を計画しておいたという中では、実際に実行されている、設置されている、先ほど来も既存でまだ壊れていないから新しく更新はしませんよということ聞いておりますけれども、平成26年度で1,710万円、件数で342件、平成27年が229件の1,145万円。

私の言いたいのは、その計画に対しての、余りにも実績が低い。ならば、その5万円という補助の中を、もう少し含みを持っていただけないかというところに私は今回この質問したわけですが、町長、どうですか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 確かに計画倒れの要素も否めないのは私も認めたいと思います。今後、この1回、航空機騒音対策のエアコン補助事業については、5年ぐらい前からだったか……。

〔「10年」と言う人あり〕

○町長（佐藤晴彦君） 10年前から、でもそれから4年ぐらいじゃなかった……。

〔「そのときから3年です」と言う人あり〕

○町長（佐藤晴彦君） 実際七、八年しかたっていないという言い方がわかりませんが、それによつての買いかえ需要がまだ余りなかったという部分もありますし、今後ちょっとその辺についてはしっかり検討をさせていただきたいと思います。

そうした中で、せっかく今答弁させていただいていますのでちょっとお時間いただいて、成田空港、Aラン4,000メートル、Bラン2,500メートルの2本で今運用しているわけございまして、Bランは2,500メートルでも、ほとんどの飛行機、ジャンボでもダッシュ400以外ですと着陸はできるんですね、離陸はできませんけれども。そういうような使い方をしてるので、結局離陸よりも着陸が多いのがBランのある意味特徴であります。

だから、そうした中でカーフェューの問題につきましても、今この件数でございましてけれども、空港会社が言うには、この弾力的運用の規定をつくっていただいたおかげで、ぎりぎり間に合うか間に合わないかという飛行機が、結構パイロットが頑張つて間に合つてしまつている、間に合うように着陸をしている数字が出て、この実績の数倍あるようございまして、それに伴う容量拡大には十分、このカーフェュー自体が大いに貢献をしているというお話を聞いておりますので、それもあわせてご報告させてもらつて答弁にかえさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

それこそカーフェュー、2年が経過しました。ここ何かちょっと新聞等にも出ておりますけれども、時間延長をNAAが何かやってほしい、10時から11時の間がかなり余裕がないというところに来ているわけなんでしょうけれども、まだカーフェュー始まつて2年が経過しないにもかかわらず、もうそこで、夏目社長が言っているものかどうかわかりませんが、もう少し時間延長で、11時を12時にしてくれ、12時を1時にしてくれということで、だんだんないがしろになるのかなということも心配されますけれども、その辺町長どうなんでしょ

う。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まさしく、たしか1年半の間にまた新たに運用を緩めてくれというようなお話があって、その辺については騒音対策とともにしっかりと協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

私これ本当に思っていることなんですけれども、大綱1点目のやはり農業関係の中から飼料用米が、昨年度から見てことしが相当増反されたという中で、本当にふえてきているわけでございます。そういったことを踏まえた中でも、カメムシ、病害虫の被害がかなり出てきているということで聞いております。

やはり等級が下がれば農家の手取りが少なくなります。そういったことを踏まえた中でも、やはり粒剤の補助だけにかかわらず、乳剤に対しても補助をしていただきたい要望をいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で鈴木和彦議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時5分とします。

（午前10時52分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時04分）

---

◇ 森 川 忠 君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

森川忠議員。

〔8番議員 森川 忠君登壇〕

○8番（森川 忠君） それでは議長のお許しを得ましたので、議席番号8番、森川忠が通告に従いまして一般質問をいたします。

最初に、成田空港第3滑走路問題についてお伺いいたします。

本年、9月17日、第1回目の4者協議が開催されました。その際、9月定例会最終日ということで佐藤町長は欠席され、代理で職員が出席をいたしました。さきの11月27日には第2回目の4者協議が開かれ、佐藤町長も出席をされたようです。そこで、町長の立ち位置はどうであるかを伺います。

また、その際示された第3滑走路の想定図、そこでは横芝光町のほぼ真ん中、具体的に言いますと、横芝駅のやや西側、当町では比較的住宅密集地といいましょうか、住宅の多い地域であります。特に住宅が多いことでもあり、多くの家庭や事業所で騒音被害を受けることは必至で、他の自治体と比較しても影響が一番多いということは明白であります。今後このことに対する町の対応はどのようなものであるか、具体的に伺います。

ご存じかと思いますが、早期実現を推進する2団体があります。一つは成田商工会議所が中心となっている成田第3滑走路実現する会があります。自身のことで大変恐縮ではありますが、こちらの会に私は、昨年平成26年4月30日の設立総会が開かれ、役員にも名を連ねさせていただいております。このことは人口減少を初め、町の衰退が懸念されることを案じ、このような行動をとらせていただいております。町内での署名活動等も積極的に行っていました。

一方、もう一つの団体であります、9月24日に設立総会が行われました成田第3滑走路実現を目指す有志の会、かなり名前が酷似しておって間違える方も非常に多いんですが、こちらは芝山、多古、成田ですか一部、など成田空港周辺自治体の住民、そして経済団体、空港関連企業の代表などが会員となり設立がされました。周辺自治体の首長では成田市、芝山町、多古町の各首長が参加されております。我が横芝光町佐藤町長は参加されておられません。この理由を含め、2団体に対するご所見をお伺いいたします。

次に、教育相談体制についてお伺いいたします。

最初に、当町の教育相談体制についてですが、児童虐待という悲しい言葉が多く聞かれます。その現状と認識についてお伺いいたします。厚労省の発表では、過去15年の推移で児童虐待相談件数が約7.6倍の9万件足らず、児童福祉司の数は約2,800人余りの2.3倍と対応人数が追いついていないのが現状であります。このような現状に対しての認識についてお伺いいたします。

次に、当町の学習支援について伺います。この問題については以前にもお伺いしたことがございますが、残念ながら余り進展が見えないことから再度お伺いしたものであります。そ

んな中、特にひとり親家庭への学習支援についてですが、親がパートや非正規の仕事についているケースが多く、貧困率が高いのが実情です。さらには勉強や進学への意欲の低下も懸念されます。このことについての現状と認識についてお伺いいたします。

あわせて当町の生徒・児童の貧困率がわかればお教え願いたいと思います。現在、学習塾などの学校以外での学習をしている生徒の割合が多いと聞いております。これに関しては、保護者の負担は月額では数万円にも上るとよくお聞きしますが、子供は親を選ぶことができません。全員の生徒がよりひとしく教育を受けていただくことは、将来の横芝光町にとっても貴重な財産となることは明白ではないでしょうか。

そこで伺いますが、今後、当町では学校以外での学習支援をお考えなのか、またあるのであればどのようなものか、お示し願いたいと思います。

現在当町でも奨学金制度がございます。現在受けている生徒、学生さんがいらっしゃると思いますが、現状の人数等がわかれば教えてください。

最後にマイナンバー制度、それについて伺います。

この制度の採用が決定され、導入が決まり、10月中旬から全国一斉に通知がなされました。例えば届かないとか、受け取りを拒否するとかという事案がさまざまあるかと思いますが、当町担当課では大変なご苦勞をなさっているとお聞きしております。具体的にどのような問い合わせ等があるのか、わかればお伺いします。また、それらの対応策があれば、実例を添えて教えてください。

現在の住民基本台帳カード、これは一般的には個人を証明するものとか、例えばe-Tax、電子納税等の際には必要です。確定申告の時期も近づいてきており、利用者にとっては心配されている方も多いのではないのでしょうか。住基カードにかわりマイナンバーカードを使用することとなるようですが、切りかえ等について具体的にご説明願います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。執行部には簡潔で明瞭な答弁をお願いいたします。

〔8番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、森川忠議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは成田第3滑走路問題についてをお答えし、その他のご質問につきましては

各担当課長から答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

初めに、1点目の4者協議会の町長の立ち位置はと、2点目の騒音下が予想されるが町の対応はについてでございますが、森川議員もご承知のとおり、4者協議会とは国、千葉県、成田空港会社、そして成田空港近隣9市町で構成された、成田空港に関する重要な問題を協議する場で、千葉県空港地域振興課が事務局を担当しているところでございます。

本年9月17日に開催されました第1回の4者協議におきまして、3点の確認事項がございました。1点目は、第3滑走路の整備を初めとする成田空港の機能強化について、4者協議会で課題を整理し、具体化に向けた検討を進める。2点目は、環境共生策への配慮等、丁寧な説明を行い、地域の理解と協力を得ながら進める。3つ目として、機能強化が空港周辺地域の発展につながるよう、地域振興策を別の場でしっかり検討していく。この確認事項を受けまして、国は成田空港会社に対し、空港の機能強化に向け必要な調査の実施を要請し、同社ではこの検討のため、推進本部を社内に設置したということでございます。

私自身は、今議員おっしゃられたとおり、9月定例町議会と重なったため、第1回目の4者協議には出席できませんでしたが、代理出席の空港対策室長に第3滑走路の位置によっては町全域が騒音下になることも予想されることから、国、県、空港会社にあっては、騒音下に暮らす住民の一人一人が、空港があってよかったと感じられる地域振興策と環境共生策等に十分配慮する丁寧な説明を行い、地域住民の理解と協力を得ながら検討を進めていただきたいと町としての意見を発言するよう指示をし、横芝光町の立ち位置を明らかにしたところでございます。

そして、11月27日に開催されました、本年度2回目の4者協議会におきまして、成田空港株式会社により第3滑走路の調査内容の検討状況についての説明があり、その内容につきましては本日会議終了後にお願いをいたしましたところの全員協議会において、議会の皆様方に改めまして成田空港会社から説明をいただく予定としているところでございます。

横芝光町としても、成田空港の機能強化の必要性については十分に理解できるころではございますが、現在A滑走路とB滑走路の2本の滑走路の騒音下に多くの町民が生活しており、今後第3滑走路が建設されることになれば、騒音地域が大幅に拡大することが予想されております。

現在、成田空港会社、共生財団及び町の事業によりさまざまな騒音対策等に取り組んでおりますが、空港周辺市町の地域振興につきましては、空港が立地する市町と空港から距離がある市町との間に格差があり、横芝光町の十分な発展には至ってはいないという思いも強く

感じているところでございます。

このような基本的立場から、私は第2回目の4者協議会におきまして、成田空港の機能強化を検討するに当たっては、第3滑走路建設の議論が先行するのではなく、同時進行で騒音対策及び地域振興策に十分配慮する丁寧な説明を行うことにより、地域住民の理解を得ながら検討を進めることが何よりも重要であると強く意見表明をし、さらに国、千葉県及び成田空港株式会社の3者に対しまして、11月30日にその旨の要望書を提出してまいりました。

次に、3点目の早期実現を推進する2団体に対する所見についてであります。このうち1つ目の団体は、成田空港周辺の商工会議所及び商工会などで設立した成田空港第3滑走路実現する会で、この団体からは本年4月28日、第3滑走路実現に対する16万6,000人分の署名簿と要望書が国に提出されました。もう一つの団体は、芝山町の住民有志や商工関係者などによる成田空港第3滑走路実現を目指す有志の会で、成田空港の課題や滑走路を増設する意義をまとめたパンフレットを作成し、第3滑走路の必要性について説明しているところでございます。

これらの団体は、成田空港の機能強化及び地域発展のために第3滑走路の建設が必要であるとの立場から、それぞれの推進活動を行っておられると私は理解しております。私自身も空港の機能強化の必要性につきましては十分認識しておりますが、先ほど来申し上げましたとおり、この問題の検討に当たりましては第3滑走路の建設論のみが先行するのではなく、同時進行で騒音対策及び地域振興策に十分配慮する丁寧な説明を行い、地域住民の理解を得ながら検討を進めていくことが大変重要であると認識しているところでございます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

〔福祉課長 椎名富士男君登壇〕

○福祉課長（椎名富士男君） 森川議員からの教育相談体制についてのご質問のうち、当町の教育相談体制の現状につきましては、児童虐待に関する内容ですので福祉課でお答えをさせていただきます。

最初に、児童虐待の認識についてですが、児童虐待の防止等に関する法律、いわゆる児童虐待防止法では、児童虐待の定義を殴る、蹴るなどの身体的虐待、子供への性的行為などの性的虐待、食事を与えない、不潔にするなどのネグレクト、言葉によるおどしや差別などの心理的虐待の4種類としています。

児童虐待防止法では、児童虐待に気づいたら誰もが市町村や児童相談所などに通告することとなっておりますが、当町の場合は健康管理課や保育園、小中学校からの情報提供がほとんどであります。児童虐待、あるいは児童虐待の疑いのある情報提供があった場合は、横芝光町要保護児童対策地域協議会要綱に基づき、保健師、保育士、学校教育関係者等で個別支援会議を開き、情報を共有するとともに対応を協議しております。その際、専門的な判定や一時保護等を要すると判断した場合は、東上総児童相談所へ援助依頼、いわゆる行政支援を要請しているところでございます。

今年度は11月末日現在で、個別支援会議を7事案で10回開き、このうち3事案について児童相談所に援助依頼をしています。なお、現時点での7事案の経過でございますが、2事案が解決に向かっているものの、5事案は支援継続中の状況でございます。

次に、児童福祉司の現状についてお答えいたします。児童福祉司は、社会福祉士等の有資格者が、児童相談所に任用された場合の職名でございます。したがって、児童福祉司は児童相談所を設置している都道府県、あるいは政令指定都市の職員ということになります。当町を所管する東上総児童相談所は15人の児童福祉司が配置されており、うち1名が当町の担当となっております。

児童相談所で児童虐待や育児等の相談を受け付けると、児童福祉司は主に家庭訪問や面談などの調査、診断を行い、市町や学校、関係機関と連携しながら問題解決に当たります。先ほど申し上げました当町から児童相談所に援助依頼をした3事案につきましても、担当の児童福祉司が家庭訪問や面談に同行してくれるほか、定期的に保護者に電話連絡を入れるなど積極的に活動しています。

平成26年度に千葉市を除く市町村から県内6児童相談所に、児童虐待で援助依頼、または事案の送致をした件数は約100件、これとは別に各児童相談所で直接受け付けた児童虐待の件数は約5,400件ありました。千葉県では、児童相談所の相談件数が増加傾向にあることから、不定期ではありますが、児童福祉司の増員をしているということでございます。

〔福祉課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） それでは、森川忠議員のご質問の教育相談体制についてのうち、ひとり親家庭への学習支援についての貧困の連鎖の現状把握と認識はと、当町の支援計画はあるのかについてお答えを申し上げます。

1点目の貧困の連鎖の現状把握と認識ですが、教育委員会では貧困の連鎖や貧困と学力の関連を独自に調査はしてありません。そこで、ひとり親家庭の実態等からご説明を行いたいと考えます。

まず、ひとり親等の実態ですが、福祉課で把握をしている数値は、ひとり親家庭等医療費助成や児童扶養手当の申請を受理した実績などから母子、父子、保護者以外の者が児童を養育している世帯の計が249世帯です。また実際にはこのほかに潜在をしている可能性があるかと推測をしております。

一方、各学校で把握をしているひとり親世帯等では、町内小中学校9校に在籍する家庭数でございますが、11月現在で母子家庭が197世帯、父子家庭が29世帯、保護者以外の者が養育をしているその他世帯が6世帯で、計232世帯でございます。なお、小学校と中学校に兄弟姉妹が在籍する場合には重複カウントをされておりますので、実数は232世帯よりも若干低いものと考えております。これらのひとり親家庭などに属する児童生徒数は、小学校、中学校合計で273人で、町内全児童生徒数1,766人に占める割合でございますが15%強、つまり6人か7人に1人がひとり親世帯等で養育をされていることとなります。

また、これらの児童生徒のうち、貧困や貧困に極めて近い状態にあるとされます要保護世帯や準要保護世帯の児童生徒が135人で、ひとり親家庭等で養育されている児童生徒の約半数が貧困や貧困に極めて近い状態にあると考えられます。

これら要保護・準要保護世帯の児童生徒の学力について、教育委員会として特に調査分析をしておりますので、貧困の連鎖や貧困と学力の関係については、現時点において町内貧困世帯の児童生徒が必ずしも学力が低いと断定はできません。しかしながら、国が行っている学力学習状況調査結果から、世帯収入が低いほど子供の正答率が低い結果であった。また貧困の連鎖についても指摘する、との貧困と学力の関係については当町においても同様の傾向にあるのではないかと考えております。

さて、その傾向にあるという表現でございますが、平成25年度に文部科学省委託研究として、国立大学が家庭の経済状態を4つの階層に分け、1点目として不利な環境にもかかわらず成果を上げている学校や児童生徒の取り組み、2点目として家庭の社会的背景と学力の関係について分析をし、その結果から、家庭の経済状況が高いほど各教科の平均回答率が高い傾向が見られる。しかしながら、不利な環境を克服している児童生徒の特徴として、家庭の社会経済背景と子供の学力との間には強い相関関係があるとしながらも、家庭の社会的背景が低いからといって必ずしも全ての子供の学力が低いわけではない。子供の学習にかける時

間は全ての階層の家庭の社会経済的背景で学力との関係が見られ、学習にかかる時間は経済的に不利な環境を克服する手段の一つと考えられると発表されました。

このことから、経済状況と学力には強い相関関係があるものの、学習に取り組む時間によってある程度は学力が向上すると考えられます。また、この調査分析では、社会経済的背景を克服する小学校の取り組み例も示されており、その中では放課後を利用した補習的な学習サポートや習熟度別少人数指導、また教科の指導内容や方法について小学校と中学校の連携、家庭学習の課題の与え方に関する教職員の共通理解を図ることなどにより、一定の成果を上げていると発表されております。

そこで、改めて各学校の補習的な学習指導について、町内9小中学校を調査いたしましたところ、小学校では必要に応じ個別指導から空き時間を活用しての補習など、中学校では各学期のテスト前などに全生徒の学力向上を目的に、希望者に対して補習を実施しておりました。このように学校それぞれの判断により、学校全体の学力向上を目的とした補習などは実施をされておりますが、貧困対策としての支援は実施されておられません。

今後は貧困世帯の児童生徒を対象とした学習支援策について、本年6月議会で教育長から川島富士子議員にお答えした内容と同様になりますが、現時点では家庭の経済状態に特化した学校教育は難しいものの、学校をプラットフォームとした総合的な貧困対策に取り組めるよう、福祉関係や地域と連携した学習支援について調査研究をしてみたいと考えております。また、本年8月に総合教育会議が発足しましたことから、今後はこの会議の中でも協議をしてみたいと考えております。

またご質問中に、当町の子供たちの貧困率、または奨学金の給付状況の数値をご質問いただきましたので、それについてもお答えをさせていただきます。

当町の貧困率でございますが、子供たちの家庭に対して貧困状況について詳しい調査をしたわけではございません。つきましては要保護児童、準要保護児童生徒、それらの実績でございますが、現在146人の児童生徒が要保護または準要保護ということで認定をされております。比率にいたしますと8.4%強ということになります。

それから、奨学金の給付の実績でございますが、平成27年度奨学金給付対象の奨学生と認められている方々が大学生11名でございます。

以上でございます。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） 森川議員の大綱3点目、マイナンバーについて現時点での問題点  
はのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、マイナンバー関係の問い合わせの中で多い事例はとのことですが、本年10  
月5日にマイナンバー法が施行され、番号通知カードが書留郵便で発送されて以降、さまざ  
まな問い合わせが住民課の窓口に来ています。

この番号は何に使うのかやこの通知をどうすればいいのか、個人情報の漏えいは大丈夫な  
のか、マイナンバーカードをつくれればコンビニで住民票がとれるのかなどのほか、マイナン  
バー制度そのものに対する苦情など、問い合わせの内容は多岐に及んでおり、担当課ではそ  
れらの質問に対し回答マニュアルを作成し、一つ一つ丁寧に説明を行っているところであり  
ますが、中にはどうしても納得していただけない方もいて、大変苦慮しているのが現状であ  
ります。

当町では、10月1日現在の住基登録者9,550世帯、2万4,811名に番号通知カードが発送さ  
れましたが、不在等の理由で配達できなかった約800通が郵便局から町に返送されてきてい  
ます。これらについては随時役場の窓口で受領してもらうこととなりますが、実際に通知カ  
ードの送付が始まってみて、改めて制度を理解されていない方が多いことを実感しています。  
町といたしましては、今後も制度の説明を含めた丁寧な対応によりまして適正な事務の執行  
を図りたいと思っています。

次に、住基カードとの切りかえ、e-Taxでの影響はとのことですが、マイナン  
バーカードを申請した方に1月以降カードを交付する際は、既存の住民基本台帳カードと重  
複して交付することはできないことから、住基カードを所有している方にはそれと引きかえ  
にマイナンバーカードを交付することになります。

なお、現在発行されている住基カードのうち、法的個人認証がなされているものをお持ち  
の方は、e-Taxによる電子申告で確定申告を行う方が多いかと思いますが、このカード  
には3年間の有効期限があって、期限切れが迫っているものは更新手続きが必要となります。

1月以降に発行されるマイナンバーカードにはこのe-Tax機能が搭載されていること  
から、有効期限の迫っている住基カード所有者は早々にマイナンバーカードへの切りかえを  
行うことが予想されますが、先般総務省からマイナンバーカードの作成作業がおくれ、今年  
度の確定申告期間中にカードの交付ができない場合があるとの通知がありました。町ではこ  
れを受け、本年中に更新手続きをしなければ期限が切れてしまうカード所有者33名の方に、そ

の内容を文書でご案内したところでありますが、住基カードの更新を行う際は役場住民課に来庁していただき、500円の更新手数料を納付してもらった上で手続きしなければならず、カードの切りかえが申告期間に間に合った場合には、その手間や手数料が無駄になってしまうことから、それらの説明も含め慎重に対応しているところでございます。

いずれにいたしましても、新たな法制度に関する周知不足もあって制度の内容等を理解されていない方が多いのが実情で、町としてもその対応に大変苦慮しているところでありますが、この制度は将来における行政サービスの効率化を初め、国民の利便性の向上、公平かつ公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものですので、国の事務処理要領等を十分確認し、適正な事務の執行に努めてまいり所存であります。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは自席から質問させていただきます。

まず最初に、成田空港第3滑走路の問題、当町にとっては次世代、将来にわたる重要な問題です。

まず、私はおわびを申し上げたいと思いますが、町長はこの件に関して非常にネガティブだったんだなということを私は思っておりました。先ほど大きな声でご答弁いただいて、まず安心したところであります。やはり微妙な時期でありますのでお気持ちはわかりますが、来年度の選挙もあります。しかしながら、横芝光町は選挙とはさておいて、将来にわたってのまちづくり、そして子供たち、次世代のために頑張りたいと思いますので、強く心してこの問題に立ち向かっていただきたいと思います。

先ほど町長も認識されているのが重々わかりました。4者協議の中で示された第2滑走路の東南というんでしょうか、あの位置、圏央道の内側、確かにそこしかないんですね、ある意味。地先としては芝山町、そして一部が多古町、横芝光町のそういう用地関係は全くないんです。ただ、騒音の直下、特に先ほど申しましたように横芝駅のほぼ真上に行くということで、非常に当町でも住宅の多い地域、ということは被害が大きいといいたいまいしょうか、そういうことがもう明白な事実であります。

ただし、成田空港も羽田空港にあわせてといいたいまいしょうか、国も当然、羽田のほうが埋め立てればいろんな問題も少ないということもあって、積極的に推進しているのはわかります。ただ、コストの問題なんですね。5倍から10倍かかるというコスト。用地買収をすれば騒音のいろんな問題、羽田沖につくればコストの問題。またあわせて東京都内を通過するという

また問題がある。やはり国としては一体化で進めたいというのが、バランスよくですね、というのがありますので、24時間は無理でしょうが、ヨーロッパなどでは内陸でも24時間ある。それは町長がたしか視察行かれましたね。その件についてはちょっと私も余り聞いていなくて、ご報告もということですが、その辺で何かアドバイスがあればお願いします。町長に。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず1点、私はその第3滑走路建設の認識の問題で、今壇上でも答弁をさせていただきましたけれども、私もこの第3滑走路の建設、この容量拡大が当町の大きなチャンス、これからの将来に向けて、そうなる部分では重々認識しながら、これからのしっかりと騒音対策、また地域の振興策とあわせて強く進めてまいりたいと、しっかりと対応してまいりたいと思います。

それと、あと内陸空港の問題については、せんだってといえますか、私が1期目のときに、この30万回を合意するに当たったときに、自治体連絡協議会でドイツのミュンヘン空港を視察してまいりました。たしかドイツのミュンヘン空港に4泊6日という大変な強行の中で進めてまいりました。やはりその内陸空港の中で、成田空港よりもかなりおくれて計画をしたんですが、実際の運用は成田空港よりも早かった。聞くところによりますと、その成田空港の当初、いわゆるボタンのかけ違い問題については、十分それを考慮に入れて進めてきましたという話を聞かされました。

そうした中で、あとは私が思ったのは、やはり国策の中で地域住民もやはり理解をする。その部分がやはり今日本でいう空港会社、または国交省、4者協議のメンバーがしっかりと同じ認識のもとでしっかりとそれをやっていって、今回についてもボタンのかけ違いのないよう、これからは強くその辺の部分しっかりと対応させていただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） ありがとうございます。

とにかく騒音直下になることはもう間違いないので、町長におかれましては近隣の9市町の首長の中でも特に先頭に立って、リーダーシップを発揮されて、当町の有益な、向こうからの提案ということではなくて、逆にこちらからいろんなインフラ整備も含めていろんな町発展のためのメニューをご提案いただきたい。私はそう思います。

今までのように、向こうから提案されるものに、それはいかん、これはいいということで

はなくて、こちらから、極端に言えば横芝光町を南北にずっと、例えば空港まで行く大きなはにわ道のような道をより4車線化で望むとか、環状線といいたいまいしょうかね。これは当町のみならず、実は一番利益を余りいただいていないといいたいまいしょうか、そういうところは空港の南側、そして東側なんですね。東部、南部が非常に西部と比較して、ちょっと先ほどの答弁でもありましたけれども余り恩恵がない。逆にご迷惑が多いという状況は、かなりご認識されていますので、その辺を強くお持ちいただいて、積極的なメニューをこちらから出してください、という要望でお願いしたいと思います。

続いて教育問題に移ります。

福祉課長からは、虐待ですか、それは福祉課。びっくりしたのが教育課と福祉課でそのようにリンクしていると、ますます何が担当するのか、どこがこれをということになるかと思っています。これは国の縦割り行政の弊害とも言えますが、教育課ともぜひ連携を密にとってやっていただきたいと思っています。

教育課長には非常に詳細にお答えいただきましたが、数的に当町の貧困率、また保護、要保護等の数字をきちっといただきました。私が調べた結果といいたいまいしょうか、資料とほぼ一緒なんですよ。大体15%、16%の貧困率ということで、最後は余り乗り気ではない、その学習支援にですね。申しわけないけれどもそういうようなお答えだったかと思っています。

国の問題に目を向けますと、OECDの33カ国の中でも貧困率というのは下のほうなんですよ。ですから、その辺も町としてはお考えいただきたいと思っています。

町でできる貧困の支援といいたいまいすと、教育のほかに生活保護者の就労、経済的、このようなことがあります。まず自治体としてできるというか、やりやすいというか、そういう切り口のいいのは教育支援なんですよ。よく起業されて、民間企業が1年で利益が、2年で利益がということではなくて、まさに教育はよく国家百年の計といいたいまいしますので、本当に次の代、将来にわたっての教育というのは非常に私は重要と認識しております。そこで教育長、その件で教育長のご認識はいかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 給付型の奨学金的なことを言われているのかなというふうに思いますけれども、議員もご存じのように、町の財政は100億をこえて現在やっているわけですが、企画財政のほうを中核として、健全財政運営を目指して今10億円の予算削減をやっているところでございます。その中で、現在の財政状況から考えて、給付金等についての導入は現在では困難であるだろうというふうには思っております。

しかしながら、今後町財政がより豊かな方向に向かい、教育支援等々が可能であるならば、貧困家庭ということはもちろんあるわけですが、貧困家庭のみならず、言葉が妥当かどうか分かりませんが、最優秀な子供、優秀な子供についても当然それはよく考えていかなければいけないんです。両面性を持った支援を考えていくことが、教育の平等でもあるだろうというふうには思っております。ですので、そのことが最終的には横芝光町へ住み続けて、税金とか社会保障とかそういうものに貢献できることを期待したいというふうに思っています。

最終的には横芝光町に生まれて、住んで、そして学んで、最後は働き続けるということになろうかと思いますが、そういうような社会づくり、教育づくりを目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 教育長は広く、貧困家庭のみならず、より広く横芝光町の将来のためにお考えいただいていることがわかりました。

そこで奨学金に関してですが、例えば、提案になりますが、将来大学卒業後、町内の企業に就職するとか、例えば県内の企業に、これは県との連携になろうかと思いますが、県内の企業に就職するとか、30歳程度に町内に住んでいただくとかの制限をつけて返済を免除するというような方法も考えられますが、その辺の検討に関しては町長どうですか。提案ですが。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） そういうようないろいろな施策を、先ほど第3滑走路のお話の中でも地域振興という部分ございました。また、議員もご承知のとおり、今横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、子育て支援について十分な施策をこれから展開していこうというような中で、先ほど議員は道路問題等々ご提言をいただいたわけでありましてけれども、その子育て、例えばあと教育も含め、そうした部分を今後その地域振興の大きな柱、また横芝光町創生につなげていければいいのかなという思いの中で、総合的にこれからしっかりとこの横芝光町を未来永劫にわたってすばらしい町にするためにも努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 非常にすばらしい町長のメニューでございますので、ぜひぜひ先頭に

立ってお願いしたいと思います。

現行、奨学金に関しますと、日本学生支援機構という貸与型がありますが、かなり利用されている方は、たしか大学生の何割かは利用されているんですね。かつてはみんな無利子だったんですけれども、最近は有利子になって、それも返せなくなっちゃったという現状がすごくあるんですよ。現実にあるんです。

ということは、大学は入ったけれどもということ、非正規とかそういう、大学出たから一流企業とか優秀なということではなくて、悲しいかなそういう現状があって返せなくなってしまうという例がありますので、先ほどご提案申し上げました町独自でも、ぜひ空港との連携をとっていただいて、その辺は町長にぜひ強くお願いしたいと思います。

12月3日のNHKのニュースを見た方も多いかと思いますが、15歳の子供に限っても4兆円が社会的損失だということがありますので、ぜひぜひ教育には力を入れる横芝光町ということで頑張っていたきたいと思います。

他の自治体でもさまざまな例があります。ちょっと時間の関係でさらっとご紹介させていただきますが、自治体でいろいろ赤ペン先生みたいなことで、ひきこもりとか余り学校に行けない子供たちに支援をしている宇都宮とか、足立区の例をとりますと個人情報といいたし、その辺の垣根を若干超えたこともやって教育に力を入れているという実態がありますので、ぜひお調べいただいて、ご参考になさってください。

マイナンバーですが、非常に住民課長には困惑して、これはたしか私もそうかなというのはわかります。住民がよく理解ができていない。正直言って私も一部、それなりには思ったんですが、いろいろ調べますと非常に問題がございます。あえてまた総務省のホームページのマイナちゃんを見てもなかなか出てこない。マイナちゃんというのはマイナンバーのホームページにあるんですけれども、出てこないということで、その通知カードとマイナンバーカードをごっちゃにしている例がかなり多いと思うんですよ。

実際に、マイナンバーカードの必要な方は、先ほど課長からあったように、例えばe-Taxを利用しているとか、あとは運転免許証とかそういうものかわりに、証明書ですか、個人証明のときに使う。ですから、国民といいましょうか、住民側にとっては余り関係ないという言い方はあれですが、かわりがないということなんですね。それを何だかよくわからなくなっちゃって、仮になくしたらどうするんだとか、そういう質問多いかと思います。

あの通知カードがカード式で来るからよくないと思うんですよ。その辺課長どう思われますか。通知カードとマイナンバーカードがあって、ごっちゃになる要因だと私は思っていま

す。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） 森川議員おっしゃるように、通知カードと実際の番号カードを混在している人はかなりおります。当初、周知が非常に不足なんじゃないかというようなお話、確かに私どもも実際にこの番号通知カードが発送されて、これだけやはり皆さんが知らないのかなというのは実感しております。

やはり町民の皆さんが、まだ必要性がないと言ったら失礼かもわかりませんが、先ほど森川議員おっしゃったように、e-Taxとかそういうことで使う方であれば興味があると思いますけれども、ただ番号が送られてきただけで、これを何に使うのかという人がほとんどでありますので、周知のほうは国のほうもテレビ等でやっていますし、町のほうといまして毎月広報紙を1面使って行っていたりするところであるんですけれども、なかなか町民の方に理解されていないというのが実情だと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） そうだと思います。多分、皆さんわかっていないんです。私も含めてわかっていないんですね。広報に毎月、10月も、その前にもありましたね。10、11、私きょう確認してきたんですが、QアンドAもありましたけれども、要するに行政側といいたしうか、そちらのメリットが非常に電子化も含めて効率的なんですよ。

逆に声の上がっているのは情報漏えいとかそういうことで、情報が錯乱しちゃって、若干マスキのあり方もあれなんですけれども、例えばきょうの新聞折り込みに、あるホームセンターの広告に、マイナンバーのための耐火金庫をどうぞというようなチラシがあったんですね。見た方もいらっしゃる。マイナンバーのためのあれって何だろう。別にそれ金庫に入れる必要ないんじゃないかなというのがあって、これは失礼ですけども、ホームセンター側もわかっていないのかな、みんなわかっていなくてがちゃがちゃになっちゃっているんじゃないかなというような印象ですので、その辺は大変でしょうけれども、住民課の皆さんは余り混乱をしないようなシンプルな説明で、あのカードは、最初の通知カードというのはカードじゃなくて通知文書ですよぐらいの感じで言ってもらわないと、あれを多分耐火金庫買って保管する方もいらっしゃると思うんですね。そういう非常におかしなことがないようにお願いしたいと思います。

時間もあれで最後ですが、マイナンバーには一つ、13桁の法人カードというのがあるんです。これは税務課であれですかね。法人カード、法人のマイナンバーカード、あれに関して

質問なんか、どちらか。いかがですか、現状。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） マイナンバーということですので、私のほうからお答えさせていただきますけれども、この法人に関する問い合わせにつきましては住民課の窓口にもありませんし、税務課のほうに確認しましたところ、税務課にも今のところ来ていないというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それなら結構でございます。マイナンバーが最後になりましたけれども、これは総務省じゃなくて、内閣官房というんですか、そのホームページからなんですけれども、私もこの何種類かのあれを見ますと、とにかくマイナンバーというのは社会保障、特に年金、労働、医療、福祉、そして税、災害対策に使うということで、表面的には非常にメリットをうたっております。それは当然かと思えます。

であります。一方、マイナンバーというのは早く言えば一人一人を国が管理といいたいでしょうか、国が管理をするというような形でもありますので、その取り扱いには特に行政側には、役場には対応を厳密にお願いしまして質問を終わります。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で森川忠議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午後 0時02分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

---

◇ 山 崎 貞 一 君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

山崎貞一議員。

〔13番議員 山崎貞一君登壇〕

○13番（山崎貞一君） それでは登壇による一般質問をさせていただきます。

最初に、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の具現化に向けた方策についてお伺いいたします。

昨年5月、日本創成会議は少子高齢化を社会問題として、事実をしっかりと認識する必要性から、人口減少問題の試算による消滅可能性都市の発表がされ、注目を集めました。それを契機として、国会においてまち・ひと・しごと創生法が昨年11月28日公布、施行されました。そして、地方創生政策は我が国の少子高齢化社会の急速な進展に伴う人口減少問題の克服と、経済成長力の確保を課題とし、地方創生の実現に向けてスタートをいたしました。

地方自治体は、政策の基本目標を定め、しごと、地方に安定した雇用の創出をつくること、ひと、地方への新しい人の流れをつくること、まちとは、仕事と人の好循環をつくり、好循環を支えるまちを活性化するとされております。

各地方自治体は、平成27年から31年度までの地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定することとし、その策定期間を平成27年度末としております。これらの策定は、あくまで努力目標であり、策定しなくともよい建前になっているようです。しかし、策定しない自治体には地方創生関連の交付金が交付されないこと、また、ことし10月までに策定する自治体には交付金が上乘せされる仕組みになっており、早期策定に追い立てられ、住民の声を丁寧に反映させる上で障害になっていることが懸念されるようです。

今後は平成31年度まで、横芝光町人口ビジョンと横芝光町版総合戦略に基づき、若年層の定住者増に向けて雇用対策や出産、子育て環境などで好循環の創出を目指し、各事業が展開されていくことと思います。そこで5点について質問いたします。

横芝光町版総合戦略の執行に当たっての抱負をお伺いいたします。総合戦略の短期的な取り組みと平成32年度以降の中長期的な計画と展望をどのようにお考えなのかお伺いいたします。重要業績評価指標（KPI）設定の目的と意義についてお伺いいたします。PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクル運用と情報公開のご見解をお伺いいたします。総合戦略の推進に当たっては、町民の深い理解による官民連携の取り組みが極めて重要となってくるとは思いますが、総合戦略のアンケート調査から見える方策のご見解並びに総合戦略の町民への周知と協働へのあり方についてお伺いいたします。

次に、合併10周年を迎える平成28年度予算編成の大綱についてお伺いいたします。

横芝光町は平成28年3月27日で合併10周年を迎えます。合併時の平成18年度の一般会計当初予算は86億9,500万円でした。それから9年が経過し、今年度の一般会計予算は106億8,000万円となり、19億8,500万円の増額となっております。これは合併特例事業などのイン

フラ整備事業や国の政策的な事業など、さまざまな町政運営にかかわる事業展開がされてきた結果と思います。

このような中、町当局では歳入確保や歳出削減対策による健全な財政運営を目指し、日々努力されていると思います。合併特例債事業は事業費ベースで4分の3強は終了し、大型事業費は残り少なくなってきたと伺っております。

一方では、合併算定がえが平成25年度は約5億8,900万円、平成26年度は約5億1,600万円、平成27年度、今年度は約4億2,900万円歳入されたものの、平成28年度からは合併算定がえが5年間で段階的に縮減され、平成32年度に終了することとなります。また、公債費は平成31年にピークを迎え、その後はほぼ横ばいが続く非常に厳しい財政状況となることから、なお一層の財政の健全化が求められることとなります。そこで、4点について質問をいたします。

平成28年度予算編成に当たっての基本方針の概要をお伺いいたします。平成28年度から本格的に施行されるまち・ひと・しごと創生総合戦略関連予算の概要についてお伺いいたします。平成26年度決算の視点を平成28年度にどのように生かすかについてお伺いいたします。第2期集中改革プランは今年度最終年度ですが、財政的評価と今後に向けた方策についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお願ひいたします。

〔13番議員 山崎貞一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、山崎貞一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の具現化に向けた方策についてのご質問のうち、横芝光町版総合戦略の執行に当たっての抱負と、総合戦略の短期的な取り組みと中長期的な計画と展望及び合併10周年を迎える平成28年度予算編成の大綱のご質問のうち、予算編成の基本方針の概要についてお答えし、その他のご質問につきましては企画財政課長から答弁させますので、よろしくお願ひを申し上げます。

初めに、横芝光町版総合戦略の執行に当たっての抱負でございますが、人口減少問題は以前から取り上げられており、重要な課題であると認識していたものの、国立社会保障・人口問題研究所や日本創成会議の推計を目の当たりにして、改めて人口減少対策の重要性を痛感

したところでございます。このまま手をこまねていると、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥り、町は衰退し、消滅する可能性も指摘されているところでございます。

そこで、そうならないための処方箋として取りまとめましたのが、このたび策定した総合戦略でありますので、その執行に当たりましては国の支援を最大限に活用しながら、当町の人口減少問題を克服し、持続的な発展の実現に向け断固たる姿勢で総合戦略に掲げる施策を着実に実施してまいらる覚悟であります。

次に、総合戦略の短期的な取り組みと中長期的な計画と展望であります。町の総合戦略は国の方針に基づき5カ年戦略として策定し、今年度から平成31年度までの間、短期的に取り組むべき実効性のある施策を掲げております。

中長期的な町の将来展望としては、人口ビジョンにおいて2040年の総人口を2万人、2060年の総人口を1万8,000人とすることを目標に掲げておりますので、この目標達成に向け、平成32年度以降につきましても時代のニーズ、実態に合った戦略を策定し、取り組んでいく必要があると考えております。

次に、予算編成の基本方針の概要についてでございますが、平成28年度から5カ年にわたり、普通交付税の合併算定がえが段階的に縮減されるのを見据え、将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立するため、次世代のために聖域なき行財政改革、当初予算10億円の削減に向けての方針として掲げ、平成28年度当初予算が90億円規模となるよう数値目標を設定いたしました。

この方針の推進と具体化のために、平成26年5月に事業再構築検討委員会を設置し、副町長を中心とした全庁的体制により、事務事業及び行政組織の再構築について、これまでの間、全庁一丸となって検討を重ねてきたところでございます。

歳出におきましては、事業再構築検討委員会の検討内容に基づき、縮小・統合及び廃止すべき事業を判断するとともに、事業の優先順位の明確化を図るなど、限られた財源を選択・集中させることで魅力あるまちづくりに努め、歳入におきましては財源の徹底した洗い出しを行うとともに、税収入を初めとした自主財源の確保など、あらゆる歳入確保対策を検討し、一層の推進を図ることといたしました。

また、新町誕生から10年が経過することから、これまで最善と思われた方法であっても状況の変化により改善の余地が生じることもあるため、事業の見直しに取り組み適正な行政サービス量を維持しつつ、効果的・効率的な事業執行を推進し、最少の経費で最大の効果が得

られるよう努めてまいります。

なお、平成28年度当初予算は人件費、扶助費、公債費などの義務的経費のほか、各種施設で維持管理費などの経常的経費が中心となる、いわゆる骨格予算として編成する予定でございます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

[町長 佐藤晴彦君降壇]

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

[企画財政課長 若梅 操君登壇]

○企画財政課長（若梅 操君） 山崎貞一議員の横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の具現化に向けた方策についてのご質問のうち、3点目の重要業績評価指標（K P I）設定の目的と意義、4点目のP D C Aサイクル運用と情報公開、5点目の総合戦略に対する町民連携の取り組みについてお答え申し上げます。

初めに、3点目の重要業績評価指標（K P I）設定の目的と意義についてでございますが、K P Iは総合戦略に掲げた各施策の進捗状況や効果を客観的に検証できるようにするため、施策ごとに実現すべき数値目標を設定するものであります。人口減少克服や町の創生は、容易に達成できることではありませんので、試行錯誤を重ねながらより効果的な事業を実施していく必要があります。すなわち、成果を上げることのできた施策は継続、拡大し、効果の低い施策は事業内容を見直し、あるいは打ち切りを決断する必要があるということでございます。

これらの判断をするため、施策の効果検証に活用するのが重要業績評価指標、K P Iでございます。この客観的な指標の設定と検証の実施はこれまで策定してまいりましたさまざまな計画と、今回策定いたしました横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略が一線を画すものとなっております。

次に、4点目のP D C Aサイクル運用と情報公開についてでございますが、人口減少の克服、まち・ひと・しごとの好循環の確率は一朝一夕になし遂げられるものではありませんので、中長期的な視野に立ち、町総合戦略の進捗状況をK P Iで検証し、必要に応じて改善する仕組みが重要であります。

そこで当町におきましては、横芝光町まち・ひと・しごと創生会議を検証機関といたしまして、町総合戦略に掲げた各種施策の効果検証を行っていただき、必要に応じて改善を図り、より効果的な戦略にしてまいります。町総合戦略の見直し案につきましては、当初の戦略策

定時と同様に創生会議のご意見を伺うとともに、議会へもご説明申し上げ、見直しの内容につきましては町民の皆さんへ周知してまいります。

次に、5点目の総合戦略に対する町民連携の取り組みについてのご質問のうち、1点目の総合戦略のアンケートから見える方策ではありますが、町総合戦略の策定に当たり6種類のアンケート調査を行いました結果、町民の方々の人口減少に対する意向や考え方について多くの貴重なデータを得ることができました。

特に留意すべき点につきましては、町の人口減少が望ましいと答えた方は全体のわずか0.4%で、80%以上の方が人口減少に歯どめをかけるべきであるとの考えを持たれているということでございます。町民の方々のこの思いを深く受けとめ、アンケート調査で要望の多かった事項につきましてはできる限り戦略に反映をさせたところでございます。

次に、総合戦略に対する町民連携の取り組みについてのご質問のうち、2つ目の総合戦略の町民周知と協働へのあり方についてありますが、去る10月29日の町総合戦略決定後、直ちに町の人口ビジョンと総合戦略を町ホームページに掲載し、町内外に周知いたしました。さらに、町の人口ビジョンと総合戦略の概要版を現在作成中でありまして、行政総務員さんを通じまして今月下旬には全戸配布する予定で現在準備を進めております。

町の創生をなし遂げるため、町民と行政の協働は何よりも重要でありますので、町の人口の現状と将来の姿について正確な情報提供を的確に行い、危機意識を共有し、力を合わせて人口減少の克服という困難な課題解決に取り組んでまいります。

次に、大綱2点目の合併10周年を迎える平成28年度予算編成の大綱のうち、2点目のまち・ひと・しごと創生総合戦略関連予算の概要、3点目の平成26年度決算の視点をどう生かすか及び4点目の第2期集中改革プラン、最終年度の財政的評価と今後に向けた方策についてのご質問についてお答え申し上げます。

まず、2点目のまち・ひと・しごと創生総合戦略関連予算の概要についてであります。平成28年度当初予算につきましては現在編成作業中でありまして、予算要求時点での概要につきましては、総合戦略の基本目標に沿って概数によりご報告させていただきます。

まず、産業を振興し安定した雇用を創出する事業では1,700万円、横芝光町へ新しい人の流れをつくる事業では900万円、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる事業で800万円、時代に合った町をつくり広域連携を強化する事業で900万円、地域の魅力を最大限に活用し町を活性化する事業で300万円の合計4,600万円、予算要求時の概算数字ではございますが、4,600万円でございます。

これらのまち・ひと・しごと総合戦略プロジェクトに掲げました事業の財源につきましては、現時点で国から示されております指針等から判断いたしますと、対象となる事業費の2分の1が国庫支出金であり、残る2分の1は町の一般財源により措置することとなる見込みでございます。

なお、国の地方創生に係る新型交付金の交付額などの詳細は、今のところその詳細については示されておられません。このような状況から、予算要求された事業ごとに支障なく執行可能かどうか、すぐに執行しなければ効果が上がらない事業なのか、予算の配分として適正な規模であるのかなど財政的な視点を加え、当町創生予算としてふさわしいものにしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の平成26年度決算の視点をどう生かすかについてであります。平成26年度の一般会計決算額は、歳入が109億5,505万5,000円、歳出が105億5,820万円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は3億9,685万5,000円となり、平成25年度決算と比較し、歳入歳出ともに大幅な増額となったところでございます。

平成26年度決算から見た当町の財政状況は、地方消費税交付金は税率改正により増額となった一方、町税の個人所得割が大幅に減額となったこと、また国の要請による地方公務員給与削減措置の終了による人件費の増額や扶助費及び公債費の増額等によりまして、義務的経費を押し上げる結果となったことから、財政の硬直度を示す経常収支比率は88.8%と前年度に比較して3.6ポイント増加したところでございます。

このことにより、平成26年度決算審査意見書で監査委員からご指摘のありました、各種手数料の見直しの検討、税収等の収納率の向上、将来の給付費抑制のための各種健診の充実、さらには各種団体に対する補助金や交付金の適正執行等の事項につきまして、財政の改善に努め、現在の健全財政を次世代に引き継ぐため、平成28年度予算のみならず、今後の財政運営におきましても随時反映させてまいりたいと考えております。

最後に、4点目の第2期集中改革プラン、最終年度の財政的評価と今後に向けた方策についてお答えいたします。第2期集中改革プランは、地方交付税合併算定がえの段階的縮減を前にした平成23年度から平成27年度の5年間を期間として策定いたしました。特に財政分野におきましては、歳出構造の改善や自主財源の確保、限られた財源を効果的に配分することにより、財政の健全化を図ることを基本方針として掲げ、また健全財政堅持の視点からは補助金の見直し、時間外勤務の抑制、町税の徴収率向上、入札制度の改善等を推進項目として重点的に取り組むものとしたところでございます。

最終年度である平成27年度までの成果見込みは現在取りまとめ中でありますことから、平成26年度決算までの主な数値を申し上げますと、一般会計の基金残高は平成26年度末で36億7,000万円で、平成22年度末に比較して6億5,600万円増加している一方、地方債現在高も平成26年度末122億1,600万円で、平成22年度末に比較して19億9,400万円増加しています。また、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率は、平成22年度の12.0%から平成26年度7.9%へ、また一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率は、平成22年度の55.4%から平成26年度43.6%へそれぞれ改善されたところでございます。

このような数値から判断いたしますと、地方債現在高は、先ほど申し上げましたようにふえてはいるものの、財政的に有利な起債を選択してきたことなどから、総合的には健全財政が維持できているものと判断しております。

今後につきましては、庁内で第3期行政改革大綱の策定に入ったところでありますが、地方創生など新たな行政需要の増加、合併団体であるための地方交付税削減などに対応する必要があり、財政面からも行政改革の手綱を緩めることはできないことから、職員一丸となりさらなる行政改革を推進しなければならないと考えているところでございます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） それでは議席から質問をさせていただきます。

横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の執行に当たって、総合戦略プロジェクトを職員の皆さんで努力され、7カ月という大変短い時間で策定していただきましたが、この狙いはどこにあったのかお伺いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ご質問のとおり、これは事前にもう皆様方にご説明したところでございますが、今回の総合戦略の策定に当たりましては、ご質問のとおり、庁内の若手職員50名を5つのグループに分けてワーキングチームを作成し、その若い職員の感性、あるいはまちづくりに対する情熱、ポテンシャルを引き出しつつ、総合戦略に掲げるまさにまち・ひと・しごと創生のために資する事業としてどんなものが考えられるかということ、広い視点から、若い視点から求めました。

その結果、80を超えるプロジェクトがまず第1次提案として、そのワーキングチームから提案されました。そのワーキングチームの提案を、さらに庁内の、その事業実施に関係する

関係課で構成する専門委員会で財政的な検討も踏まえまして検討して、さらに最終的には町長を本部長とする創生本部におきまして決定をいたしまして、お示しをいたしましたまち・ひと・しごと総合戦略の中に、既存の継続事業とあわせまして新規事業として掲げたとおりでございます。

このように狙いといたしましては、この総合戦略の本来その策定する目的であります、何のためにこれを策定するかというところを踏まえまして、そのために将来のまちづくりの中心となって担っていただきます若い職員に、その危機感を共有させるだけではなく、自分たちが主体となって今後この事業を執行していかなければならない立場でございますので、その主体性を持っていただき、自分の問題として、自分の今の所属課に関係なく、自分の力を発揮する場としての横芝光町をよくするための施策という、そういう広い観点からこのプロジェクトに主体的に参加してもらおうという、そういう狙いでこのワーキングチームと今申し上げましたような一連の流れで事業を取りまとめた、そういう経過でございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） この総合戦略のプロジェクトの作成、今課長からお話がありましたけれども、やはりすばらしいまちづくりというのをするには、役場の職員一丸となって主体的にまちづくりを行っていくという、大変すばらしい答弁でございました。今後ともぜひ、さらなるご理解をいただけるような方策を展開していただくように、よろしく願いいたします。

次に、総合戦略策定は地方分権時代にあっては異例とも思える、国からのトップダウン方式でつくられたように思われます。まち・ひと・しごと創生会議を6月24日の第1回目の会議から3回開催され、住民代表や有識者の意見が全体的に総合的に策定された、そのように思いますが、具体的にどのような意見がその会議で反映されてきたのか、その点について伺います。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ご質問のとおり、町創生総合会議につきましては、町議会からも議長初めまして3名の議員さんに参加していただき、あわせまして、正味46名からなる創生総合戦略を策定するための住民からの幅広い階層からの意見をいただく場として、3回にわたる全体会議を開きましたが、その3回の全体会議の間に、やはり人数もかなり多いということから、きめ細かい、それぞれポテンシャルを持った皆様方に集まっていただくとい

うことで、分科会という形で、まち・ひと・しごとのそれぞれ3分野につきまして2回ずつワークショップという、課題をそれぞれフリートークで抽出していただき、具体的な事業展開としてその町民代表の方々から見た視点で事業を提案していただきました。

これは先ほどの職員のワーキングチームとはまた全く別の観点、本当に町民の目から見ていただくというような、そういう観点で提案していただきました。そして、それが6つの具体的な事業として提案はされました。ただこれは総合戦略にそのままの形で乗せるというような、まだ段階でもない部分もございましたし、その場で能力のある方々の話し合いとはいえ出していただいたということでございましたので、これについてはお配りいたしました総合戦略を見ていただきますと、創生会議で提案された総合戦略に今後その中から熟度をさらに深めていきまして、将来的には総合戦略に乗せ展開していくというような可能性を含めました、戦略のいわゆる萌芽というような形で記載させていただいてはおりますが、6つの事業について具体的に提案をいただいているところでございます。

こうしたことも含めまして、先ほど壇上でも申し上げましたが、創生会議につきましては今回の総合戦略の策定だけでなく、今後のK P Iの検証、P D C Aサイクルで計画をさらに、戦略をさらにいいものにしていくためのご意見をいただいたりですとか、そういう面でもお力をいただくように現在考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） 次に、総合戦略の短期的な取り組みと中長期的な計画と展望についてお伺いします。

総合戦略プロジェクトを見ますと、新規、継続、新規・先行の事業名があり、事業年度も示されておりますが、短期的にできるものと中長期的なものがあると思います。そこで、今後約4年3カ月でどのような手順による事業展開がなされるのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） これも総合戦略の中に掲載したところでございますが、総合戦略のプロジェクト、全部で事業数といたしましては戦略に掲載したものは46事業でございます。

この46事業の内訳でございますけれども、いわゆる継続というような表記をしたもの、これは意味合いといたしましては、この総合戦略の策定の作業に入る前から地方創生に資する、

そういう性格の事業として今までも展開してきたものをさらにバージョンアップといいますか強化いたしまして、今後も継続して実施していくという意味での継続という表記をした事業が9つ、9事業ございます。

それと、この創生の事業として国の交付金を受ける事業のうち、既にこの平成27年度から先行して事業を実施している、いわゆる先行事業というような、ものによっては昨年度中に国の補正予算による採択を受け、繰り越しをして今年度を実施しているもの、今年度に入りましてその総合戦略の10月までの策定というような条件をクリアしたために受けられた事業、そういったものも含めまして、本年度から先行して着手している事業、これが6つ、6事業ございます。

そして、平成28年度以降に新規着手する事業、これを新規というような掲載をさせていただいておりますが、これが31ございます。これで46事業でございます。この既に実施している事業、あるいは先行事業としてもう既に国の交付金もいただいたものについては、これは現在実施中でございますので、この新規、これから実施する31事業についてでございますけれども、これにつきましては先ほど申し上げました職員のワーキングチームからスタートして、それぞれの事業担当課におきまして事業の実施についての検討を加えまして、できるものについては予算化し、早速平成28年度から事業執行していくというようなことでございますが、新たに制度設計をする事業もございますので、準備が整い次第、この31事業については順次開始してまいりたいというふうに考えております。

やはり一番気になるところは、財源のケアといいますか、措置でございますので、それにつきましては国の、少しずつ来年度以降の事業も国の補正予算等も踏まえまして明らかになりつつありますけれども、それら全体像を注視しまして、財源の確保ができ次第、順次それぞれ実行に移してまいりたいということで考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） その件につきましては理解しました。

次に、基本目標の実現に向けた具体的な施策を記載したKPIによる、目標値における事業名及び概要の記載があります。しかし、その内容がわかりづらいというものがあり、説明書が必要ではないかというふうに考えます。例えば、観光企業に特化した誘致活動の展開、創業支援事業計画の推進など、具体的な内容のマニュアルが必要ではないかというふうに考えておりますが、この辺についてのお考えをお伺いします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 今、事業の内容についての、より詳細な説明書的なものをつけたらどうかというようなご提言、ご意見でございました。

総合戦略につきましては、何度も申し上げましたように、お配りした内容をごらんいただいた上でのご質問だと思いますが、事業についてはそれぞれの該当する5つの基本目標の中に、今申し上げた継続、新規等という事業の性質を明記した上で、事業名のみを掲載し、事業の概要につきましては別様で、事業のプロジェクト一覧という別紙といいますか、別ページに、本当に簡潔した事業年度も含めて、その事業を主体的に執行していく所管課も含めまして掲載させていただいたところでございます。

これ以上の細かい事業の詳細につきましては、それぞれの事業を個々に展開していく中におきまして、当然事業の執行に当たりまして必要なものについては対応してまいりたいと考えてはおりますが、計画として掲載するのは全体のスペース等の関係もございまして、このような形にさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） 企画財政課長が今、答弁いただきましたが、この事業展開を先ほど壇上でも申し上げましたが、4年3カ月でやるわけですね。それですから、町民の皆さんにご理解いただくための手法が必要になってくるというふうに思うんですね。ですから、この辺のところを、先ほど私マニュアルと言いましたけれども、きっちりとしたそういうものを町民の皆さんにお示しをしていただきたいというふうに思います。

次に、総合戦略プロジェクトに対する住民との連携の取り組みの方策について、アンケート調査からお伺いいたします。

結婚、出産、子育ての希望をかなえるために重要な施策では、子育てに係る経済的負担の軽減が59.2%、子供を多く持つことに対する阻害要因では、子育てや教育にお金がかかるから84.3%という非常に高い値を示しております。このようなことから、子育て世帯の経済的負担軽減については、施策の効果を分析し、合計特殊出生率の増加対策を重点的に進めていくと、このようにされております。このあたりは継続というものが多く記載されておりますが、今後この子育て世帯の経済的軽減について、どのような方策をさらに考えているのかお伺いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ご質問のとおり、子育てを希望する希望と、それを妨げるといいますか、阻害する要因というのはアンケートからも明らかになったところでございます。

具体的に申し上げますと、理想とする子供の数はというアンケート調査結果で見ますと、お二人を希望する人が47.8%、3人を希望される方が31.3%、合わせますと8割近い方が2人ないし3人というお子様を持ちたいという思考をお持ちだということが明らかになっております。一方で、それを阻害する要因といたしましてはご質問のとおり、子育てや教育にお金がかかるという要因が、このアンケートでも84.3%、ご質問いただいたとおりでございます。

つまり、これらからは経済的負担への不安感から出生率の理想とする2人ないし3人が、今実際、当町の合計特殊出生率は1.33でございますので、そのギャップというのはそういうところが一番原因としては大きいのかなというところで、これはアンケートの数字、あるいは合計特殊出生率の数値、それらから分析できるところでございます。

ただし、この1.33というのは確かに2人のご夫婦、1人の女性が生涯産むということから、2人のご夫婦から1.33ということですから、これは単純にどう考えても減っていくという理屈でございますが、1.33という数字につきましては県内ではちょうど県平均くらい、54の市町村がある中で、町村では県内では一番いい数字ではあります、それでも。ということで、そういう合計特殊出生率の絶対値としては低いんですけども、相対的に見ると比較的いい位置にいるというのは、町がこれまで実施してきた子育てをしやすいするための施策がある程度浸透してきたというふうには考えられるのかなというふうには分析しております。

そういうようなことから、いわゆる継続事業としての、例えば保育料の負担軽減策でありますとか、ゼロ歳から高校3年生までの医療費無料化、これらの継続事業というのはまさに子育てに優しい町の施策として実施してまいりましたし、継続事業として総合戦略の中にも位置づけているところでございますので、これらを引き続き重点的に実施するとともに、新たな経済的な軽減策といたしましては、子育て日用品の支給ですとか、リサイクルが可能な子育て用品のネットワーク化ですとか、さらに今まで取り組んでいなかったものを加えまして事業を展開していくということを考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） るるご説明をいただきました。この中で私から要望といたしましうか、そういうものを何点かお願いしたいと思います。

まず、子育てや教育にお金がかかると、そういう声を受けた経済的負担の軽減に当たりまして、例えばバウチャー制度という、子供に係る経費に充てる保育券や学校券、このようなことを考案して、利用者負担軽減措置、このようなものを考えてはいかがかというふうに考えております。

それから、先ほどいろいろと細かいご回答をいただきましたが、今後横芝光町が独自でできる総合的プロジェクト事業は多くあるものの、さらなる事業分析が必要ではないかと思えます。しかし、横芝光町だけで東京への一極集中傾向に歯どめをかける、そういうことはかなり難しく、少子化と人口減少傾向を克服することは短期間には極めて難しいことと思えます。

そこで、人口減少への取り組み、移住定住に伴う雇用促進や産業の創出、公共交通の利便性によるネットワーク化の推進、観光拠点づくりなどは成田空港圏を初めとする近隣自治体との広域連携強化が極めて重要になってくると思えます。今後は広域連携を視野に入れた総合戦略プロジェクトの中長期的な展望に立った構造を立案し、横芝光町発展のために一意専心取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、第2期集中改革プランの財政的評価と今後に向けた方策についてお尋ねをいたします。

補助金交付団体の交付窓口と受領団体事務局の混在の改善が必要と考えます。例えば団体の自主性、独自性の上で行われるはずの活動が、町と密接過度になっていることがあると思えます。このことについて、どのようなお考えを持っているのかお伺いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 議員おっしゃるとおり、町が補助金の受領団体の事務局の仕事を担っているといえますか、そういう場合も確かにあろうかと思えます。これがもちろんいいわけはございませんので、このような団体につきましてはそれぞれの担当課の指導によりまして、団体での自主性を生かすような、本来あるべき形に促すように努力をすべきであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） 財政課長は恐らくかなりこういうことで苦勞されているというふうに、非常にわかります。

しかし、財政の運営の適正化を標榜しておりますので、補助金の審査及び判定を外部から

の目線で厳格に行うことが不可欠であると考えますが、この辺についてのお考えを伺います。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） いわゆる外部目線、一時期マスコミ等でも、全国いろいろな自治体の事例等が報道されましたし、国が主体で、政権でやられていた時期もある、あのようなイメージをどうしても持ってしまうわけではございますけれども、いわゆる審査というのは当然自己規制といいますか、みずからの努力、判断基準によりまして行うというところからもちろんスタートすべきでありますし、まずは町独自で、例えば補助金、交付金について申し上げれば、審査判定基準を厳格なものを設けまして進めるべく今準備中でございます。

議員ご提言の外部からの厳格な目線につきましては、まず一步一步進めてまいりまして、みずからの町独自の審査判定基準の厳格化を踏まえまして、外部の目線というような観点につきましてはその成果を一つ一つ検証しながら検討を加えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎貞一議員。

○13番（山崎貞一君） この外部というのはいろんな問題があるというふうに承知しておりますが、しかしこれは外部からといっても、全くの町民という方ではなくて、専門家などを入れた補助金の見直しを行うことが、真の財政改革になろうというふうに考えておりますので、今後とも大いに検討されて、前向きに捉えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ここで最後になりますが、私からの要望をさせていただきます。

町内各種団体いろいろとございますが、そういう各種団体等の補助金の適正化については、それぞれの団体の適正な活動を指導・監督すべき担当課が、その団体の事務処理を肩がわりしているのであれば、自己行為ではないかとの疑念を抱かれかねないとの指摘がございます。その担当課に配置されている職員は、本来業務があって配置されているものであり、もし団体の事務を肩がわりしているようなことがあれば、実質的には団体に対して見えない公的助成をしていると見ることができ、公的助成の透明性確保の観点からも問題があるというふうに思われます。今後はこれらを鑑み、事業の公益性や補助の必要性、公正性などの観点からなお一層の補助金制度の確立をお願いいたします。

町の住民サービスに大きくかかわる団体、例えば社会福祉協議会においては収益目的の団体ではないと思いますが、行政からの自立を検討・検証した中で事業委託することができる

のではないかなど、検討していただくことをお願いをいたしまして、私からの一般質問を終わりにいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で山崎貞一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は2時10分とします。

（午後 1時55分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

---

#### ◇ 齋藤 順一 君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

齋藤順一議員。

〔7番議員 齋藤順一君登壇〕

○7番（齋藤順一君） ただいまご指名をいただきました、横芝光町鳥喰の齋藤順一でございます。

いよいよ年の瀬も押し迫ってまいりました。光陰矢のごとく、歳月人を待たずと申しますが、時の過ぎる早さに脅威を感じるのは私だけでしょうか。

2015年を私的に振り返りますと、国内外に驚くほど大きな出来事が発生いたしました。強く印象に残る出来事は、3月、最後のブルトレの廃止。同じく3月、デジアナ交換サービスの終了。3月14日、北陸新幹線の開業、ブラウン管テレビ生産終了。6月17日、18歳選挙権成立。そして7月1日午前8時59分60秒、うるう秒。ウインドウズ10の公開、マイナンバー制定、安保法成立、ノーベル生理学・医学賞の受賞、ノーベル物理学賞の受賞。10月、TPP大筋合意、日本郵政のゆうちょ、かんぽ株式会社上場、国産ジェット機MRJ初の飛行などでした。

また、企業モラルも問われる年でございました。フォルクスワーゲン社の車載排ガス用ソフトの不正、旭化成建材のくい打ちデータの改ざん。12月になりますと、製薬メーカーの化血研が40年にわたり血液製剤を不正製造などです。これらは常軌を逸する行いでした。

気象も世界的な温暖化現象が続き、そして日本列島では地震、台風、火山活動など、非常に自然災害の多い年でございました。5月、箱根山の火山活動の活性化、同じく鹿児島桜島

の爆発噴火、鹿児島県口永良部島新岳の爆発噴火。6月、九州で大雨、熊本・長崎で土砂災害。同じく6月、浅間山噴火。7月は全国で真夏日が続き、熱中症患者急増。8月、長崎で局地的豪雨。9月、東日本豪雨災害、鬼怒川決壊で常総市大水害など大きな災害に見舞われました。

また、海外ではイスラム過激派などによる無差別国際テロにより、一般市民のとうとい人命が数多く犠牲になりました。パリ同時テロは記憶に新しいところです。ちなみに自分には4月の第18回統一地方選挙が一番大きい出来事でした。国内外ともに激動の年でした。

さて、12月定例議会におきまして登壇の機会を与えていただきました鈴木議長を初め、先輩議員及び同僚議員の皆様にご心より感謝申し上げます。それでは元気に質問させていただきます。町長を初め執行部には、明快かつ簡潔な答弁よろしく願いいたします。

早速、通告順に従いまして質問に入ります。

まず、私のマニフェストの一つ、人に優しいまちづくりから、町民と行政の協働により、地域の文化を大切に作る人に優しいまちづくりの関係より、大綱1といたしまして横芝光町の人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお伺いいたします。

この横芝光町創生については、私は平成25年6月より質問を行ってまいりました。今回の質問で7回目の関係質問となります。先日、総合戦略の決定通知では事業概要の記載がございましたが、一方方向性のみで、いま一つ具体的な現実が見えてまいりませんので、総合戦略の通知に沿ってお伺いしたいと思います。

それでは1、人口分析から見た横芝光町の方向性についてお伺いいたします。2、雇用創出のための施策についてお伺いいたします。3、人の呼び込みの施策はについてお伺いいたします。4、結婚、出産、子育てについてお伺いいたします。5、時代に即した広域連携強化ということについてお伺いいたします。6、地域資源活用の活性化とはについてお伺いいたします。

次に、私の目指すマニフェストの一つ、安心・安全なまちづくりから、子供たちの通学路の安全確保、高齢者に優しい歩道整備、積極的な防犯対策に取り組むより、大綱2といたしまして、横芝光町の自殺対策、いじめ問題をお伺いいたします。

近年、日本の自殺者は平成10年以降14年連続3万人を超え、ようやく平成24年は15年ぶりに3万人を下回りました。自殺は大きな社会問題でございます。さらに、いじめ最多との、先日新聞報道では、千葉県ではいじめ2万6,000件、全国最多との報道がなされました。そ

れではお伺いいたします。

1、町内の年度別自殺者数の推移についてお伺いいたします。2、横芝光町の自殺対策計画の策定についてお伺いをいたします。3、いじめ千葉県内全国最多で、横芝光町のいじめ対策についてお伺いいたします。4、いじめ相談ダイヤル、虐待相談ダイヤルの成果と問題行動調査等の結果などについてお伺いしたいと思います。

次に、私の目指すマニフェストの一つ、高齢者福祉の充実、特別養護老人ホームや認知症対応型共同生活介護施設、いわゆるグループホームの充実を図りますより、大綱3といたしまして、新オレンジプラン等についてお伺いします。

日本はかつて例を見ないほど高齢化が進行しております。65歳以上の人口は現在3,000万人を超え、今や国民の4人に1人が65歳以上で、さらにその数は増加の一途をたどっております。そして、認知症は今や60歳以上の10人に1人が認知症です。横芝光町も認知症初期集中支援チームの設置を予定されていると聞いております。これはその設置予定数は、全国ではまだ17.6%にとどまり、千葉県内では我が横芝光町も10市町村の内でございます。そのレスポンスのよさには大変驚いております。そこで、認知症の支援対策などをお伺いしたいと思います。

それでは1、認知症初期支援チームとは。2、新オレンジプランの進捗状況は。3、地域包括支援等のこれまでの取り組みと実績についてをお伺いいたします。4、介護保険だけに頼らない地域社会支援体制組織の構築についてお伺いしたいと思います。

以上、大綱3点について壇上よりの質問とさせていただきます。

〔7番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） 齋藤順一議員からのご質問、大綱1点目、横芝光町の人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略等についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の人口分析から見た横芝光町の方向性についてはありますが、町の総人口は1955年から1970年の高度経済成長期にかけて一時的に減少したものの、1970年以降は再び増加に転じ、1995年には2万6,814人に到達し、その後は死亡数が出生数を上回る自然減の影響によりまして減少傾向をたどっております。また、年齢3区分別の人口は、65歳以上の老年人口が増加傾向、15歳から64歳までの生産年齢人口や14歳以下の年少人口はともに減少傾向にあります。

国立社会保障・人口問題研究所による推計では、今後も人口は減り続け、今から約25年後の2040年には1万5,748人、45年後の2060年には1万557人にまで減少するとの予測数値が発表されております。

そこで、新たに策定いたしました横芝光町人口ビジョンでは、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた基本目標を達成させ、出生数をふやし、転出数を減らし、転入数をふやすことによりまして、2040年には約2万人、2060年には約1万8,000人の人口を維持できると町独自に推計し、これを総人口の目標としたところでございます。

これらの人口推計から、今後人口の変化が町の将来に与える影響を分析いたしますと、産業、消費ともに人口減少の影響を受け、税収の減収により町の財政運営にも支障を来すことが予想されます。また、少子高齢化という人口構造の変化が福祉や介護に要する支出の増大につながり、歳出面からもその影響が懸念されています。

このような人口減少と少子高齢化がもたらす影響を最小限に抑え、明るい未来を築くために、本年10月に横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。本戦略では、町が目指すべき将来の方向として、人口減少の克服、選ばれるまちづくり、危機感を共有、多様な人材との協働を掲げ、横芝光町の創生を目指すためにしごとの好循環づくり、ひとの好循環づくり、その好循環を支えるまちの活性化という3つの好循環をキーワードとして総合戦略を検討し、5つの基本目標を定め、町の方向性をお示ししております。

2点目以降のご質問につきましては、まさにこの総合戦略の施策全体に係る要旨でございまして、さきの議会全員協議会でご説明した内容と重複いたしますので、各分野ごとに代表的な施策をお答えさせていただきます。

まず、雇用創出のための施策はについてでございますが、町の年齢別人口移動の状況から、特に20歳から24歳の転出が大きく超過しており、これにつきましては、若者の就職希望にかなう企業が町内あるいは通勤圏内に十分に立地していないことが要因であると言えます。そこで千葉大学と連携いたしまして、地元企業や地域社会とともに若者に魅力があると思える産業と仕事をつくり出すCOCプラス、地（知）の拠点大学による地方創生推進事業との連携を核といたしまして新たな雇用対策を展開いたします。また、企業誘致に積極的に取り組むため、遊休公共用地を活用した企業誘致及び雇用促進事業を開始いたします。

3点目の人の呼び込みの施策はについてでございますが、国の総合戦略に東京一極集中を是正し、地方への新しい人の流れをつくると掲げられておりますとおり、地方への移住希望者が増加傾向にあることから、平成28年度中に、現在のところまだ仮称ではございますが、

移住定住総合サポートセンターを開設し、町への移住を検討されておられる希望者向けのワンストップ相談窓口や、移住定住専用のホームページを開設し、移住に役立つ情報を発信いたします。

4点目の結婚、出産、子育ての施策については、20代から40代の年齢層が持つ出会い、結婚、妊娠、出産、子育てへと続くライフステージへ切れ目のない支援を展開するために、新たに独身者へ出会いの場を提供する若者の出会い創出事業、妊娠・出産期支援のための不妊治療費助成事業、あるいはエンゼルヘルパー派遣事業を実施するほか、子育て支援といたしまして従来から実施しております保育料の負担軽減事業や子ども医療・児童医療費助成事業などを今後も続けて実施してまいります。これらの施策展開によりまして、現在町の合計特殊出生率1.33から5年後の平成31年には1.5へ上昇させ、長期目標としております1.8に向けて、若者の希望をかなえる切れ目のない支援を今後も継続的に進めていこうとするものであります。

5点目の時代に即した広域連携強化とはについては、地方においてはそれぞれの自治体が個性を生かしたまちづくりを推進する一方で、人の往来は広域的に行われていることから、近隣自治体が連携して広域課題に向き合い、解決していくことが地方創生を実現させるためにも必要不可欠でございます。

その一例といたしまして、成田国際空港というすぐれた社会基盤を活用し、空港に近い恩恵をまちづくりに最大限に生かすとともに、空港圏の自治体が互いに連携を図り、まち・ひと・しごとの好循環を生み出すため、成田空港圏の戦略的な連携事業を開始いたします。そのために、本年度、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、これが地方創生先行型という交付金でございますが、これのタイプ1という交付金を活用いたしまして、関係する9つの空港周辺自治体が連携いたしまして、成田空港圏観光振興連携事業のるるぶ成田圏を現在制作中でございます。

6点目の地域資源活用の活性化とはにつきましては、当町の豊かな地域資源を生かした新たな魅力の創出と資源相互のネットワーク化を構築し、強力な情報発信のもと観光力の向上を図ります。そのために町特産食材でありますモツの活用方法を開発する、モツの持つ魅力を生かそう事業、ちょっとしゃれになっておりますが、モツの持つ魅力を生かそう事業やマスコットキャラクター活用事業、体験型農業スポットを活用いたしましたグリーンツーリズムを旅行者へ提供するための実験的な取り組みといたしまして、横芝光町農産物販路拡大モデル事業などを展開いたします。

以上ご説明いたしました主要事業につきましては、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけた施策の一部ではございますが、短期的な取り組みで人口減少をとめることは、これは不可能であり、若年層の定着を目的とする雇用対策と、その若者が横芝光町で結婚し、出産し、子育てをする好循環を生み出し、つくり出し、それを支える時代に合った町をつくることによりまして、住む人が安心して住みたいと思える横芝光町、住んでみたいと思われる横芝光町、これを目指して総合戦略を必要に応じて見直し、町民の皆様方と問題意識を共有しながら、これまでにない危機感を持って人口減少の克服と好循環の確立を目指してまいります。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 健康管理課長。

〔健康管理課長 越川誠一君登壇〕

○健康管理課長（越川誠一君） 齋藤順一議員、大綱2点目、横芝光町の自殺対策、いじめ問題等についてのご質問で、私からは年度別自殺者の数と自殺対策計画の策定はの2点についてお答えいたします。

初めに、年度別自殺者の数ですが、過去5年間で申し上げますと、平成22年度8人、平成23年度2人、平成24年度7人、平成25年度3人、平成26年度4人でした。参考までに申し上げますが、平成12年の12人以降は10人以下で推移している状況です。また男女別で見ますと、男性が7割を占め、年齢別では男女ともに40歳代、50歳代が多くなっております。

次に、当町の自殺対策計画の策定についてであります。超党派の自殺対策を推進する議員の会による自殺対策基本法の一部を改正する法律案が示され、その中には都道府県及び市町村に具体的な数値目標や施策の工程表などを盛り込んだ、いのち支える自殺対策行動計画策定の義務づけがうたわれております。

計画の策定は、国からの情報提供や助言等の支援を受けつつ、地域の自殺実態に合った形で策定されることが妥当であると思われませんが、平成29年には自殺総合対策大綱の再改定が予定されていることなどから、計画策定の時期等については自殺対策を推進する議員の会が示唆する地域自殺予防情報センターの抜本的見直しなど、支援体制の整備状況や大綱の改定に向けた作業を踏まえた上で、それぞれの地方公共団体における対応が求められます。したがって、今後の法改正を含め、国・県の動向に注視しつつ、町の実態に合った計画策定に努めてまいりたいと思います。

なお、現在当町における自殺対策の取り組みとしては、県の補助金を活用した心の健康づ

くり講演会、それを初め、ゲートキーパーの養成、こころの体温計など各種の事業を推進しております。国保医療費の第9位を占める鬱病対策など、今後も他機関とも連携を図りながら自殺予防対策を強化してまいりたいと考えますので、ご理解をお願いしたいと思います。

〔健康管理課長 越川誠一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） 齋藤順一議員ご質問の横芝光町の自殺対策、いじめ問題等のうち、千葉県はいじめ全国最多で横芝光町はいじめ等と、いじめ相談ダイヤル、虐待相談ダイヤルの成果と問題行動調査等の結果はについてお答えを申し上げます。

まず、問題行動とは、学校教育の社会では校内暴力、授業妨害、いじめ問題と捉えております。

それでは1点目の当町はいじめの現状ですが、平成24年9月議会で齋藤議員からいじめに関する一般質問をいただき、いじめとは肉体的、精神的、立場的に自分より弱い者を、暴力や差別、いやがらせなどによって一方的に苦しめることであり、その行為が意図的ではないにしろ、いじめられた側に立ち、いじめか否かを判断するものであるとしたいじめの概念、それらや、弱い者をいじめることは人として絶対に許されないこと、いじめを認識したときはいじめられた子の立場に立ち、親身に指導をすること、いじめから立ち直るためには家庭など周囲の十分な支えが必要であること、いじめはどこの学校でも、また誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることから、いじめはしない、させない、見逃さないことを念頭に、学校関係者や各家庭等が子供の様子を十分に注視しつつ教育実践すべきものである、などの基本的な考え方をお答えをいたしました。

現在まで、各学校では定期的にいじめの実態を把握するため、児童生徒へのアンケート調査を実施し、その結果からはいじめ防止対策推進法第28条に言う重大な事態は今のところ発見はされておられません。なお重大な事態はないものの、いじめの認知件数は国が実施をいたしました平成26年度実態調査に町が報告した件数では、小学校3校で計4件を認知し、全て問題を解消済みであると報告をいたしました。

また、今回調査で報告された認知件数の4件は、アンケート調査からではなく、子供たちの相談によりいじめの発見に注視していた学校職員が実態を認知したものでございます。学校職員が認知したということは、定期的なアンケート調査以外に学校がいじめに関する校内研修などを積極的に行いまして、常にいじめの発見に努めてきた結果であると考えておりま

す。今後も学校職員が常にいじめの予防、発見、早期解決に努力してほしいと考えております。

教育委員会といたしましても、いじめはどこかで起こっているかもしれないと、学校職員ともども危機感を持って調査をしてまいりたいと考えております。

続いて、いじめ相談ダイヤル、虐待相談ダイヤルの成果と問題行動調査等の結果はとのご質問にお答えをいたします。

この各相談ダイヤルの一覧表は、齋藤順一議員のご提案、アドバイスにより平成25年度から町内児童生徒に配付するようになったものと記憶をしております。また、教育委員会では現在のところ、各相談ダイヤルに町内児童生徒から相談があったなどの報告は受けてはおりません。

これは、子供たちの悩み事が身近な相談相手である保護者など、家族や学級担任により解決ができていないのではないかなど、相談ダイヤルを必要とするような問題が発生していないとの推測も成り立ちますが、子供たちがいついかなる時に相談したいことや深刻な悩み事が発生するかは予測ができません。これら子供たちの悩み事には、身近な人には相談できないこともあると考えております。そのような場合に、1人で悩み事を抱え込んでしまうことは、解決できないばかりか最悪の事態を招く可能性もあると思っています。そのような場合に、周囲の人に気づかれずに相談できる相談ダイヤルがあり、いろいろな悩み事に専門的な立場からアドバイスが受けられるということは、子供たちの学校生活、家庭生活において非常に大きな安心感につながるものであります。

つきましては、子供たちの安全・安心のため、引き続き定期的に相談ダイヤル一覧表を町内各校の児童生徒に配付してまいりたいと考えております。なお、いじめ以外の問題行動につきましては、各学校からは該当がない旨の報告を受けております。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

〔福祉課長 椎名富士男君登壇〕

○福祉課長（椎名富士男君） 齋藤議員からの新オレンジプラン等の介護保険関連のご質問にお答えいたします。

なお、高齢者数や要介護認定者数などの町現状数値につきましては、別途資料にまとめさせていただきました。資料からも齋藤議員が懸念されています高齢者に係る各数値は、確実に増加、上昇傾向にあることがうかがえます。

さて、新オレンジプランは認知症施策推進総合戦略、いわゆる認知症対策の国家戦略としてことしの1月に策定されました。対象期間は団塊の世代が75歳以上となる平成37年まで、当面の数値目標は第6期介護保険事業計画の平成29年度末としております。国は、平成37年には認知症患者が約700万人になると推計しており、新オレンジプランはこうした認知症高齢者ができるだけ住みなれた地域で暮らせる社会の実現を目指すことを基本理念に、7本の柱を掲げております。

それでは、認知症初期集中支援チームについてのご質問にお答えいたします。

認知症初期集中支援チームは、新オレンジプランに掲げられている7本の柱のうち、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供及び認知症の人の介護者への支援という2本の柱に該当するものです。認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を、認知症の専門的な知識・技能を有する専門職が訪問、観察・評価、家族支援など認知症の初期段階での支援を総合的、集中的に行う自立生活のサポートチームで、今般の介護保険法の改正により全ての市町村で設置が義務づけられました。

当町におきましては、議会冒頭の政務報告で町長が申し上げましたとおり、関係者のご理解、ご協力をいただきまして、今年度末に地域包括支援センター内に設置し、新年度から稼働する予定としております。

次に、新オレンジプランの進捗状況についてお答えいたします。

新オレンジプランの7本の柱のうち残りの5本は、1つが若年性認知症施策の強化、2つ目が認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、3つ目が認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進、4つ目が認知症の予防法、診断法、治療法、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進、5つ目が認知症の人やその家族の視点の重視となっております。新オレンジプランの実現には行政だけではなく、民間企業や地域住民などさまざまな主体がそれぞれの役割を果たしていくことが必要とされています。

当町においては、認知症への理解を深めるための普及啓発として、認知症サポーター養成講座を開催しているほか、認知症の高齢者を抱える家族が悩みや不安を話し合い、今後の介護に役立てていただくための家族交流会を開催しています。今後は認知症初期集中支援チームによる早期相談、早期対応を行うほか、認知症相談支援の充実、関係機関ネットワークの構築など、認知症総合事業の実施に取り組む予定としております。

次に、地域包括支援等のこれまでの取り組み実績についてお答えいたします。

高齢者が重度の要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後

まで続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築は極めて重要であると考えております。

国は、この地域包括ケアシステムを推進するため、平成26年6月に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律を制定し、介護保険法などの関連法を改正いたしました。市町村は今後、医療と介護の連携強化、認知症施策、地域ケア会議、見守りや配食、買い物といった生活支援サービス、健康寿命を延ばすための介護予防等の事業推進をしていかなければなりません。特に医療と介護の連携は、高齢者やその家族が安心して住みなれた地域で過ごせるようにするために必須であり、地域包括ケアシステムのかなめであると考えております。

議員もご承知のとおり、当町は医師会と薬剤師会が匝瑳と山武に分かれていることから、他の市町にはない調整が必要となります。当町ではこれまで、町内の医師、歯科医師を対象とした医療と介護の連携・認知症に関するアンケート調査、町内の医師を講師に介護サービス事業者を対象とした認知症に関する研修、東陽病院などの医療連携室との研修等を実施し、一歩ずつ着実に取り組みを進めているところであります。今後も医療関係者と介護関係者による研修会、勉強会、意見交換会などを積極的に開催し、まずはお互いの顔の見える関係づくりを進めてまいりたいと考えております。

最後に、介護保険だけに頼らない地域社会支援組織の構築についてお答えいたします。地域包括ケアシステムを構築するためには、既存の介護保険サービスだけではなく、民間企業、NPO、住民ボランティアなどの多様な主体が地域で高齢者を支えていく社会の実現が必要であると言われております。

町長が政務報告で申し上げましたとおり、町では介護予防・日常生活支援総合事業を当初の予定より前倒して、平成28年2月から開始することといたしました。あわせて生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化を行う生活支援コーディネーターや、生活支援を提供する者同士が連携する場としての協議体の設置についても推進する予定としております。この総合事業を活用しながら、住民主体の多様な支援や高齢者の社会参加など、地域の支え合いの体制整備を進めていきたいと考えております。

〔福祉課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） それでは順不同になりますけれども、再質問をさせていただきます。

私の持論で、教育は理想の追求であり、理想の追求こそ未来ある地域社会へと通じ、まち

づくり百年の計は教育にありと確信しております。その考えより、大綱2の横芝光町の自殺対策、いじめ問題から再度質問させていただきます。

先ほどご答弁いただきましたけれども、数がないと言っている、国から比べるから少ない、1桁でちょっとほっとしましたけれども、それにしても心の問題でもう少しあるのかなと思ったんですけれども、1人になっても大変なことなんですけれども。

この内閣府の自殺対策白書を見ますと戦後3段階ぐらいあって、3つのピークがあって、30年代ごろは戦後の社会混乱期で非常に多くて2万3,000人ぐらい年間で亡くなっておりまして、昭和60年代の円高不況でやっぱり2万5,000人ぐらい、平成10年のバブル崩壊とともにずっともう人数が非常に多くなっていて3万人以上で、初めて若干、ようやく15年ぶりに3万人を切ったんですけれども、そんな形で直接、これ今のバブル期をはじめても経済に、この3つの山はほとんど経済に関係して自殺者が多くなるのかなと思いますけれども、今の平穏な時間にも横ばいで推移しているということは、そういう形でどうなのかなという形で。

先ほどちょっとあったんですけれども、自殺対策という形でやはり、先ほどご答弁いただいた中に自殺の部分で、自殺対策自治体義務化という形でどうですか、せっかくあれですから、国・県の動向を待たないで、こういう形で来年法案通るの確実ですので、今からどうかひとつ、ぜひ進めてもらって、このオレンジプランのような形で先取りして、ひとつどうか動向を見てと言わないで、進めていただくのはいかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 健康管理課長。

○健康管理課長（越川誠一君） ご提言ありがとうございます。

壇上でもご答弁申し上げましたけれども、重複する部分ありますが、基本的には計画策定をまずして、それに対して取り組んでいくというのが理想の形だとは思いますが、先ほど申し上げましたように、自殺総合対策大綱の見直しが平成29年にある。一応これについては5年ごとに見直すということになっておりますので、当然柱になる部分でありますので、その辺をきちっと見きわめながらという考え方があります。

ただ、先ほど壇上でも申し上げましたとおり、計画策定はしておりませんが、当町の自殺の防止対策、これらに関する取り組みについては、ほかの近隣の自治体とあわせて同じような取り組みをしておりますので、その辺の今後強化も図りながら進めていきたいというふうに考えますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） それではあといじめ。私、せんだって新聞見たらびっくりして、結構

多いんですね。千葉県最多、いじめ2万6,000件。都道府県別に見ると一番多くて、2万6,000人。1,000人単位でやると4位なんですね。

今、当町ではスタッフの皆さんの、あるいは先生方の、あるいは地域の皆さんの管理といえますか協力で、非常にいじめが3校で4人、小学校で。非常に少なく安堵している状況なんですけれども、その中でこのばらつきというのは何ですか。今ちょっと1,000人当たりの千葉県4位で、鹿児島なんか最多で166.12があつて、最小は佐賀県で2件なんて、こんな差で、どんな基準でこれやっているのか、この辺がちょっとよく理解できなかったの、おわかりなら教えてほしいんですが。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 大変申しわけございません。私のほうも、千葉県とかの突出して多い都県があるというのは見てはいたんですが、その原因というのがちょっとわかりません。調査票のほうまで踏み込んで回答しているんですが、実数として数値を入れるような調査票になっておりますが、その都道府県別集計結果について、なぜにこのような差が出るのかというのは分析はしてございませんので、申しわけございませんでした。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 1つのカウントの仕方で多少変わるかもしれないですが、いずれにしても皆さんのお力でいじめも非常に小学校3校で4件という、そんなに数がない形で、またこのおつくりになっていただいている、いつでも気軽に相談ダイヤルというのは4月に毎回途切れることなく出してもらっているということで、そういう形で、参考までに千葉市教育委員会、2013年、国が施行したいじめ防止推進を踏まえて、いじめのない学校づくりへ取り組み、パブリックコメント手続を1月5日までやっているようですね。新しい新聞報道がございました。未然防止対策に重点を置くというものです。素晴らしい取り組みですのでぜひ参考にして、緩めないで、そういう事業の参考としていじめ問題に、またこれからもいじめ問題お聞きしますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは次に、大綱3点の、いわゆる国の認知症の支援の国家プラン、新オレンジプラン等について再質問をさせていただきます。

先ほど壇上でも申し上げましたとおり、11月1日の新聞報道で認知症初期支援、全国17%の対応したところが、それは2015年度中に設置する予定だと名乗りを上げたのがね。驚いたといいますか何といいますか、非常にすばらしかったことは、これで認知症初期支援専門医不足で普及おくれという、県内10市町にとどまりという中で、10の中で町としては横芝光町、

一宮、鋸南町、白子、その4町ということで非常に取り組みが早くて、まさに65歳以上ですと10人に1人、もっとこれからどんどんふえてきますので、まさに各地区総合戦略のプランの中にこれを主軸にして入れても間違いはないというような、私なんかはそういうふうに思っているぐらいで、非常にこれも佐藤町政の高校3年まで無料化にしたり、さらにそういう形の高齢者に対するそういう施策の部分で先へ先へと行っておられるなという形で、すばらしく感激いたしました。

だけれども、ちょっともう一つお伺いしますね。それだけ先、先へと行っている形ですので、ちょっと意地悪な質問ですけれども、認知症と診断されている方で介護度が要支援2以下、または介護保険認定を受けられなかった方の町の支援としてはどんなふうに考えていますか。これは重要な問題なんですけれどもね。お考えでいいですから。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） 一般質問に関連いたしまして、資料のほうで議員のほうに提供いたしましたその中の数値で、そこに確かに入っているのは要介護認定者数とその下に認知症の高齢者数がございますが、この認知症の高齢者というのはこの要介護認定を受けた人の内数ということになっています。

議員がおっしゃるように、認知症のいわゆる判定を受けていない方も実際いらっしゃいます。その皆さんにつきましては、どうしてもまだ本人が気がついていないというケースと、あとはご家族がまだ気がついていないというケースもあろうかと思えます。確かにそれらにつきましては本当に重要なといいますか、今後本当に考えていかなければいけない課題だと思っておりますので、そのあたりも関係の病院、それから保健師等と相談しながら対応していきたいなというふうに考えております。

以上です。

〔「そうですね。今人口2万……」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 指してない。齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 間違いました、失礼しました。申しわけございません。

27年度2万4,783人の人口で、高齢者数8,100人もいらっしゃるんですね。その中で、高齢化率32.75で、認知度、軽度、重度あって879人もいるということで、その中で今先ほど言ったとおりに、そういう形で今度手厚くやっていると、横芝光町に生まれて育ってよかったなという形で、最後までアイデンティティーを持ってあの世に行ける。私ももうじきそうなるんですけれども、そんな町を希望しているんですけれどもね。

厚生労働省ホームページで、千葉県柏市の取り組みとして、地域包括支援システムを構築、行政と医師会の協働による在宅医療の推進と医療介護連携の紹介がございまして、先進事例として国のホームページの部分で、厚生省の部分でご案内していますので、先ほど申しましたが重度な介護状態になっても住みなれた横芝光町に人生のアイデンティティー、いわゆる自分が自分であるという認識をしながら最後までなし遂げられるこの部分が、これからのまちづくりに私はそのソフトの部分が一番大切な部分だなという形で思っております。この4の介護だけにはちょっと、次の部分に移らせていただきます。時間もあらあら、時間も来ちゃっているな。

それでは最後に、順序一番逆になりましたけれども、大綱1の横芝光町の人口ビジョン、まち・ひと・しごと戦略の再質問に入ります。

その前に、ひとつここで川柳を一句読みます。「放たれし矢の数五十行き先は」平成27年暮れ、読み人、齋藤順一。

冒頭のとおり、先日、町総合戦略の決定通知をいただき、その内容には私自身も期待が大き過ぎたのかわからないですけれども、現実との乖離にがっかりしました。これ見てね。もちろん、ことわざに二兎を追うものは一兎をも得ずというのがあるかもしれません。見方を変えれば下手な鉄砲も数撃ちや当たるといふ、そういう見方もありましてね。余りにも目標設定数の多さに驚きを隠しませんでした。

もちろん、これ私、若手職員の50人が5つのワーキングチームで短期間にこれだけプロジェクトの立案を否定するわけじゃありませんよ。これはこれですばらしいんですけれども、その前に、執行部の皆さんがもう少し精査して、何かこれ50本矢放っちゃってどこへ行くといふふうに、その憂いで、そのあげくに川柳をちょっと読ませていただいたんですけれどもね。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員、質問に集中してください。

○7番（齋藤順一君） わかりました。失礼しました。

データ分析、目標設定は、これよく見たって、これ私ね、まち・ひと・しごととは政府広報の内閣官房のホームページ全く同じなんです、当町のやつがね。人口ビジョンについてもただ国のやっていることと同じ形で押し込んで、今企画財政課長がいみじくも前の答弁で言っていましたけれども、明らかに人口の克服は難しいというんですけれども、人口の克服が難しいとわかっていて人口食いとめる策を、やらないよりやったほうがいいのかというそんなに無駄なことやっても仕方ないんじゃないでしょうかね。そういう考え方はどうなんですか。

みんな日本全国の市町村が、国でやった政策に対して同じ方向に向かっています。もちろん人口は食いとめたほうがいいですよ、減少するのは。だけれども、同じ方向で各市町村がやっているものに対して、同じ形でやったってなかなか、だって人口は減るというのわかっているんですから。

私どもちょっと見せてもらいましたけれども、プランの中で、確かにこの人口将来展望像、この中でパターンシミュレーション1とか3とか、一番3のパターンとして1万7,526、一番少ないパターンで1万人ちょっと。それと1万7,000人という形のシミュレーションパターンをとっているようですけども、これどうですか。必ず人口が少なくなる方向に向かっていくんだったら、ほかの政策でやる方法をこんなに方向性変えなくても、こんなにあれしなくても、あと3年何カ月の部分でこれだけの目標となると、果たして現実可能なものですかね。というふうに疑問を持っていたんですが、その辺は執行部、どう考えていますか。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 下手な鉄砲ではないというふうには考えておるところではございますが、一つ確認させていただきたいのは、私が申し上げたのは、人口減そのものを防ぐことはこれは不可能であるということです。ただし、人口減を克服することは可能であると。その克服するための手段として、ポイントとしてはまち・ひと・しごとである。これは国が国の方針で決めたところでございます。

その3つのキーワードに沿って、町では今まで説明したとおりに新たな施策プロジェクトを掲げたところがございますので、この人口減の克服を目指して、今までになかったものを取り込んでソフト事業を中心に展開しているということでございますので、現実との乖離というふうにおっしゃいましたが、現実に今までなかったものが今度こういう形で整理したということから見れば、確かに今までないものが下手な鉄砲のように網羅されているというふうな捉え方はあるでしょうが、私どもはそれには明確に否定させていただきます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今のお話で、企画財政課長、明確に否定させていただくというお話がありました。私どももずっとこの話については、いろいろと場面場面でお話をさせていただきました。千葉日報にも大きく取り上げていただいて、町内で50人の若手職員から数多くの施策を出していただき、一つ一つ本当に真剣に、この横芝光町の創生のために取り組んだ施策が最後46残って、これを今のこのスタッフの中で本当にやり切れるのかという、この疑問

は確かに否めません。

しかしながら、職員本当に一丸となって死ぬ気でやればこれをなせるだろう、なきなければこの横芝光町の将来は危ぶまれるんだ、そういう認識の中でしっかりとやっていきたいと考えていますし、またこれをなし遂げなければならないと思っています。

以上でございます。

〔「議長」と言う人あり〕

- 議長（鈴木唯夫君） 時間ですので。
- 7番（齋藤順一君） では、これで質問終わりにします。
- 議長（鈴木唯夫君） 以上で齋藤順一議員の一般質問を終わります。

---

#### ◎休会の件

- 議長（鈴木唯夫君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りします。

12月10日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（鈴木唯夫君） 異議なしと認めます。  
よって、12月10日は休会と決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

- 議長（鈴木唯夫君） 本日の日程はこれをもって終了します。

12月11日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 3時10分)

1 2 月 定 例 会

(第 3 号)

## 平成27年12月横芝光町議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成27年12月11日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 発議第1号審議(質疑・討論・採決)  
マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書について
- 日程第 3 議案第1号審議(質疑・討論・採決)  
横芝光町行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第2号審議(質疑・討論・採決)  
横芝光町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第3号審議(質疑・討論・採決)  
横芝光町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第4号審議(質疑・討論・採決)  
横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第5号審議(質疑・討論・採決)  
横芝光町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第6号審議(質疑・討論・採決)  
横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第7号審議(質疑・討論・採決)  
横芝光町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第8号審議(質疑・討論・採決)  
横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第9号審議(質疑・討論・採決)

山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議について

日程第12 議案第10号審議（質疑・討論・採決）

平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）について

日程第13 議案第11号審議（質疑・討論・採決）

平成27年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第14 議案第12号審議（質疑・討論・採決）

平成27年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）について

日程第15 議案第13号審議（質疑・討論・採決）

平成27年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）について

日程第16 議案第14号審議（質疑・討論・採決）

町道I-14号線道路改良工事（その2）請負変更契約の締結について

日程第17 請願及び陳情の件

---

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第17まで同じ

追加日程第1 発議第2号 「住宅リフォーム助成制度」の継続実施を求める意見書について

---

出席議員（15名）

1番	秋	鹿	幹	夫	君	3番	宮	菌	博	香	君	
4番	山	崎	義	貞	君	5番	庄	内	賢	一	君	
6番	鈴	木	和	彦	君	7番	齋	藤	順	一	君	
8番	森	川		忠	君	9番	川	島		仁	君	
10番	川	島	富	士	子	君	11番	鈴	木	克	征	君
12番	野	村	和	好	君	13番	山	崎	貞	一	君	
14番	鈴	木	唯	夫	君	15番	八	角	健	一	君	
16番	川	島	勝	美	君							

欠席議員（1名）

2番 平 山 雅 規 君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
理事	田鍋悦央君	総務課長	實川裕宣君
企画財政課長	若梅操君	環境防災課長	堀越健一君
税務課長	鈴木健夫君	住民課長	早川裕明君
産業振興課長	早川典男君	都市建設課長	五木田桂一君
福祉課長	椎名富士男君	健康管理課長	越川誠一君
食肉センター長	郡司民夫君	東陽病院事務長	大木良夫君
教育長	齋藤明君	教育課長	市原成一君
社会文化課長	秋葉義臣君	農業委員会局長	齋藤政美君

職務のため出席した者の職氏名

局長	高蝶政道	書記	椎名晴美
----	------	----	------

---

### ◎開議の宣告

○議長（鈴木唯夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

---

### ◎諸般の報告

○議長（鈴木唯夫君） 日程に入るに先立ち、ご報告します。

初めに、本日、総務経済常任委員会委員長から、請願第1号及び陳情第1号について、お手元に配付のとおり、審査結果報告書の提出がありましたので、ご報告します。

次に、平山雅規議員から、本日の会議を欠席する旨の届出があり、これを受理したのご報告します。

---

### ◎一般質問

○議長（鈴木唯夫君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

---

### ◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（鈴木唯夫君） 通告順に発言を許します。

山崎義貞議員。

〔4番議員 山崎義貞君登壇〕

○4番（山崎義貞君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の山崎義貞です。

9月の定例会に続き、3回目の一般質問をいたします。

今回は、大綱5点について質問をいたします。

まず最初に、来年3月に選挙を控えている町長の政治姿勢について伺います。

まず、1点目のTPP大筋合意について、町長の見解を伺います。

TPP参加国は、10月5日に大筋合意、11月5日に暫定文書を発表しました。大筋合意は、アメリカ、オーストラリア産米合わせての7万8,000トンの特別輸入枠の設定を初め、牛肉の関税を15年かけて、38.5%から9%へ引き下げ、豚肉の関税1キロ当たり、最大482円から10年後に50円に引き下げ、麦の事実上の関税のマークアップを4.5%削減、アメリカ、オ

ーオトラリア、ニュージーランドに、バター、脱脂粉乳の輸入枠を設定、甘味資源作物の特別輸入枠の新設など、農産品5品目全てで譲歩するとともに、重要5品目の細目の3割で関税撤廃としています。

国会決議は、重要5品目については、関税の撤廃だけでなく、削減も行わない、除外であり、これが満たされない場合は交渉からの撤退を明記しており、国会決議違反は明白です。

さらに、重要5品目以外の野菜、果物や林産物、水産物の98%で関税撤廃にまで踏み込んでいることは重大で、日本の農林水産業への影響ははかり知れず、食料自給率をさらに引き下げ、日本を存立危機事態へと追い込むものではないでしょうか。

そこで、当町の農業における影響がどのようなところまで及ぶものかと考えているか。具体的に農業産出額に及ぼす影響は、どれくらいと考えているか。つかんでいればお答えください。地域農家やJAなど、広範な方々と連携した、反対行動はあるのか伺います。

2点目の、安保法制。これ私は、戦争法と呼んでおりますが、これがどのように、この戦争法、どのように考えるかについて伺います。

この戦争法の危険性、その一つが立憲主義の破壊です。立憲主義とは、どんな政権も憲法の枠内で政治を行うこと。憲法は、主権者である国民が、国家権力を縛るという考え方に基つき、国家による権力の濫用から、国民の自由を守るとというのが立憲主義の立場です。

ところが安倍政権は、歴代政権が憲法9条のもと、集団的自衛権は行使できないとしてきた憲法解釈を、一遍の閣議決定で覆してしまいました。国会で憲法学者や、元内閣法制局長官、元最高裁判事などが憲法違反だと次々と批判したのは当然ではないでしょうか。町長の見解を伺います。

テロ特措法や、イラク特措法で自衛隊が今まで一人の戦死者も出ていませんが、犠牲者が出ていないわけではありません。派遣された自衛官のこれまでの自殺者数、56人に達しています。こんな過酷な任務につく自衛隊員募集に関して、町の情報提供はどのようになっているのでしょうか。

大綱2点目、マイナンバー制度について質問します。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくマイナンバーの住民票への付番が完了し、通知カードが届いたことと思われま。国が国内に住む全ての人に番号をつけ、一元管理をするプライバシーの権利を侵害する可能性があるマイナンバー制度は、憲法違反ではないかと思われま。反対の立場ではあります。2点について伺います。

1点は、現在通知カードはどれくらいの返却数になっているのか。そして、返却された通知カードの取り扱いはどのように対応しているのか。

2点目は、個人情報の関係で、各課の庁内連携はどのようになるのかを伺います。

次に、大綱3点目、教育問題について質問します。

平成28年4月開始予定の白浜小児童クラブと横芝小第2児童クラブの運営についての1点目の、運営主体はどこが責任を持って行うのかです。9月議会のときも取り上げましたが、プロポーザル契約により、民間委託してしまうのか。町がより積極的に指導員との連携が密に図られる体制で運営をしていくのか。

2点目は、6年生までの受け入れを行うのか。また、6年生まで受け入れた場合は、何人規模の児童クラブになると予想するのか伺います。

次に大綱4点目、道路改修について伺います。

1点目の古屋、石川ガソリンスタンドから鈴木建業間の改修予定を伺います。

この道路は、匝瑳市方面から栗山川を渡り、山武市への通勤利用する車の通行量がふえ、地元住民初め、この道路の利用者からの1日も早い道路改修の声が高まっています。交通量がふえ、交通事故もふえたと聞いております。どのような予定になっているのか伺います。

2点目は、役場前、中学校入口からいそべ食堂間にある排水路の整備をし、歩道の確保をしなければならないと考えます。小学生は、毎日危険なふたのない排水路の脇を通り通学しています。万が一、通学途中に事故が起きてしまったら大変なことになってしまいます。通学路の安全確保は急務です。町の見解を求めます。この、危険箇所の道路整備の早期改修を求めるものです。

大綱5点目、産直交流施設について質問をします。

産直交流施設は、基本調査業務も終了し、町民の方々からの意見、パブリックコメントもいただいていると思います。どのような意見をいただいているのでしょうか、伺います。

2点目に、光地区からの住民の少なくない意見として、道の駅建設には反対の声が寄せられています。町の財産である公園をつぶし、たくさんのお金を投入し建設をする。近隣にもたくさん道の駅的な施設もできている中で、生き残りをかけた競争には勝てない、必要ないなどとの意見も寄せられているのが現実です。

産直交流施設の建設に当たり、このような住民要望をどのように反映させるのか、町長の見解を伺います。

以上をもって、私、壇上からの質問を終わります。

〔4番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは早速、山崎義貞議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは町長の政治姿勢についてをお答えさせていただき、その他のご質問につきましては、各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、T P P大筋合意についてお答えをさせていただきます。

初めに、当町における米、畜産農家に及ぼす影響はについてでございますが、農林水産省は多くの品目で、影響は限定的だとしながらも、一部は長期的には価格が下落する可能性もあるとしております。このため、品種改良や農業施設の整備などの安定供給のための対策のほか、輸入品に対する競争力の強化などが必要としているところでございます。

また、本部長を内閣総理大臣が務めるT P P総合対策本部第1回会合にて、総合的な政策対応に関する基本方針が決定され、11月25日に総合的なT P P関連政策大綱が発表されたところでありますので、今後も国から発信されるさまざまな情報を含め、注視してまいりたいと考えております。

次に、具体的数字はつかんでいるのかとのご質問についてでございますが、T P Pにかかわる横芝光町の農業への影響額につきましては、本年6月定例会の山崎義貞議員からのご質問にお答えしましたとおりでございますが、農林水産省が公表した農林水産物への影響試算の計算方法により、千葉県が昨年3月に発表した試算に基づき試算したところ、農業生産額の総額で、73億2,000万円から54億5,000万円と減少することとなります。中でも米は、22億3,000万円であったものが11億2,000万円と半減し、畜産業、中でも養豚業では、9億6,000万円であったものが2億1,000万円と大幅な減少となるなど、当町における影響は大変深刻なものとなることが予想されておりました。

しかしながら、今回発表された大綱では、米については国別枠の輸入量の増加が、国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の保管期間を3年程度に短縮し、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れるとしております。

また、養豚業に対する新たな支援策としては、現行の養豚経営安定対策事業を法制化し、

恒久的な措置をすることで、農家が安心して生産に取り組めるようにすることとしており、これまで8割だった補填の割合を9割に引き上げることも盛り込まれておりました。

さらに、農家の積立金の負担割合についても、国と農家で50%ずつ負担していますが、生産者の負担割合を25%に軽減するとしております。

国は経営安定対策等の充実等の措置を講ずるとしているところから、今後のT P Pにかかわる国の対応方針を注視してまいりたいと思っております。

次に、地域農家やJ Aとも連携した反対運動はについてでございますが、去る10月29日に千葉県総合企画部政策企画課を經由して、内閣官房T P P政府対策本部に対し、農業者への詳細説明の実施及び農業経営を維持、継続していけるような所得補償制度の導入の2点について、要望書を提出したところでございます。

今後、T P Pにかかわる国の対応方針を注視しながら、当町に合致する振興策を検討してまいりたいと考えております。

続いて、安保法制に関するご質問にお答えをさせていただきます。

平和安全法制整備法と、国際平和支援法は、非常に社会的な関心が高い中、国権の最高機関である国会での審議を経て成立し、本年9月30日に公布されましたが、この2法に対する国民の理解が十分に進んでいないことは、法案を提出した内閣自身が認めているところであり、今後さらに国民の理解が得られるような努力を大いに期待しているところでございます。

また、自衛隊募集に関しての情報提供についてでございますが、町では自衛隊千葉地方本部成田事務所からの依頼により、町広報誌を活用して、年4回隊員募集要項の掲載を行うとともに、庁舎内において随時隊員募集案内の掲示を行っておりますが、町からの特別な情報提供は行っておりません。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

〔住民課長 早川裕明君登壇〕

○住民課長（早川裕明君） 山崎議員の大綱2点目、マイナンバー制度、今後の窓口対応についてのうち、通知カードの返却数及びその後の対応についてのご質問にお答えいたします。

マイナンバー制度については、森川議員からも質問がありましたので、重複する内容もあるかと存じますが、住民課が関係する項目について回答をさせていただきます。

本年10月5日に、マイナンバー法が施行され、10月1日現在で住民登録をされている

9,550世帯、2万4,811名の全町民の皆さんに番号通知カードが、地方公共団体情報システム機構、通称ジェイリスから簡易書留郵便により発送されました。当町では、10月23日から配達が始まり、11月25日に終了したとのことですが、不在等の理由で配達できなかった801世帯、1,509名分の番号通知カードが郵便局から役場に返送されてきております。

国の事務処理要領では、返却された通知カードは、後日各自治体の窓口において受領してもらうこととされていることから、町では随時普通郵便で受領依頼の案内文を発送し、対応しているところではありますが、忙しくて行けないや、役場までの足がない、もう一度郵送してほしいなどのほか、受け取りを拒否するとの連絡もあります。

受け取りに来なかった方の通知カードは、各自治体において3カ月間程度保管し、住基ネット登録した後、廃棄することの運用が示されておりますが、来庁するのが物理的に困難な方もいますので、町では、それらの事情等をよく調査した上で、書留郵便による再発送や、職員による自宅訪問等についても検討し、できるだけ多くの皆さんに番号通知カードを受領してもらえるようにしたいと考えています。

ちなみに、返却された番号通知カードのうち、昨日までに役場の窓口で受領された方の数は、362世帯分791名で、残りは439世帯715名となっており、現時点での町全体での配付率は97.1%であります。

マイナンバー関係については、周知期間が少なかったことなどもあって、制度内容等を理解されていない方も多く、町としても対応に大変苦慮しているところではありますが、不適切な取り扱いなどによって、マスコミ報道されている機関、自治体も見受けられますので、その取り扱いには十分注意し、適正な運用を行ってまいりたいと考えています。

〔住民課長 早川裕明君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

〔総務課長 實川裕宣君登壇〕

○総務課長（實川裕宣君） それでは、私からは庁内連携に関するご質問にお答えをいたします。

今定例会へ提案いたしました、議案第2号 横芝光町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定については、いわゆる番号法に掲げられました事務、すなわち番号法で庁内連携が認められた法定事務について、当町において庁内連携を可能とすることを目的とした条例制定案でございます。来年1月1日からの庁内連携を予定しているところでございます。

この点、法定事務以外の独自利用事務についても庁内連携が可能となるような条例制定を予定している自治体もあるようでございますが、マイナンバー制度が新しい制度であり、個人情報保護についての不安や懸念等が、町民の皆様にあることを考慮し、当町では、まず法定事務の連携を行い、マイナンバー制度の運用が個人情報保護の面から確実に行われていることを確認した上で、今後独自利用の事務の連携について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

〔教育課長 市原成一君登壇〕

○教育課長（市原成一君） それでは、私からは教育問題についての平成28年4月より開始の白浜小と横芝第2児童クラブの運営についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の運営主体ですが、現有児童クラブ同様の公設民営の形態を予定しております。

この外部委託の考え方は、平成16年に国が行政改革の一環として示したものであり、民間にできることは民間に、地方にできることは地方になどの考え方で推進をされてきたもので、現在においてもこの考え方に変化はなく、町においてもこれまで国と同様の考え方で外部委託を進めてきたものであり、新たにできる児童クラブについても、外部委託をする予定としております。

これは、児童クラブ事業の運営が、学校の放課後など、一見すると固定の時間帯に見えるものの、日によって変化する開設時間に柔軟かつ効率的に対応しなければならないこと。また、放課後児童健全育成事業に要する専門的知識、経験、資格等を有する児童支援員を確保し、効率的に配置する必要があることから、これら諸条件に対応できるノウハウやコスト意識を有する民間活力を導入することが、児童クラブ事業において、効果的効率的であると考えております。

ただし、外部委託では、注意をしなければならないこともあります。国行政改革の中でも、アウトソーシングについては、ガバナンスに留意しつつ積極的に推進するとしており、町においても受託会社に任せきりではなく、そのガバナンス、要するに適度な連絡調整や業務管理が重要であると考えております。

現有施設の受委託関係でも、運営上の課題、問題の定期報告以外に、事故などの緊急事態

にあつては、常に連絡を密に取り合うよう連携し、児童クラブサービスの低下を招かないよう注意をしております。

次に、6年生までの受け入れ予想ですが、今までに4年生以上は児童クラブを利用することができないのですか、といった問い合わせをいただいていることからしましても、4年生以上の希望はあるものと予想をしております。

しかしながら、まずは3年生までの現行制度の待機者解消を第一の目的に、施設整備を進めてきましたことから、1学年から6学年までの全てを一斉に利用許可すべきではないと考えまして、当面は1年生から3年生までの利用希望の実態を把握した上で、定員に余裕がある場合に限り4年生以上の利用を許可する予定であります。

また、本議会に提案させていただきました議案第6号のご説明の際に申し上げましたように、児童クラブ条例の一部改正により、児童福祉法の一部改正同様に児童クラブ対象年齢の部分を削除いたしまして、明年4月1日以降は6年生までの利用を可能とするよう例規整備を行うこととしております。

なお、利用対象年齢の拡大により、急激に利用希望が増加することが予想されます。その際には、なるべく低年齢児を優先し、これに家族構成や、その家族の就労状況等、また祖父母などの協力体制などを加味しながら、利用を許可するという考えであります。

〔教育課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） 山崎議員ご質問の大綱4点目、道路改修についてお答えをいたします。

初めに、古屋、石川ガソリンスタンドから鈴木建業間の改修予定についてであります、この路線につきましては、町道I-10号線になります。

ご質問の区間は、都市計画道路向田関下線にもなっており、現状としては未整備で幅員も狭く、交通量も多いことから、これを改修することは整備効果が極めて高いところであります。このようなことから、都市計画で決められております道路幅員、車道片側3メートルの2車線、歩道3.5メートルを両側に合計14メートルで整備を進めているところであります。

それにあわせ、現在スクールラインより、東側の勝又道路に接続するための調査設計を進めております。来年度以降は、現況測量や道路予備設計とあわせ、地元説明会、関係機関との協議を実施してまいります。

次に、役場前、光中入り口南側から西側の改修についてであります。この路線は、町道町道Ⅰ-23号線になります。

現状では、桑郷地先の農免道路交差点から役場南側光中入り口までの区間は、車道幅員片側3メートルの2車線、両側歩道の幅員2.5から3.1メートルで整備されておりますが、その先の光中入り口南側から、西に向かい、県道横芝停車場白浜・吉田線の交差点までの約440メートル区間は、車道も1車線の部分もあり、歩道も未整備であります。

この区間は、都市計画道路にもなっておりますので、今後改修に当たっては、車道片側3メートルの2車線、歩道3.5メートルを両側に合計14メートルで整備していくこととなります。

なお、現況幅員としましては、狭いところで水路含みで約7メートルの用地がありますが、都市計画道路の幅員14メートルで整備となれば、新たに用地確保等が必要となります。

いずれにいたしましても、歩行者等の安全を確保するための施設整備や、都市計画道路の整備着手については、慎重に検討してまいりたいと考えております。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） それでは、山崎義貞議員からのご質問の大綱5点目、産直交流施設についての1、パブリックコメントに対する評価についてお答えをいたします。

産直交流施設基本構想案のパブリックコメントにつきましては、9月定例議会の一般質問でお答えいたしました。7月1日から31日までの間実施いたしました。内容につきましては、道の駅に登録できるようにしてほしい、ここでしかできない特徴のあるエリアにしてほしい、地域の生産者が旬の作物等を常に提供できる場であってほしいなどの要望がございまして、積極的なご提言をいただき貴重なご意見として感じております。

次に、2の住民要望をどのように反映させるかについてお答えをいたします。

パブリックコメントのご提言や地方創生のアンケート結果、このほかにも地域住民皆様からさまざまなご要望があると考えられます。それらにつきましては、今年度、平成27年度から28年度にかけて、産直交流施設基本計画を策定いたしますので、その委員会の中で十分慎重に検討し、反映できるものは反映していきたいと考えております。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは、大綱1点目から町長に質問させていただきます。

TPPのこの問題なんですが、町活性化させる、町が疲弊する、TPP大筋合意、まだ合意はされていないわけなんですが、これ日本が合意しなければ、アメリカが合意しなければ、TPPは条約として締結されないわけですね。

まだ、この先どうなるかわからない。アメリカの大統領選挙控えて、クリントンさんは反対、TPPに反対という立場になっています。こういう中で、まだまだわからないという中で、日本のこの食料自給率を高めていく、政府が言っているにもかかわらず、大きく下がることになるわけで、この町においても、米の問題もそうですし、畜産の問題もそうです。まして、町の町営の食肉センターがあるという中で、この問題は、町が非常に大きく意見表明をしなければならないものというふうに思っています。

先ほど、町長が豚肉に関して言いましたが、対応策として政府は出しています。これで、果たして、この予算がいつまで続くか、こういうことは保障できないわけですね。

それで、畜産の問題も茨城のJAの中央会は非常に試算してしまっていて、もしこれが通れば、豚肉は6割減少する。ほかの首長もTPPには反対ということで、37%の首長も反対しています。これ、共同通信社が全国の知事と市町村長にとったアンケートなんですけれども、このように非常に危惧される。危惧じゃなくて、もう壊滅的な、その地方は打撃を受けるわけなんで、町長にはもう少し積極的な態度というか行動も含めてしていただけたらというふうに思いますが、町長、その辺では農業立町である、その長として、もう少し積極的な答弁をお願いしたいんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） このTPP交渉が、日本の経済、日本のましてや農業についてどのような影響を及ぼすか、今山崎義貞議員がおっしゃられたように、全てそうなるのかどうか、ちょっと今注視をしているところでございます。

それというのが、今自給率のお話をされましたけれども、日本が世界の日本としての位置づけをされるときに、やはり食料自給率のある程度の確保というのは、国として当然のこととございまして、今後もっともっとこれは向上させなければならない。これは、私も十二分に認識をしていますし、承知をしているところでございます。

そしてまた、このTPP交渉がたとえすんなりいくとか、このままちゃんとした条約が結ばれるか云々というのは、まだ私にはわかりませんが、そうした中においても、やはりこの日本で、この横芝光町で米を、そして養豚を、畜産を、また野菜をつくっていかねばなら

らないものだというのは、強く感じているところでございます。

その中で、やはりこの国が今言っている恒久的な所得補償の問題をどうやっていくかについては、私どもも積極的にやっていきたいと思えます。

そしてまた、賛否については、今の段階では非常になかなか判断しづらい部分もご理解をいただいた中で、今後とも注視をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） わかりました。

この問題は、安保法制の問題と絡んで、非常に重要な問題になります。道の駅建設のことも絡めて、これは本当に大事な、町がなくなるかどうかというそれくらいのことだと思えますので、そういう認識にもう少し立っていただきたいというふうに思います。

そして、その2点目の安保法制の問題ですが、先ほど述べましたように、憲法違反のこの法律ということで、これ明らかに憲法9条に違反する法律になっていると思えます。このところは、町長はどのように認識しているのでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 憲法9条と、この安保法制の関連については、今日本の最高議決機関でございます国会での議論でございますので、一自治体の長としてなかなかこれを判断することは難しいし、答弁をすることは控えさせていただきたいと思っております。

そしてまた、最初の質問の答えになりますけれども、例えばその道の駅を、無駄じゃないか、反対している人がいるじゃないかというお話もございましたが、それこそ横芝光町の産業の本当に軸をなす農業産業に対して、農業に対して、やはりこういう産直交流施設をつくることについて、その辺の議員おっしゃられているその整合性の問題についても、今後考えてもらってはいかがかなというふうにも、私のほうからもお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは、次の大綱2点目のマイナンバー制度について伺います。

現在、先ほどの住民課長の説明では、97.1%に届いているということで、返却、届かないところもある。先ほど住民課長言われましたが、この拒否をしているところもある。

それで、この日本国民だけじゃなく、日本にいる、住んでいる人も含めて、全ての人にこの番号を割り振るといふ、この問題なんですけれども、非常に情報漏えいというよりも番号

が、これは全てわかるわけですね。要するに、行政においては、健康保険とか年金、介護、それから生活保護、児童手当、税金ということで使われると思いますが、先ほど庁内連携の話も出ましたが、そのこのところの一点として、きちんと番号が外にでないような体制、漏れない体制というのは、町のほうではどのような形で、先ほど住民課長、今度の議案にも出ていますが、庁内連携されるという中で、誰がこの……、担当が決まってやるのか。決めて、それを、その番号を扱うということはできないと思うんですね。そのこのところは、どのような形で、この番号を扱う人というのはなるのでしょうか。

総務課長、すみません。一言お願いしたいんですが。

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） 今、番号が漏れるというか、そういう心配があるということだと思いますが、町としましては、個人情報の保護条例等ございますので、そういうものも含めまして全体的に、そういうことにならないようにシステムづくりを進めているところでございますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 住民課長にちょっとお願いしたいんですけれども、それこそ、非常に心配になって、住民の問い合わせというものがあると思いますが、このこのところ、何が何でもこれは登録しなければならない。登録を拒否することもできるということになっていると思いますが、このこのところの町民に対しての周知というのは、きちんと丁寧にやっているのでしょうか。ちょっとお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） 番号の付番につきましては、もう法律で決められておりまして、拒否できないわけで、全ての国民に登録はされています。

ただ、通知カードだとかマイナンバーカードについては、まだ今のところは任意と言いますか、拒否する方もおりますので、その辺についてはご本人が拒否しているのに無理やりというわけにはいきませんので、先ほど申しましたけれども、住基登録をして3カ月間程度保管をして廃棄するというような形になろうかと思えます。

また、広報等につきましては、森川議員の質問にもありましたけれども、広報紙だとか、国のほうでも、マスコミ、テレビ等で行っているんですけれども、確かに周知が不足しているということも否めないと思います。

私どもも非常にそれで苦慮しているところがございますけれども、またそれらについては、

窓口にお出でになりました方については、パンフレット等についても、また活用しながら丁寧な説明をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） すみません、もう1点お願いしたいんですけれども、マイナンバーカードなんですけれども、来年からこの申し込みした人に対して配付というか、始まると思いますが、これ町ではどのような形で、この申し込み、要するにした人に対してやっていく、対応していくんでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） 番号通知カードが届きまして、それから1月1日からマイナンバーカード、同じカードという形で非常にわかりづらいところもあるんですけれども、マイナンバーカードについては、1月以降から発行するというので、マイナンバーカードが必要な方は、既にジェイリスのほうに申請しているかと思えます。

通知カードが行った中で、申請書だとかそういうものが入っておりまして、その中に写真だとかそういうものを添付して、ジェイリスのほうに申請していただいて、それができ上がった段階で町のほうに届くことになっております。町のほうに届いた時点で、皆様方のほうに通知、連絡をいたしまして、ご本人に大変ですけれどもとりに来ていただく。といいますのは、暗証番号を入れないといけないという形になっておりまして、今のところご本人に来ていただくというような形で考えております。

代理だとかそういう方もあろうかと思えますけれども、そのような方については、目隠しシールだとか、そういうものでやるというふうに、国のほうからの説明はありました。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは、大綱3点目の教育問題について伺います。

教育問題、学童クラブの問題なんですけれども、先ほど課長が……。

私は、運営方法の問題なんですけれども、同じようにプロポーザル契約で運営ということで、その方向だということですよ。要するに、プロポーザルで、今の同じように町が責任を持ってやるということなんですけれども、でも、直接ということではないですよ。直接、プロポーザル……、私は、今の運営方法がより直接的に指導員、そういうところにもつとれないのかということの質問なんですけれども……、すみません、申しわけありません。

今回の議案の中でも、3年生まで受け入れて4年生からということも、4年生そのところは、3年生までというのをなくしてあるんですけれども、そのところは、評価はできません。

もう1点は、その学童クラブの……、すみません、ちょっとそのところで、町長……、申しわけない、ちょっと待ってもらっていいですかね。ちょっと課長、申しわけない。ちょっと抜かしまして、その道路のほう質問させていただきます。

道路のほうなんですけれども、課長今言われましたように、古屋地先の道路は都市計画道路になっていて、計画ということも具体的に今言われたんですけれども、その役場前のところ、排水のふたもないという、このところに関しては、具体的に、年数というものを切って、何年というのをちょっと言われてなかったの、まるっきりその計画がないのか。どういふふうになっているのかという、ちょっとその辺のところをお聞きします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、山崎議員が道路関係のことで、私のほうからお答えをさせていただきますけれども、石川スタンドさんから鈴木建業さんのところまでの道路については、もう既に計画もありますし、事業として開始をしております。

用地の取得の問題ですとかいろいろございますので、何年までにすぐつくる、できるという部分までには、まだ至っておりませんが、早速今年度調査を行っておりまして、来年度からは本設計にまで結びつけて、できるだけ早く、あの道路を使用頻度も高いですし、交通量も多いですし、その危険な部分としては大変なものがあるというふうに、優先をさせていただきます。

その後、今もう一方の役場前の道路についても検討……、あそこも先ほど申し上げましたとおり、都市計画道路の位置づけがございますので、なかなかある意味言い方がちょっと悪いかもしれませんが、中途半端な工事に入れないというような状況もございますので、安全確保には緊急の問題があれば、それは対応していきたいと思いますが、基本的なスタンスとしては、その後にそちらのほうを進めていきたいというような考えでございますので、何年度というのは、なかなかちょっと言いづらいというのは、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） すみません。それで、今町長言われましたけれども、いそべ食堂のところまで行く間の排水のふたがないんですね。これは、大利根との管理になっている、町と

大利根との両方の管理なのかちょっとわかりませんが、非常に狭いところを小学生が朝通っているんですね。中学校のところまでは歩道があって広いんですけども、その先、ふたもなく非常に危険なんですね、ちょっと朝見ていると。

ですので、これは簡単なものであってもどうにかふただけでもやるとか、何かその辺の対策は講じないとまずいのかなと思いますが、ちょっとその辺のだけ1点、お願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 現在、ふたなしになっているわけですけども、整備となりますと、やはり強度的な問題とかいろいろございますので、やはりなかなか費用的にもいろいろとかかると思いますので、そこら辺のところは、ひとつ調査、研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） すみません。それで、では、安全確保するために、ふたと言わないんですけども、そのところの確保をするための工夫はしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） そこら辺も含めて、いろいろと検討させていただきたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それで、では、5点目の産直交流施設について質問します。

パブリックコメントをいただいておりますが、何件くらいいただいたでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） パブリックコメントはお二方からいただいております。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 2人という、随分少ないなという感想を受けます。

それで、先ほど私も言いましたけれども、産直交流施設、非常に難しい、未来のある話のようにも思いますが、難しい。

そして、立地、建てる場所においても、問題、これで果たしていいのかどうかということもあります。もう少し検討する余地があるかどうか。私は、本当に検討して、そして中止することも一つの道ではないかというふうにも思います。そのところは、いかがでしょうか。町長にお聞きいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほども申し上げましたとおり、産直交流施設、産業振興、また観光、いろいろな部分でこの横芝光町の振興に期するためにやるわけでございます。

そうした中で、先ほど壇上で山崎義貞議員がおっしゃられていましたけれども、光地域の人で反対をしている人がいる。その辺がどういう理由で云々だというのが、先ほどありましたけれども、その部分につきましては、合併して10年を経過しようとしている中で、やはり地域的なナショナリズム的な要素の中で、そういう話が出てきているのは、若干寂しさも感じます。

そうした中で、先ほど来申し上げましてのとおり、そこで、今度基本計画をこれからやるわけでございますけれども、せんだっての宮菌議員のときにも申し上げましたけれども、それが経営が成り立たないようなものが本当に出れば、これは選択肢の一つとして、それもありません。

しかしながら、これを何が何でも横芝光町の農業、そして商業、観光の発展に期するために、これ何が何でも成功させなければならないし、これをもって、T P Pが万が一、条約が締結されるようなことがあれば、まさしく農業振興のためにもこの施設が必要ではないかというふうに、私どもは考えていますし、その辺を柔軟的にも考えられますが、積極的な部分も含めて、私どもは考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 時間ですので、以上で、山崎義貞議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

(午前11時00分)

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時09分)

---

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（鈴木唯夫君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

[10番議員 川島富士子君登壇]

○10番（川島富士子君） 公明党の川島富士子でございます。

議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。

本年もあっという間の1年でありました。4月には統一地方選があり、同時に子ども・子育て支援新制度の問題、地域包括ケアシステムの問題、教育委員会制度スタート、地方創生スタート、社会保障税番号制度スタート、農業委員会法改正等々への取り組みなど、さまざまございましたが、現下の問題に加え、圏央道の問題、成田国際空港の問題、認知症施策や国民健康保険制度の問題、明年には町長選や合併10周年記念事業、予算編成や税制改正など重要課題が山積しております。

改めて、大切な町の皆様一人一人が生き生きと暮らせる社会を目指し、未来に責任ある政治を貫くべく働いてまいることをお誓いし、質問に入ります。当局の親切で明快な答弁をお願い申し上げます。

最初に安全で安心なまちづくりについて、3点お伺いたします。

1点目として防災公園、トイレ、かまどベンチ、井戸等への取り組みについて伺います。

私たちの命や生活を守るという点で、重要な一つに災害に強いまちづくりがあります。最近の災害は、その性質も規模も昔の災害とは違ってきています。

年に1度防災訓練が行われますが、実際に災害に遭遇したとき、どう動くべきか、何をすべきか、何をすべきかを冷静に判断することは容易ではありません。

だからこそ、ふだんからの備えが大変に重要となります。

本町では、横芝光町地域防災計画において、町内にある学校や町民会館、文化会館を中心に一時避難場所、広域避難所を指定しておりますが、公園は含まれておりません。

しかし、大規模地震等の震災時や台風や集中豪雨などの風水害が発生した場合、道路の寸断により、指定された学校や、町民会館、文化会館へ行けない。あるいは、避難場所自体が被害に遭ったため使えないことも考えられます。

そこで、ふれあい坂田池公園と、光スポーツ公園を一時的な避難場所として使用することも考えなければならないと思います。

防災拠点としての公園について、整備を推進するべきと考えますが、当局のご見解をお伺いいたします。

2点目として、安否確認ボードの配布について伺います。

東京都練馬区は災害が発生したときに家庭の無事を周囲に知らせる安否確認ボードを区内の全世帯に配付しました。

A5サイズの同ボードの表には4カ国語で無事ですと表記されており、災害時にはこれが見えるように玄関のドアノブなどにかけることで、救助隊員や地域住民が安否確認の必要性がない家庭を法律的に判別し、迅速な人命救助につなげることができます。

また、裏面には、水、食料の備蓄や家族との連絡方法の確認など、日ごろの備えに関する心得も記載しています。実際に同ボードを受け取った区民からは、ボードがあれば、災害時の地域の状況が一目でわかるとの声も寄せられているそうです。

災害時には、隣近所で助け合うことが重要です。共助のきっかけにもなります。いざというときに、スピード感のある対応を可能にするため、このボードは有効と考えます。

災害時の被害を最小限に抑えるための対策として導入してはいかがでしょうか。ご所見をお聞かせください。

3点目として、防災行政無線の自動音声応答装置の導入について伺います。

防災情報など重要な情報を多くの町民の方にできるだけ早く正確に伝達するための情報伝達手段の一つとして、防災行政無線がありますが、放送を聞けなかった方や聞き取れなかった方のために防災行政無線で放送した内容を、後から電話で聞くことのできるテレホンサービスを導入してはいかがでしょうか。町の情報をより多くの町民に伝える手段として、フリーダイヤルで聞くことができる自動音声応答装置についてお聞きいたします。

次に、優しさあふれるまちづくりについて、2点お伺いいたします。

1点目として、子育て応援アプリの推進について伺います。

全ての子供は無上の尊厳性と可能性を持ったかけがいのない社会の宝です。この子供たちを大切にせずして、我が国の未来はありません。

そして、子供たちが安定した環境で健やかに育っていくためには、お母さんお父さんを社会全体でしっかり支えていく必要があります。

さて、平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴い、保育を初めとするさまざまな子育て支援に関する情報提供や、相談、助言等を行う利用者支援事業の実施が自治体に求められたことがきっかけとなり、各自治体が独自の支援事業を検討、展開するようになりました。

昨今子育て家庭の家族形態や就労形態が多様化する中、保育だけではなく、さまざまな形の子育て支援が求められており、自治体における支援事業も利用者のニーズに幅広く対応する必要性が増してきています。

そこで、子育て世代に広く普及しているスマートフォンを活用した支援事業を行い、注目

を集めている自治体がございます。

核家族化やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに対する不安や負担は、決して軽くありません。

そこで、子育て世代の多くが利用しているスマートフォンで、時間や場所にとらわれず、気軽に子育て支援に関する情報を取得できるようにすることで、子育て世帯の不安感や負担の軽減などを図ることができるアプリが有効であると考え、導入されております。

本町においても子育て支援事業の一環として、事例を参考に町の特徴に合わせて、柔軟に情報提供ができるツールの一つとして、アプリの開発をご検討、推進願いたいと思いますが、いかがでしょうか。当局のご見解をお聞かせください。

2点目として、胃がん検診の中にABC検診も取り入れてはいかがか伺います。

現在、政府は一億総活躍社会を掲げて新しい3本の矢を放とうとしています。一億総活躍社会とは、一人一人が輝き活躍できる社会、全ての人がそれぞれの立場で自己実現できる社会を目指すという意味です。

それはまさしく現場の小さな声に焦点を当て、一人を大切にしていく社会の実現です。こうした社会を政権与党として目指す上で、公明党は4つの柱を掲げました。その柱の一つに、健康長寿社会の実現がございます。

健康寿命を延ばし、いつまでも元気に活躍をしていただくものであります。それにはまずがん対策です。1981年以降、日本人の死因で最も多いのがんです。今や国民の2人に1人が何らかのがんになり、3人に1人ががんで亡くなる時代です。そこで、がん予防やがんの早期発見が何よりも重要であります。

中でも胃がんは、日本人のがんの中でも最も患者数が多く、死因の1位で、年間約5万人の方が亡くなっております。

しかし、早期に発見すれば、ほぼ100%治すことが可能であると言われております。

最近の研究では、胃がんの原因の95%以上がピロリ菌の感染によるものであることが明らかになってきました。そんな中、本町では毎年バリウム検診を行っていただいているところではありますが、胃がんバリウム検診は、身体的負担等があるため、受診率の低さが課題であると考えます。

胃がん対策を一層推進していくため、採血のみの検査で判定する胃がんリスク検診を導入してはいかがでしょうか。当局のお見解をお尋ねいたします。

最後に、墓埋行政について、2点町長にお伺いいたします。

1 点目として、本町の墓地埋葬における現状と課題について伺います。

誰もが終焉の地で墓地の問題に向かい合うときがあるであろうと考えます。墓地には、公営、民営、寺院などがあり、本町では、町民それぞれの事情で墓地を確保しておられるとお察しいたします。

既に、寺院や区に先祖代々の墓地があり、確保の心配がない世帯が多数である一方、新規に寺院や民間で自分が取得した墓地もあるでしょう。その中においても、大変な少子高齢化や核家族化などが進み、墓を守り継ぐ後継者不足や、墓を管理する縁故者がいない、無縁墓による荒れ墓地問題等で課題が目立ちつつある昨今ではないでしょうか。

そこで、現状の詳細と課題について、町の認識をお聞かせください。

2 点目として、今後の対応策について伺います。

現在、社会の抱えている問題が少産多死社会でお墓が必要になると言われております。また近年、自分が達者なうちに墓を準備しておきたい、墓地だけを用意し、寺や宗教は特定せず次世代の人に任せたいという複数の考えを持った方もいらっしゃいます。地方創生定住促進の中で、墓地は今後ますます需要がふえると思います。

横芝光町に定住してくださる方々のためにも、宗教不問の公営墓地を整備してはいかがでしょうか。町長のご見解をお伺いし、私の最初の質問といたします。

〔10 番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

環境防災課長。

〔環境防災課長 堀越健一君登壇〕

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、川島富士子議員ご質問の大綱 1 点目、安全で安心なまちづくりについてと、大綱 3 点目、墓埋行政についてお答えいたします。

初めに、安全で安心なまちづくりについての 1 点目、防災公園への取り組みについて、お答えをいたします。

町では、広域避難所として、各小中学校や公共施設を指定しております。

災害の種類により対応は異なりますが、トイレにつきましては、施設のトイレを利用するとともに、災害備蓄品として屋外用仮設トイレ 59 基、屋内用仮設トイレ 42 基を備蓄しております。

また、炊き出しや炊飯、煮炊きに対応するため、ガス炊飯器 41 基とガスコンロ 32 基を備蓄しているほか、燃料となるプロパンガスの供給を受けるべく LP ガス協会と、供給協定を締

結しております。

災害時の飲料水や生活水の確保につきましては、500ミリリットル入りのペットボトル約2万8,000本。それと、水道企業団からの給水を受けるべく1,000リットルの給水タンク車1台と、2,800リットル搭載可能な消防水槽車1台を町で用意するとともに、水道企業団の給水車を活用した飲料水及び生活水の確保を予定しております。

さらに、防災井戸を町内の公共施設6カ所に設置しており、当面新たな施設の整備は計画しておりませんが、今後新たな施設の整備を行う場合や、設備の更新を行う場合は、防災対策に配慮した施設整備を検討してまいります。

2点目の安否確認ボードの配付についてお答えいたします。

災害時安否確認ボードは、災害時に地域で助けを必要としている方を速やかに見つけ、支援するための仕組みであり、支援の必要のない家庭が無事ですの安否確認ボードを掲示することで、支援を必要としている家庭を迅速に特定するものであります。

この趣旨を理解し、適正に使用いただければ、共助及び公助による要救助者の発見救助に役立つものと考えております。

つきましては、想定する災害の種類や地域特性などを考慮し、住民への意識づけの方法など、先進事例について調査研究させていただきたいと思っております。

3点目の防災行政無線の自動音声応答装置の導入について、お答えいたします。

当町の防災行政無線は、屋外放送子局による屋外放送方式及び戸別受信機により各家庭で聞くことが可能な戸別放送方式を採用しております。

戸別受信機には、録音再生機能を搭載しており、40分間80件の放送を録音再生することが可能となっております。この機能を活用いただければ、放送内容の確認をすることが可能でございますので、皆様にご活用いただければと思っております。

しかしながら、説明書等には記載してあるものの、運用開始後改めて周知をしておりませんので、ご活用いただけるよう周知に努めてまいりたいと存じます。

次に、大綱3点目の墓埋行政についてお答えいたします。

1点目の本町の墓地埋葬における現状と課題ですが、当町では地区の共同墓地並びに寺院の墓地等で約280カ所墓地があると伺っております。そのほとんどが法律ができる以前からあった、いわゆるみなし墓地であり、詳細な数は把握できておりません。

当町には町営の墓地はございませんので、新しく墓地を求める場合は地区で管理している共同墓地、寺院が管理している墓地、または他市町村における民間で経営している墓地をご

自身で探していただくこととなりますが、現状として墓地の絶対数は不足していないものと考えております。

2点目の今後の対応策についてでございますが、町の計画の中でも現在のところ墓地の整備予定はございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

議員からご指摘がありました少子高齢化が進む中での墓地を管理する後継者不足などの問題につきましては、町として今後どのようにかかわっていくべきなのか、研究してまいりたいと存じます。

以上でございます。

〔環境防災課長 堀越健一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

〔福祉課長 椎名富士男君登壇〕

○福祉課長（椎名富士男君） 川島富士子議員の優しさあふれるまちづくりについてのご質問のうち、子育て応援アプリの推進について、お答えいたします。

スマートフォンを利用した子育て情報の発信は、子育て応援アプリの名称で、東京都の世田谷区や墨田区、京都市等で実施しており、新潟市でも今月から開始予定であるなど、実施自治体がふえています。

また、愛知県では父親を対象としたお父さんのための子育て応援アプリを配信しており、千葉県でも今年度から県内全市町村を対象とした子育て支援のスマートフォンアプリ、ちば My Style Diaryの配信を始めています。

子育て応援アプリで発信する情報は、健康診断や予防接種のお知らせ、保育園や幼稚園の空き情報、児童館や保育園などのイベント情報など、妊娠期から小学校入学前までの子育て家庭に必要な総合情報となっておりますが、例えば、待機児童の多い世田谷区では、保育施設に関する情報の利用が多いように、情報によって利用の偏りはあるようです。

子育て応援アプリは、個人のスマートフォンで好きなときに好きな場所で気軽に行政の子育て支援情報を得ることができるようになりますが、世田谷区の場合、アプリにかかる開発費が1,150万円、ランニングコストが年間400万円とのことですので、当町においても相応の経費がかかることが予想されます。

また、対象となる施設が少ないため、発信できる情報量も少なくなるものと考えられます。当町において、子育て支援情報単独でのアプリ導入は、費用対効果からも困難であると思われませんが、地方創生事業として取り組んでいる横芝光町情報発信アプリサービス、いわゆる

ご当地アプリや県のちばMy Style Diaryを共用して、子育て支援情報の発信を検討したいと考えますので、ご理解をお願いをいたします。

〔福祉課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 健康管理課長。

〔健康管理課長 越川誠一君登壇〕

○健康管理課長（越川誠一君） 私からは、胃がん検診の中にABC検診も取り入れていかかについてお答えいたします。

胃がん検診のABC検診は、ピロリ菌感染の有無を調べる検査と、胃炎の有無を調べる検査を組み合わせ、胃がんになりやすいか否かのリスクを分類するもので、がんを見つける検査ではありません。

議員ご承知のとおり、ABC検診は一部の自治体で行っている胃がんハイリスク検診であり、従来のバリウムを飲むX線検診とは異なり、血液検査によって胃の粘膜の状態を調べ、胃がんにかかるリスクを確認する検査です。

この検査は、血液中の胃酸のもとの値を検査するペプシノゲン検査と、ピロリ菌感染の有無を調べるヘリコバクター・ピロリ抗体検査の2つを行いまして、リスクを4つに分けて、総合判定します。

要精密検査となった方に内視鏡検査などを受けていただくものであります。

厚生労働省の平成27年度調査によると、胃がん検診は99.8%の市町村で実施されており、国の指針以外の検査項目を見ると、ABC検診は約6%、胃内視鏡検査は20.4%の市町村で実施されております。

平成27年度厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会、中間報告書によりますと、独立行政法人国立がん研究センターが、ことし4月に公表したがん検診ガイドラインでは、胃内視鏡検査の死亡率減少効果は確認されておりますが、ペプシノゲン検査及びヘリコバクター・ピロリ抗体検査、ご質問のABC検診では、死亡率減少効果の証拠が不十分なため、引き続き検証を行っていく必要があると結論づけております。

この検査結果を踏まえ、当該検診を導入するか否かについては、十分検討を重ねる必要があるものと思いますし、今後の動向も注意深く見守っていかねばならないと考えます。

参考までに当町における胃がん検診体制の現状を申し上げますと、個別検診受診者には血液検査によるピロリ菌抗体検査を有料で受けられるようにしたところ、10月末までに18人中16人が検査を受けられ、うち3名の方が陽性結果で除菌を受けております。

また、集団検診で精密検査となった受診者からもピロリ菌陽性結果で除菌を受けられた方の報告がされております。

これらの現状を踏まえ、胃がん予防対策は、発症のリスクとなるピロリ菌検査は重要であると認識いたしますことから、次年度は初めて胃がん検診対象年齢となる40歳の方に、ピロリ菌便抗原検査の実施を検討しているところであります。早期からのピロリ菌検査による発症リスクの予防に努めてまいりたいと考えております。

なお、今後国の指針の動向を見据えながらということになりますが、内視鏡検査の導入等、検診体制のさらなる充実を図ってまいりたいと考えますので、ご理解をお願いしたいと思います。

〔健康管理課長 越川誠一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） るるご答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、防災公園の取り組みでございますけれども、これは以前から町民の方から私のもとに要望を寄せられていることでありまして、特にその中でもトイレが心配、東日本大震災以降、災害に遭ったときのトイレがすごく心配なんだけれどもという、そういったような声が届いております。

この公園を活用して、地域防災のさらなる向上を目指すべきではないかと思いましたがけれども、道路が寸断など、本当に特別なことがない限りは、公園の災害拠点というのは、都市部ではどんどん進んでおりますけれども、こういった田舎では前に進まないのかなという印象を受けましたけれども、トイレの確保に関しては、各広域避難場所、一時避難場所、高齢者、障害者の対応のトイレ等、十分だというふうにお考えでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 各避難場所における災害用トイレについては、決して十分ということは、災害規模等にもよりますが、あつてはならないもの、そういう考えじゃないと我々も思っています。ですから、常日ごろからいろいろな方法を駆使して、そういった災害防災をできるトイレの確保に努めてまいりたいと思っています。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） トイレだけでなく、本当にいろいろな角度からいろいろな準備と

いうのはしておかなくてはいけないと思いますし、女性にとって、また子供さんにとって、赤ちゃんにとって今までも備蓄品に関しても、ご意見等言わせてまいりましたけれども、どうかそういった今トイレの心配をされている方が、結構高齢者の方がいらっしゃいますので、そののところも重きを置いていただければというふうに思います。

次に、安否確認ボードの配付についてでありますけれども、練馬区の例を申し上げますと、本当に災害対策の強化として取り組んで、何よりも共助の手助けになり、近所の方々の助け合いが基本との意識を広めているということでありまして、1枚当たりの単価を伺ってみました。

練馬区の議員さんに聞いてみましたところ、1枚当たりの単価は約16円ということでありました。

ただ、世帯があたりは42万くらいの世帯、42万5,000世帯ということでありまして、枚数が多ければ多いほど安くなるということもありますので、それにしても単価16円ということを伺いまして、またあと説明書、日本語版の説明書が約1円ということでありました。こういったことも、こういった事例も全国に先駆けてやられているのではないかというふうに思いますので、どうかご研究をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） 先ほど壇上からも答弁させていただきましたように、何分そういうものを配って終わりということではなくて、それを適正に使用していただいて、初めて効果のあるものでございますので、その住民への周知、活用方法についても改めて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） よろしく申し上げます。

町民の意識啓発のきっかけになろうかと思っておりますので、非常に安価でこれだけ効果があるものであればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

防災行政無線の自動音声応答装置の導入で、私も録音再生機能があることを前にも聞いたことがあったのかなと言いながら、反省しながら伺っておりました。非常にありがとうございます。

ただ、私も使っておりませんし、知らない家庭がたくさんあるかと思っております。

また、高いところに上げているご家庭ではわざわざ手を伸ばすということも非常に大変だ

というふうに思いますから、これも設置の場所も考えなくてはいけないということもあろうかと思えます。

よりよく町民の皆さんが使い勝手がよくて、本当に町の情報をできるだけ吸収できるようなそういったサービスをやはりこれからも検討していただきたいと思いますし、フリーダイヤルの電話番号を広く周知徹底するような電話を使うことだったら、また、シール等を電話機に張って非常にやりやすいのではないかなというふうに思いましたけれども、せっかくある録音再生機能でありますので、何とかそういった周知をしっかりと課長も周知に努めると言っていただきましたけれども、それはお約束していただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

優しさあふれるまちづくりについて、子育て応援アプリの推進でありますけれども、パソコンが非常に課長からの答弁で予算が高いということで、これは私も目をつぶってしまうくらい、耳を塞ぎたいぐらいな気持ちであります。

ただ、パソコンがなくてもスマートフォンで見れるということで、非常にお子さんを持つ若い、妊娠期から小学校就学前の子育て家庭の支援には有効でなかろうかと思えます。

ただ、ここで来年のまだ予定でありますけれども、本会議に議案として上程されております来年4月1日から福祉課、健康管理課が健康子ども課になるということで、この子供の施策が福祉課から健康子ども課に移行されるのではないかというふうに思いますが、この問題に関しても、健康子ども課に移行ということでよろしいですか。

○議長（鈴木唯夫君） 健康管理課長。

○健康管理課長（越川誠一君） 私のほうから答弁させていただきますが、子供の関係につきましては、今の現在の健康管理課のほうに引き継がれるということになります。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） ぜひ福祉課長から健康管理課長、予定であります健康子ども課長に、しっかりといい施策になるようにご助言していただきたいと思いますというふうに思います。

続きまして、胃がん検診の中にABC検診を取り入れてはいかがかということでもありますけれども、バリウム検診の直近の受診率、ここ二、三年の受診率を教えてください。

○議長（鈴木唯夫君） 健康管理課長。

○健康管理課長（越川誠一君） すみません。ちょっと手元がないものですから、改めてご報告させていただきますと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） この問題に関しては、初めてじゃなくて以前にも質問に取り上げた問題でありますけれども、この検診率が非常に伺いたかったわけです。準備されていると思っておりました。昨年まではこの胃がん検診は500円でありまして、本年度から1,000円に値上がりしております。この値上がりによる受診率の影響というのはわかりますでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 健康管理課長。

○健康管理課長（越川誠一君） 我々現場の職員も値上がりによる受診率の低下が若干心配したんですが、おかげさまで今年度に関しましては、大きな低下はございませんでした。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） それでは、本年度の受診率だけでもおわかりになれば、教えていただけますか。

○議長（鈴木唯夫君） 健康管理課長。

○健康管理課長（越川誠一君） 申しわけございません。

後で改めてご報告させていただきます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 先ほども課長のほうから本年7月30日であろうかと思えますけれども、国でがん検診のあり方に関する検討会が開催されたということで、その報告を受けて厚労省は、今までの胃X線検査に加えて胃内視鏡検査を推奨する旨の発表がありました。

確かに、ABCリスク検診は、それががんの早期治療につながるというわけではないというふうに思いますが、本当にバリウムで結構、70歳の女性がバリウム液が出てこなくて人工肛門をつける状況になって、後ほどの再手術でもとに復元したという、そういった事例も全国ではありますが、この町にもバリウムが苦手でなかなか受けられない、勇気がないという人もいるのではなかろうかと思えますけれども、そういった情報というのは、課長のほうには届いておりますでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 健康管理課長。

○健康管理課長（越川誠一君） 実は、私ごとになりますが、私も人間ドックで胃カメラが非常に苦手でありまして、毎回バリウム検査を受けるんですが、今現在で、バリウムによる検査が大変厳しいというような方の情報については、届いておりません。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 私のところには何人か届いております。

そういったこともありまして、取り上げさせていただいたわけでありますけれども、例えば、うちの町には町立の東陽病院がございますけれども、先ほど有料で個別検診を実施をされたというご報告いただいて、ちょっと光が見えたというか、ありがたいことだなというふうに思いましたけれども、この東陽病院との除菌治療を兼ねた連携というのは、お考えになったことあるでしょうか。

例えば、ABCリスク検診をして、それで何らかの数値が出た方Aを除いたBCDだったでしょうか。すみません。

その後、リスク検診からA判定以外の方だと思えますけれども、BCの方に内視鏡検査を東陽病院で勧めて、また東陽病院で除菌治療するというのは、そういった連携というのはお考えになったことないでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 健康管理課長。

○健康管理課長（越川誠一君） 当然現場の職員としてはその辺も考えておりますし、あわせて今回も有料ではありますけれども、先ほど壇上で申し上げましたように、有料ではありますけれども、ピロリ菌検査をやっていただくように実施をし、東陽病院のほうとも連携を図っているところであります。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、有料なんですけれども、40歳の方ということでお考えで、今なんですけれども、準備をされているというふうに思えますけれども、特定検診のオプションに入れることはできないのでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 健康管理課長。

○健康管理課長（越川誠一君） 今現在では考えておりませんが、今後の検討材料だというふうに認識しております。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） ぜひ町内にもバリウム検診が苦手で受けられないという、本日でいえば受診率を伺いたかったところでもありますけれども、ぜひ40歳に限らず、この受診率向上のために、特定検診のオプションに有料で希望者にはやっていただいて、まだバリウムでしっかりX線の検査を受けられればいいんですけれども、それがどうしても苦手で受診ができないという方たちのために、そういう門を開いて、少しでも胃の状態を調べる、一歩前に

出るというような、有料でもそういったオプションも入れていただきたいと思います。

過去を振り返りましたら、前立腺がん検診もこの町にはありませんでした。特に、町の柱であるお父さんたちの健康のためにということで、前立腺がん検診が有料で入りまして、本当にその調査がきっかけで、前立腺がんが早期に見つかって、早期に治療できて、今元気でお住まいになっているというご聡明の方も町内にはおりますので、ぜひ胃がん検診受診率向上のために、そういったところまで深く広くご検討いただきたいと思いますけれども、再度課長の決意を伺いたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 健康管理課長。

○健康管理課長（越川誠一君） 過去の議員の一般質問の答弁の際にも申し上げましたが、健康管理課は住民の健康意識の向上、動機づけも含めて、それらが我々の使命だというふうに認識しておりますので、今後もいろいろな関係機関とも連携を図りながら、取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

胃がん検診に絡んで、ちょっと議長のほうでお許しいただければですけども、この学校でのがん教育、外部講師を活用したがん教育の取り組みというのは、お考えがないかどうか、お答えいただけるものでありましたら、教育課のほうからご意見を伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 何回か前の議会の中でも一部答弁したかと思いますが、今現在国のほうでもがん教育については、非常に関心を持って進めております。

次の学習指導要領は2020年から開始されるわけですけども、その中でも大幅にがん教育についての要綱が入ってきておりますので、現在は準備段階ということになりますけれども、それを目指して学校も取り組んでいきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） どうぞよろしくお願いいたします。

あと、町長にお聞きしたいと思いますけれども、胃カメラ検査というのは、病院、事務長おりますけれども、価格も高く、年金世代が気軽に受けられないというふうに伺ったことがありますけれども、この辺の助成制度といいますでしょうか、お考えになったことはございますでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど来、担当課長のほうから胃がんのみならず、がん検診について、私、率直にこの中で今健康管理課、非常に積極的にいろいろな場面場面に資料を持って、がん検診の受診率向上のために、本当に努力をしていただいています。

私も庁議の席上で健康管理課長のほうからぜひ職員も積極的に受けてくださいということもありまして、肺がんともう一つ何かやりました。一応結果としては大丈夫だということでございまして、安心をしているところでございます。

そんな中で胃カメラの問題でございますけれども、その以前の問題の中でもっともっと検診率若干ずつ上がってきているのも事実でございます。そんな中で、ベーシックな部分をしっかりと担保しながら、将来に向けてそれについての検討をさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 国の動向、それこそ健康管理課長からもご報告いただきましたし、私も国の厚労省の報告内容を拝見しまして、承知しているところでありますけれども、血液検査による胃がんリスク判定と、内視鏡検査をセットにして実施するメリットは何かということでご調べました。

その時に採血検査から入るため、身体的負担が軽減される。特に高齢者、若い方でもバリウムが苦手な方もおります。

また、内視鏡の無駄打ちがなくなる。バリウム検査をいずれ廃止できる。というふうに掲げていますし、うちの町でこれが全国に先駆けてできるのではないかという、そういった期待、希望を持って発言させていただいておりますけれども、最終的には、医療費削減効果は多大だという、そういう結論が出ておりました。

ぜひ、まして今会議で議案が可決されれば、来年4月から健康管理課が健康子ども課になるであると思っておりますけれども、本当に今以上にハードな仕事量になると思っております。

ただ、本当に町長に同感いたしまして、私も以前茂原市から横芝光町の5歳児健診すばらしいですねというお電話をいただきました。茂原市のある議員さんから5歳児健診の、本当に早く取り組む、先進的に取り組んでいる横芝光町のその内容を教えてほしいということがありまして、本当に健康管理課の土屋班長に説明していただいたことがありました。

また、先日今議会では、いすみ市の議員からこころの体温計を取り入れている横芝光町の

話を伺いたいという問い合わせもありました。

本当にいろいろな意味で、いろいろな角度からこの健康管理課が町民の健康を本当に全力で守りたいという、そういった意気込みがひしひしと伝わってくるのも、私も感じている一人でありますけれども、まだまだ考えていただくところも多数あるかと思えます。予算の問題もあるかと思えますけれども、ぜひどこにも負けない横芝光町の健康は、全国どこの自治体にも負けないというような、そういった取り組みをより一層目指していただきたいと期待をしたいと思います。いかがでしょうか。町長でも課長でも。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 大変私どもにとってお褒めのお言葉もいただきながら、今言っていたきました。

こころの体温計などについては、川島議員本当に一生懸命提言をしていただいていた部分でございますし、これからも町民の健康を促進させる。これはやっぱり行政としても大きな使命の一つであるということは、言うまでもございませぬし、そうした部分で先頭を走っているつもりであります。

これからも、他自治体に負けない努力をしながら、しっかりとこれについても頑張ってもらいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

そのように、国はもとより本当に身近な近い自治体の議員さんたちが本当にうちの町に注目してくださっておりますので、また、先駆を行って、頑張っていたきたいというふうに思います。

最後に、墓埋行政についてでありますけれども、本当に難しい問題だというふうに思います。

昔からの寺院の墓地、また、課長からみなし墓地が280カ所という、そういったご報告もいただきました。

しかしながら、寺院も宗教的な絡みもありまして、檀家に入らなければお墓を持たないとか、そちらのほうに行けないという、そういったいろいろな問題もあるかと思えます。

今後の墓地の需要ニーズの調査というのもいつかお考えいただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） ただいまの議員のほうから宗教法人の墓地だと宗派にとらわれて入れないというお話がございましたが、先ほど概数で280カ所把握しているということでお話しさせていただきましたが、そのうちやっぱり共同墓地が大半で、宗教法人が持っているもののほうが極めて少ないという状況もございますので、その辺もご理解いただければと思います。

また、民間でやっているものに官がこの時点で墓地を考えるかという問題につきましては、昨今の墓地事業の中で、もう本当に墓地を自分で持たない。要は、自然葬なり樹木葬という考え方もふえてきていますし、先ほど議員からお話がありましたように、要は後をオシモリしていただける相続人がいらっしゃらないという方も多数いらっしゃいます。

そういうことを考えますと、本当に今後今と同じような墓地事情があるのかということもやはり見きわめなければいけないのかなと。そういった中で、町が今取り組むべき問題とはちょっと私個人的ではございますが、考えられないというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その問題につきましては、私も私が平成18年に町長になったときに、町営墓地って必要なのかなというふうな思いもございました。

今、環境防災課長のほうから答弁ありまして、この急激な少子化が進んだ中で、本当にその墓を守っていく人がいなくなってしまう現状もありまして、あれから9年、約10年が過ぎた中で、共同墓地でもこれ以上、もう私の代で墓を終わりにしたいという、私の知人もおります。

そうした中で、今後慎重にこの墓地需要を勘案しながら、これは進めていくべきもののかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 個人的な意見ということでありまして、課長のお考えもよくわかりました。

また、今回特に町長に答弁をいただきたいということで、通告を出させていただいた経緯がございます。

やはりそれだけ今現在、町で問いただされている問題でもありませんし、今、地方創生に

向かって大きくスタートしているわけでありますので、どこかに忘れられている。または、忘れていないけれども、さわれない問題なのかなというふうにも思いますし、ただ、町長は町のトップとしていろいろな角度から、全てのことをやはり飲み込んでいかななくてはならないと思いますし、こういった問題も表に出ないだけであって、非常に悩んでいる、考えている、どうしよう、そういったところも考えてどこかに引っ越そうか、また引っ越したい、横芝光町に行きたいけれども、先祖代々のお墓があって、いろいろな問題が絡んで、墓地問題は、それは後で何とかなる、それは何とかすることだって思う人もいるかもしれませんが、そう考えればそうになってしまうことかもしれませんけれども、でも、またやはりどこかで町長の頭の隅っこに置いていただいて、そういったことを連日考えていらっしゃる方もいるということだけはお忘れなく、考えていてほしいと思います。

今、課長からご答弁いただきましたけれども、私も今後の対応策について、2通りあるんじゃないかなというふうに考えました。

一つは、既存の共同墓地。町が把握することではないと言われてしまえばそれまでですけども、町民の皆さんかかわることでもありますので、全く関係ないということもないと思います。

一つは、管理運用に行政が積極的に関与して整備や拡張、共同墓地の整備や拡張に関与して、実質的な公営墓地と機能させる方法と、もう一つは既存の寺院と、先ほど課長からご説明いただきました全く宗教関係なくという、そういった部分で宗教法人が拡張する際に、一定の割合で、宗旨宗派を問わず、当該法人に帰属せずとも墓地使用者となり得るものを設けることを許可条件とするという、そういった2通りがあるのではないかなと思いますけれども、ぜひまたそういった悩み、心配、お考えの方が一人でも二人でも町の中にいらっしゃるとうたしましたときには、ぜひ丁寧に優しさを持って対応していただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 一人の人間として一生全うして、一番最後に自分の入るお墓のことをございますので、お一人お一人がこれについては極めて思いの深い思いものがあるんだと思っておりますし、私もそう思っております。

ただ、昨今のいろいろなこの新しい時代の中で、個性がいろいろ出てまいりまして、例えば、テレビとかで言っていますと、夫婦別々のお墓に入りたいとかって言っている人がいたり、本当にいろいろな、例えば、さっき言いましたけれども、樹木葬ですとか、それも石を

置かない、木の下に埋めてくださいと、それでもこの私の人生全部終わりですというような人もおられますし、海に散骨をするというような方も、いろいろな方が今新しい時代の中で出てきますし、都内ではビルの中にカードを入れて拝むというようなシステムも実際に行われている現状があるという中で、本当にその今まで我々が思っていた家族、先祖から受け継いできた、墓の中にすんなり入っていくというのも、思っていない方もおられる現状が出てきている部分もございます。

それは思い思いの中で、いろいろと皆さん思いがあるかと思えますし、今川島富士子議員おっしゃられましたとおり、その思いを持っている人に対しては懇切丁寧にこれからも対応しながら、相対的に今後どうしていくべきかについても、私も頭の隅には常に思っていますし、どうすべきかという部分も、先ほど来申し上げているとおり、これだけの人口が減っていってしまう状況の中で、やはり今いる人たちの育て、まず子供を産んでいただく、そしてその子供たちを一生懸命育てる環境をつくっていく、そして、また今、生きて生活している人たちの健康を管理しながら、そしてまた、この最後にはそういう部分という終末の部分も、これから一連の流れとして考えていくべきなんだろうなというふうに思いを持っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 最後に、厚労省の方針は一貫して墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則としております。

その理由は、住民に対する基礎的なサービスとして需要に応じ、計画的に供給することが望ましいことと、また安定的な運営を行うことができ、住民がより安心して利用できることということとあります。このことをぜひ町長忘れないでいただきたいということと、もう一つ提案でございますが、非常に難しいのかなと思いますけれども、成田空港第3滑走路の問題が浮上してまいりましたけれども、山武市とか成田空港株式会社の協力を得て、山武市とか、近隣自治体と一部事務組合方式の共同運営というの、将来考えて少子高齢化の中でお年寄りが多くなるこの時代の中で、1自治体ではなくて、広域で空港を巻き込んで、そういうようなことも地方自治法に照らし合わせて考えられるのではないかと思いますので、共同運営ということも一つお考えになっていただけませんか。

最後に、それをお聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 極めて深い事案でございますので、一部事務組合でそういういろいろ

な選択肢を模索しながら、またその需要をどういうふうに把握するという部分も含めて、今後慎重に検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 以上で、川島富士子議員の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終了します。

ここで、休憩します。再開は午後1時15分とします。

(午後 0時09分)

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時13分)

---

#### ◎発議第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） これより議案審議を行います。

日程第2、発議第1号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） この内容なんですけれども、この4のところの文面なんですけれども、マイナンバー制度のスムーズな導入に向けて、地方自治体職員や地域の事業者に対する研修用ガイドブックの作成、研修会の開催など、十分な支援を実施することとあるんですけれども、このところで、私はマイナンバー制度のスムーズな導入に向けてという、この文言なんですけれども、これを取っていただけたらというふうに思いまして提案したんですけれども。

[「執行部じゃないから、提案者だから」「賛成か反対か」]

[「賛成なんで」「原案賛成」と言う人あり]

○議長（鈴木唯夫君） 議事進行を進めます。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより発議第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第3、議案第1号 横芝光町行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 時代の流れ及びそれぞれの課の事務量等を踏まえ、改正することについては賛成するものでありますが、住民への周知について、万全を期していただきたいと思っています。

また、参考までにお伺いしたいと思いますが、健康こども課の事務所はどこになりますか。

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） 現在の予定では、健康管理課がございますプラムのほうを予定しております。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） そうしますと、事務所がプラムになった場合、転入してくる世帯等で保育園の入所や放課後児童クラブへの入所希望がある場合には、住民課窓口でしっかりした対応が必要になると思いますので、その辺の徹底もあわせてお願いをしたいと思っています。

また、今後このような見直しを行う場合は、住民の利便性までを考慮し、町民会館に健康こども課の事務所を移転し、社会教育の場をプラムに移すなどの検討も必要になってくるということを申し述べさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 答弁はいいですか。

〔「答弁は結構です」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 参考までに職員体制を、具体的に人数がふえるとか、そういうところまでお決めになっているかどうか伺いたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） この条例、今提案させていただいておりますので、これが通りましたら、早速検討に入りたいというふうに考えております。

今の予想ですけれども、現状足らないようにならないようにして、新しい課になりますので、その辺は十分考慮したいというふうに考えています。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第4、議案第2号 横芝光町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○8番（森川 忠君） この件に関して、マイナンバーも始まるということでございますので、しっかりとした庁内での情報共有と、個人情報を守るということをきちっと、全ての職員が意識をされなければならないと思います。それに関して、どのような方法でやられるか、答弁頂戴したいと。

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

○総務課長（實川裕宣君） この議案につきましては、提案の理由説明等で申し上げましたとおり、庁内の連携ができるようにという条例でございますので、これは範囲につきましては、法律に基づいた中の事務でございます。

そうしたことで、これにつきましても、当然国のほうからの指導にもございますが、職員の研修をよくして、十分に事務を理解して、この事務を扱うようにということもありますので、今後ともその辺を注意して進めてまいりたいと考えます。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） もちろん、それは当然のことかと思えます。過去には、県内でも船橋でもあったように、職員からそういう情報がリークしたという例がありますので、研修をすればということだけではなくて、やっぱり意識をきちっとレベル高く持つような指導で、それは研修ではできないと思えますので、町長初め、執行部の皆様方の教育ということでよろしく申し上げます。

終わります。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 先ほどの、私のちょっと質問とリンクするかもしれないんですけども、この扱う担当なんですけれども、個人番号を、当然、どうしても共有するということになると思えますけれども、その場合の、担当課だったら誰でもが、この番号を利用して扱うことになる。それとも、これは特定の人が扱うということ、この事務を扱うということになるんでしょうか。ちょっとその辺のところはどうなるんでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 特定個人情報を含む、特定個人情報というのはまさにこの個人番号の記載された情報ということでございますが、それについては、扱う部署あるいは扱う業務は法律で定められたものであり、総務課長が先ほど答弁いたしましたように、法定事務の範囲内で当町についてはそれに限定して、その運用状況を、しっかりしたものというものを確認しながら、拡大については、その後に検討していくということを申し上げたとおりでございます。

したがって、その法定事務を扱う部署の職員であれば、当然その扱い方については、今申し上げましたように、厳密な手続が必要になってまいりますが、扱う職員は特定の職員

ということではなくて、その当該業務を扱う職員は、その特定個人情報扱うということになろうかと思えます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） そうしますと、担当職員は、十分に留意してもらって業務をやっているだけだということをお願いします。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第5、議案第3号 横芝光町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第6、議案第4号 横芝光町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） この値上げのことになりますが、これ近隣市町村にならったというか、同じように足並みそろえたということの、この間の説明だったんですけども、これはそろえる必要がないと私は考えます。

やっぱりこの横芝光町は、住民のために行政やってくれているというふうに思われることも非常に大事ではないかと。町の負担は幾らでもないと思いますし、ましてや住民サービスという点からいったら相反することではないかなと私は思います。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 本議案の提案理由でも述べさせていただきましたように、今回、町使用料及び手数料条例のうちの、町独自でその額を定めることもできる手数料につきまして、提案させていただいたとおりでございます。

金額については、現行多く200円のものが300円というようなこととなります。これは決して、近隣市町村に合わせたということではなくて、その算出といたしますか、考え方といたしましては、補足説明でも述べさせていただきましたが、町の事務事業再構築検討委員会におきまして、手数料の見直しの基本方針を、まず決めました。その基本方針に沿って、該当する課を中心に、現行の手数料が原価として幾らの、どのくらいの単価になるのかというものを算出いたしました。

その算出した結果、現行の200円で収まる手数料については、一つもございませんでした。金額とすれば、300円を超える原価計算となるものがほとんどでございました。

それで、かといって、その原価計算で出したその原価を、新たな手数料とするということではなく、その単位に激変緩和措置ですとか、近隣市町とのバランスといたしますか、調整を

した上で、今回提案させていただいた手数料として設定をしようとするものでございます。

その結果、補足説明でも申し上げましたが、この山武郡内全ての市町、お隣の匝瑳市等で設定してある300円という金額をもって、今回改正の手数料として提案させていただいたという次第でございます。

必要性につきましては、何度も申し上げておりますが、この財政の厳しい状況の中で、当初予算10億削減計画を策定させていただきましたが、その策定計画の中で、歳出の見直しだけでなく、適正な歳入のあり方についても検討するという方針にのっとりたものでございませし、26年度決算の監査員からの審査報告の中にも手数料については適正な金額となるよう、早急に見直しをすべしというご意見を頂戴した。それらに沿って、この事務事業再構築検討委員会の中では、手数料の見直し方針を策定し、現実にこのように作業をさせていただき、今回議案として提案させていただいたという、そういう流れとなっておりますことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） ところで、この200円から300円に上がることによって、町の財政はどれくらい上がることになるのでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 今回、対象となる手数料については提案申し上げたとおりでございますが、担当課といたしましては、税務課の税務諸証明、あるいは住民課の印鑑証明ですとか、住民票等の手数料が主なものになります。

平成28年度の、今新年度予算の検討作業をやっているわけでございますが、その予算を作成するとき、これまでの実績に応じて、これが200円が300円に変わったときにどのくらいの見直しの数値が出てくるかというものを、それぞれの課に出させました。

それらを集計いたしますと、平成27年度の実績を加味して、平成28年度に予想される手数料の増加分といたしますか、この見直しによって改善される歳入につきましては、おおよそ260万円という予想推計をしているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 私も、今の山崎議員の質問とは一部ダブることをお許しいただきたいと思っております。

提案理由の補足説明の中で、今後財政状況が一層厳しくなる。今も申し出ていたわけですが、また今回の改正は町独自の判断でできるという説明がなされました。時代に合った見直しをするということはよいことで、賛成をするものでありますが、今回の見直しは、原資が小さいため目立ちませんが、アップ率で申し上げますと、50%アップであります。

したがって、今後見直しをする場合は、この辺のことについても十分協議をしていただければと思います。

また、きめ細かい行政運営を行うのであれば、今回の改正理由を踏まえますと、社会教育施設や社会体育施設等の使用料の見直しが行われなかったことは、片手落ちのように見え、残念でならないということをお申し述べさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 宮菌議員おっしゃるとおり、200円が300円という改正案として提案させていただきました。100円の改正幅、率で割り返せばおっしゃるとおり50%のアップ率になります。

ただ、先ほどの山崎義貞議員のご質問にもお答えさせていただきましたが、これは地方自治法で定めてあるとおり、特定のもののためにする手数料については条例で定めることにより、手数料として規定して徴収するという法律に定めにより、その中で、町がいろいろな政令ですとか、全国統一の標準的な定められている手数料以外の部分として、結果としては近隣市町村と同額となったということでございます。

これにつきましては、その必要性は先ほどの山崎議員の質問で答えたとおりでございますが、今後これらを含め、いろいろな歳入の見直しという場面がやってくると思っておりますが、その際には宮菌議員おっしゃったようなきめ細かな検討といたしますか、配慮をしつつ、適正な見直しをさせていただきたいと考えております。

それと、使用料、手数料条例のうちの、手数料だけで、使用料の見直しがないのは片手落ちではないかというご質問でございました。

この使用料の見直しにつきましても、現在、今回同時には提案させていただきませんが、検討中でございます。今回、同時に提案させていただけなかった理由といたしますか、要因といたしまして、使用料につきましては、社会体育施設、社会教育施設等を中心に、使用料現行定めておるわけですが、その使用料の適正な数値といたしますか、水準を検討するに当たりましては、その施設の、いわゆる施設白書と申しますか、施設の建設のコストですとか、ランニングコストですとか、それとそれに対する使用の状況ですとか、そうい

った客観的な数値をもとに、適正な使用料を算出する必要があります。

その一番大もとでございます、施設の白書につきましては、現在公共施設、状況調査を2年かけましてやっておるわけでございますが、その中で、その施設白書というものを作成いたしますので、それらの客観的なデータをもとに、宮菌議員おっしゃるきめ細かな配慮をしつつ、見直しの作業にこれから取りかかる予定となっておりますを申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） ただいまの答弁、ありがとうございました。

私が言いたいのは、やっぱり使用料、手数料、そういうものについては、一括で見直すのが必然的じゃないのか。また、特に、使用料については、どこも近隣は同じ時期に合併をしている、もう近隣については、特に1回目の見直しは終わっている。それが、当町については、今でもほとんど見直しがなされていないというようなことから言ったわけでありませう。

したがって、一般的な行政の出し方からいえば、先ほど言いましたように、使用料、手数料合わせて見直しをした中で、一般的に議案として出すのが一般的じゃないのかなと思ったから、そういうふうに言わせていただいたわけでありませうので、その辺は十分に今後やる中で踏まえていただきたいというふうに思うところであります。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 1点お尋ねしますが、たしかこの住民基本台帳の閲覧、一簿冊につき5,000円が削除されている理由を教えてください。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 議案の補足説明でも申し上げましたが、この一簿冊につきというような、この現行の手数料条例の中の規定につきましては、合併の協議の中で、旧横芝町、旧光町のそれぞれの従前の条例をすり合わせて、このようにしたわけですが、当然、それは合併前からの旧両町の条例でございました。

今でこそ、このICTが進行いたしまして、もう全て電子データで管理し、出力等もパソコンからするというようなことでございましたが、議員ご存じのとおり、従前は紙による記載で、簿冊という一つの冊子ごとに、例えば住民基本台帳にいたしましても管理しておりました。

その閲覧については、その管理に応じた簿冊単位で、その必要なものを、例えば閲覧する方については閲覧していたと。それは、当時の情報の持ち方に応じた条例の規定の仕方が、その金額もそうですけれども、そういう規定のものもちょっと時代に合わない規定になってしまったということで、今回、簿冊によるというような条項を削除させていただいたという事情でございます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第7、議案第5号 横芝光町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） この中で、平成25年とあるんですけども、これ25年なんですかね。これマイナンバー制度のことだと思いますけれども、27年ではないでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） この法律が25年に施行されたということで、これは県からそのように、この条例の令が来ておりまして、そのように改正したものでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） そうすると、これ行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律というのは、今問題になっているマイナンバー法ではないということでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） これは、マイナンバー法でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） マイナンバー法であれば、ことしですよ。これ25年というのはどうなのかなというふうに思ったもので、27年の法律なのかなというふうに思って質問しました。問題なければよろしいんですけども、問題が生じるようであれば直していただければというふうに思いますけれども。

○議長（鈴木唯夫君） 税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） マイナンバー法というより、社会保障税番号制度についてということで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、それが25年に施行されたということでございます。失礼しました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第8、議案第6号 横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） すみません、たびたび申しわけありません。

第4条を削るといふふうに出ているんですけども、どうして4条を削るのでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

答弁は。

〔「お願いします」と言う人あり〕

○教育課長（市原成一君） 第4条の部分でございますが、これにつきましては、児童クラブに指導員を置く、要は子供さん方を見ていただく指導員のことなんですけれども、昨年9月に放課後児童健全育成の放課後児童クラブも含めたそういう事業の基準を定める条例を、町が別途制定をした中に、放課後の指導員を置くというふうに規定をされました。

ついでには、2つのもので規定をする必要がないことから、この部分の条例を削るといふものでございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 了解しました。

それと、その次のページの教育委員会というところを町長に改めるということなんですけれども、これどうして町長に改めるということになったのでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 町の組織改編によりまして、児童福祉事業を新しい健康こども課に一元化をするということになりますと、町長部局の中で行うことになりますので、今まで教育委員会の権限行為として行っていたものが、町長部局へ移ることから、町長がというふうに、教育委員会を町長に改めるということになります。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 町長に権限が集中するようにちょっと感じてしまいましたので質問しました。

了解しました。

○議長（鈴木唯夫君） 宮藺博香議員。

○3番（宮藺博香君） 私は、この改正については賛成するものでありますが、児童クラブの業務が町長部局の健康こども課に移るといふことでありますので、今後人口が減少していく当町としては、転入者が大事な転入者でありますので、転入世帯が窓口に来て、それぞれ該

当する児童がいる場合には、住民課の窓口でしっかりした説明をし、転入者から不信感を抱かれないような万全な対応をお願いしたいということで、要望をしておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 非常に2つの児童クラブがふえるということでありがたいんですが、想定数としてどれぐらいか。現在の利用者の数と、それと2つふえたことで、どれぐらい、6年生までですよ、想定されているのかお願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 想定というところは、今希望者がふえるだろうということは想定をしておるんですが、実態数値としてはつかんでございません。今月に入りましてから受け付けを開始いたしますので、これからは判明をしてくるかなと思っております。

ちなみに今まで定員が189名定員、全ての施設を合わせて。ということでございまして、その189のうちの19名については、東陽病院の託児所において臨時に開設したものでございますので、その19名を省いて、プラス白浜小学校児童クラブ、横芝小学校第2児童クラブともに40名定員で整備をしておりますので、80名が加算をされるということになります。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 現状が189名の定員で利用されておりますが、待機児童といいましょるか、現在の希望者というか待機者があれば、人数をお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 待機者が日々変化をしておりますので、ちょっときょう現在のというのはないんですが、各年のピーク時、待機者のピーク時のものは統計をとってございませぬ。

24年には1名。25年度には20名にふえました。26年度が5名に減りました。このタイミングでは臨時の開設を行ったということでございます。本年度に入りまして、ピーク時で3名ということでございますが、先般退所の希望も出ておったようですので、この辺ももしかしたら現時点ではクリアができていられるかもしれません。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 今お聞きしますと、25年が20名でピーク、それから減っている。将来的なことを考え、2施設を建てるということですが、その辺の判断が若干……20ということの判断で決めたのか、もう、5、3ということだと、これ2つも、子供さん減っているだろうという予想の中でいかがでしょうか。最後です。

〔何事か言う人あり〕

○8番（森川 忠君） いやいや、6年まではふえるのはわかった。6年までふえるからということだけですか。最後です。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 定員の関係では、今お話があったように6年生までの希望も、今後は出てきます。これ法改正も行いますし、今回条例改正もさせていただきますので、6年生までの受け入れをするということも確かにございますが、まず平成25年度のときの20名、これはもう完全に待機者であったということもございますが、これはたまたまクリア、その後に行っているのは、先ほど言いましたように臨時施設の開設があったから減ってきたということもございますが、臨時施設ですのでその施設はお返ししなければいけないので、それを返したと仮定すると、現時点においても20名の待機者があるというふうに考えてもよろしい状況でございます。

それと、もう一つは、2つを建てるということで、過大ではないかというところがご質問の趣旨かなと思います。横芝小児童クラブが現60名、光児童クラブが70名、この60ですとか70ですとかという数値は、児童クラブの適正な基準、条例を今度制定させてもらって、適正な基準からいきますと大き過ぎるということもございます。

これは、過去はガイドラインでしたが、今回町もしっかりと、民間でもこういう事業を起こせるようにということで、設備とか運営基準を条例化してありますので、そういうものに照らしますと、やはり今後適正な定員に減数をしていく必要があるのではないかと。これは保育の質を高めるためにも必要だと思っておりますので、その辺もやりますと、80名の定員のプラスというのは、決して過大ではないのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 長いこと、旧横芝時代から、本来小学校3年生まで厚労省の管轄でありました学童保育、児童クラブが、教育課のほうで長いこと、本当に一生懸命携わっていただきましてありがとうございます。お疲れさまです。

今度、健康こども課のほうに、町長部局ということで移管されるわけでありましてけれども、ほっとするのではなく、いろいろな課題をますますクリアできるようにご助言いただきたいと思っておりますし、今度6年生になった場合に、3年生までが厚労省、4年生から6年生まで、子ども・子育て支援新制度の中での移行であろうかなというふうに思っておりますけれども、何ら問題はないのでしょうか。一応確認の意味でお聞かせください。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 運営上、2学年の運営をしなければいけないという課題は生まれるかもしれませんが、制度的には1年生から6年生まで同じ考えを持って許可をしていくということでございます。

ただ、高学年になるにしたがって、利用規模が低くなるというのは、これは塾ですとかうちへ帰って一人で勉強するとか、そういうこともあるかと思うので、出現率自体は高学年になればなるほど利用規模が減ってくるということでございます。

あと、制度的に4年生以上だからといって差異はないというふうに考えております。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） ありがとうございます。

すみません、せっかくの機会なのでお聞きしたいんですけれども、現段階で指導員の年齢層、この学童保育児童クラブがスタートした段階のときは、シルバー人材センターに、見識者の人にお世話になったわけでありましてけれども、今公設民営ということで、指導員の年齢幅、大体何歳から何歳ぐらいの方がいらっしゃるのかだけ、参考に教えていただきたいと思っております。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 大変申しわけございませんが、指導員の雇用にあっては、運営を委託してある会社のほうで雇用をしておりますが、私が知り得る範囲では、50代から60代ぐらいの方がいらっしゃるようにはお見受けをしておりました。

あと、長くやっていた方もいたんですが、そういう方も退職をされたというところも聞いておりますので、年齢要件において雇用の制限をするというのは、たしか今できないですが、この児童クラブの運営に当たるとい業務の中で、雇用する会社側は、人材を確保してくれているというふうに思っています。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 民間委託しているというところでわかりますけれども、今度は健

康こども課になったときに、健康こども課長にぜひお願いしたいと思いますけれども、私の知る限りの中では、本当に小学校の教員経験者、また保育所の所長クラスの方、本当に町でさまざま子供さんに携わってきた、本当に有望なすばらしい方が先生で今ついているということも伺っておりますし、こういった方に、町のどこかで、この狭い町でありますのでお会いしたときには、ぜひねぎらいの言葉をかけていただいたら、またますます子供たちのために鋭意努力してくださると思いますので、そういった優しさも忘れないでお願いしたいと思います。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第9、議案第7号 横芝光町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 来年の4月1日から改正農業委員会法ということになるんですけども、先般、小学校単位の説明会の中で、12月8日までに旧横芝地区5名、旧光地区5名ということで、10名の方が認定農業者である方を選出するという説明があったわけですが、あと2名の方については、農業者以外の方から選出をするというような話でございますけれども、その方々についても、もう既に選出されているのかなということでございます。

あともう1点は、推進委員のほうですけども、24名の方についても来年の4月1日から

スタートするという事ですから、その24名の推進委員の方々についても、その時点ではもう選出されているのかなということで、確認したいと思います。

あともう1点ですけれども、今までは女性の農業委員さんおりましたけれども、今回の農業委員さんについては女性の方の登用はあるのか。また、推進委員の方に女性の方がおるのか、その辺も確認したいと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（齋藤政美君） ただいまご質問ございましたけれども、農業委員会の推薦の人数、ただいま鈴木和彦議員申し上げたとおりでございますけれども、農業委員10名の中の10名分は確保されております。

それから推進委員につきましても、24名中、こちらは22名、ただいまのところ決まっているということで、報告のほうは受けておりますけれども、書面での報告はまだ受けておりません。

そういった中で、公募についてこれから行うところなんですけれども、公募の中で女性農業委員の登用、こちらのほうはできたらということでありまして、全体の農業委員さんが12名に、これまで24名いた農業委員さんが12名ということで半減してしまいますので、そういった中でできる限り女性の農業委員が登用できればとは考えておりますけれども、公募の中で対応できればということで考えております。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第10、議案第8号 横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） いずれにしましても、横芝光町農業委員会の委員及び農地利用適正化推進委員の定数を定める条例が制定されたことに伴い、会長と委員の月額報酬を見直す必要があるということなんですけれども、私はあえて、なぜ見直す必要があるのか、その辺についてお答えいただければありがたいなと思っています。

○議長（鈴木唯夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（齋藤政美君） 今回の改正によりまして、農地利用最適化推進委員の設置がございました。それに伴いまして、農業委員の定数が現行の半数となります。

業務内容につきましては、一律に削減されたものではなく、業務担当区域については拡大する状況ということで、倍の面積になるということでございます。

また、農業委員の過半数は、認定農業者ということで、そういったものも省令のほうで定められております。委員定数を確保するためにも、委員の報酬を全国平均、これが3万円でございます。その水準に確保するというので、報酬額は山武管内、これにつきましても、これまで農業委員2万7,500円が一番下の低い額でございました。そのすぐ上の九十九里町の3万円と合わせるような形で、今回改正を行うものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 今の説明で大体わかったんですけども、先ほどいろいろ使用料、手数料条例等からいきますと、今後財政状況が一層厳しくなるというようなこともありました。

それで、今の説明ですと、山武郡内ある程度合わせてあるということであるんですけども、他の団体、例えば消防団、大きな組織としては、そういうものも郡内で統一が図られているかといったら図られていない。

また、これは非常勤特別職じゃないんですけども、議員の報酬についても全て同じかといったらそうでもない。それがあれば、何も近隣に合わせる必要なく、今まで現行のものであって支障がなければ、現行のままでも私は個人的にはよろしいのかなというふうには思っ

ているんですけれども、それについて再度お尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（齋藤政美君） 農業委員報酬につきましては、これまでも改定すべきものということで、26年3月の議会の定例会の一般質問において、鈴木和彦議員よりも質問がございました。その中で、県下5番目に低い額ということで、委員さんの業務内容の質問とあわせて行われたんですけれども、そういった中でもご提言をいただいております。

今回、千葉県の平均額が、農業委員が3万9,900円でした。県内の町村の平均は3万2,000円、山武郡内の平均は3万3,500円でございます。その上、芝山は3万400円、九十九里町は3万円ということでございます。

それぞれ各市町村の農地面積等も違います。そういった中で、業務内容も農業委員が携わっているもの、それからこれから新たに新設されます農地最適化推進委員、こちらのほうの業務内容も、それぞれの市町村でびたり同じというわけにはいかないと思います。全国平均の水準を確保するというので、今回3万円に改定をさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 認定農業者の小学校単位の人数、女性の認定農業者の数を教えてください。

○議長（鈴木唯夫君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（齋藤政美君） 手元に今お示しできる資料は、数字がございません。持ち合わせておりませんので、後ほどということでよろしく申し上げます。

なお、農業委員につきましては、現在約130名ということで……すみません。認定農業者は現在130名でございます。全体の農業者が2,303人ということで、認定農業者の割合でいくという5.6%ほどでございます。

そういった中で、女性認定農業者につきましては数名だと思いますけれども、ただ家族経営協定とかそういったものをしている中での動きもございますので、後ほど数字のほうは示させていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） わかりました。後ほどよろしく申し上げます。

いずれにしても、5.6%の中の女性の数ですから、本当にわずかかなと思いますけれども、

逆に貴重な女性の認定農業者ではなかろうかと思えます。鈴木和彦議員からもありましたけれども、せっかくずっと女性のいない農業委員会、一番最後にきて女性がようやく参画されて、うちの町も女性農業委員さん、2人だったでしょうか、いらっしやって、心強い限りであつたというふうに思っておりました。

またぜひ、執行部からも、また議会の皆さんからも大いにその女性委員さんが誕生できるように盛り立てていただければというふうに思えます。要望です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第11、議案第9号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時25分とします。

（午後 2時10分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時24分）

---

### ◎議案第10号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 議案審議を続けます。

日程第12、議案第10号 平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

鈴木克征議員。

○11番（鈴木克征君） 16ページ、5款1項3目19節農地中間管理機構事業、農地集積・集約化対策事業補助金6,133万5,000円、意欲ある農家が農地を広げて、より効率的に収穫をふやせるようにする狙いでできた農地中間管理機構、農地集積バンクについて伺います。

この機構集積協力金には、地域集積金、経営転換協力金、耕作者集積協力金と3種類あり、地域集積金では貸しつけ割合、2割から5割以下、5割から8割以下、8割以上と貸しつけ割合によって、単価が違います。

また、経営転換協力金では、0.5ヘクタール以下、0.5ヘクタールから2ヘクタール以内、2.2ヘクタール以上によって単価が違うのはわかりませんが、今回の補正予算6,133万5,000円には、農家戸数または営農組合数ほどのくらいあるのか、伺いたいと思います。

次に、11ページの20款7項1目1節農地流動化推進事業奨励金返還金680万円、これは私が思うんですけども、平成22年、23年そして平成24年にわたり3営農組合に1,323万8,000円を補助したが、今回農地中間管理機構に申請するために、この分の一部680万円を町に返還する雑入ということで間違いないか、この2点伺います。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、ご質問の16ページ、農業振興費の農地中間管理事業でございますけれども、ご質問の内容が地域集積協力金の何組織あったか、また件数がどれくらいあったかということでございますけれども、これは農業組合法人3法人でございます、183件が該当してございます。183件でございます。

それと、雑入のほうでございますが、鈴木議員おっしゃるとおり平成22から26年度まで、3営農組合のほうに町単の農地流動化奨励金が支払われました。それを今回の農地中間管理事業、地域集積協力金を受けるに当たって、町がお支払いしたものを月割り計算にはなりませんけれども、その返還をしていただくといったことでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木克征議員。

○11番（鈴木克征君） 地域集積協力金3法人ということなんですけれども、経営転換協力金の、これ個人かと思えますけれども、個人の件数もわかれば。

それと、耕作者集積協力金、個人ですけれども、これももしわかれば、伺いたいと思います。経営転換協力金の個人の件数ですか。これだけで結構です。これ、お願いします。

それとあと、10ページのほうの歳入を見ますとわかりますけれども、この補助金全額の国の補助金であり、市町村を通じて交付されることだと思います。町の負担はないと思いますが、その辺ひとつ、再度確認をさせていただきたいと思います。もし、これが町のほうじゃなくて全額国であれば、今後も意欲ある農家、組合等に担当課として積極的に勧めてみてはいかかなと思うんですけれども、その辺伺います。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、経営転換協力金でございますけれども、これは個人の方、該当者は13件でございます。なお、30万円、0.5ヘクタール以下が9件、それから50万円の0.5ヘクタールから2ヘクタール未満が4件、都合の13件でございます。

それと、あと歳入のほうでございますけれども、10ページの15款2項4目千葉県農地集積・集約化対策事業補助金6,133万4,000円は、これは全額国費でございます。国費を県を経由して市町村、そして地域のほうにお支払いするといった性格のものでございます。

それと最後に、このほかにも意欲のある農家等ということでございます。産業振興課のほうで農地中間管理事業の事務を受託しております。そんな関係で、農地の賃貸借のお申し出があったときには、この事業に該当できるのかできないのか、そういったこともつぶさにご案内しておりますし、また千葉県のほうでは、篠本、新井地区以外にも北清水ですとか屋形

でとか小堤ですとか、そういった意欲のある地域、集落営農組織を立ち上げようといったような意欲のあるところについても、これから推進していくというふうに向っております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木克征議員。

○11番（鈴木克征君） たしか今年度と来年度では、1アール当たりの金額等が多分違うかなとは思いますが、その辺ももらえるものであれば、またそういった農家が収入がふえるというか大規模化になるというか、いろいろなメリットがあると思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、何点かお尋ねをいたします。

まず10ページの歳入の個人番号カード交付事務費補助金79万、あわせてといひましようか、関連して支出のほうでは、13ページの上部にありますシステム委託料130万3,000円ですか。この関連性をまず、お聞きしたいと思ひます。

12ページの最下段の備品購入費は、これとは情報関連費でないと思ひますが、これも再度説明を願ひます。

それと17ページ中段、土木費で委託料、開通式イベント委託料、これはさきの説明では、業者に橋が開通したその記念イベントの費用270万ということですが、疑問がありますので、どうして補正なのか。それと、町長でも企財課長でも補正予算の意味を教えてください。どのような認識なのか。

それと、16ページの最下段の海水浴開設事業、その次にもわたりますが、これは過去何年でしようか、3年目ぐらい、いつも開設できないということで補正をやっておりますが、この辺の考え方、お願ひしたいと思ひます。

それと、16ページの子ども医療費360万、これは補正医療費、重要な医療費ですから補正はやむを得ないと思ひますが、その辺の想定、予算が甘かったんじゃないかなということがありますが、その辺の認識を伺いたいと思ひます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） それでは、森川議員の初めの質問でございますけれども、10ページ、14款2項1目の個人番号カード交付事務費補助金、歳入でございますけれども79万。これにつきましては、マイナンバーカード、今度1月から交付されることとなります。それで、

1月から住民課の窓口もアルバイトの職員を1名お願いする予定であります。それと、職員の時間外も含めまして、職員の時間外とそのアルバイトの賃金を含めて79万ということで、これが国のほうから入ってくるというような歳入でございます。

関連いたしまして、13ページでございますけれども、13ページの一番上、住民基本台帳ネットワークシステム事業209万4,000円でございますけれども、この34万が時間外。先ほど歳入で申し上げましたけれども、職員の時間外手当が34万円、それでアルバイト代といいますか、賃金が44万6,000円、それと消耗品が5,000円ということで、79万円になる、79万1,000円ですけれども、79万円ということでございます。

それに関連いたしまして、委託料の130万3,000円でございますが、これにつきましてもマイナンバーカードの関係の委託料でございます、マイナンバーカードにつきましては、写真だとか、そういうもので個人の判別をするわけでございまして、顔認証装置というものが必要になります。それと、転出だとか転入だとかそのようなときに個人番号に対しまして、裏書をしなければならないというようなことで、その裏書システムについても必要になりまして、顔認証装置が37万円、裏書システムについてが93万円ということで、両方足しまして130万3,000円ということになります。

なお、これにつきましては、後で交付税算定されるというようなことでございますけれども、率についてはまだはっきりしておりませんけれども、交付税算定されるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 森川議員ご質問の歳出、予算書12ページの最下段、備品購入費90万3,000円でございますが、これにつきましては、番号法の運用に伴う機器購入という趣旨でございます。番号法の運用については、先ほど来のいろいろな議論の中で、本当に情報の厳格な運用、その番号法を利用すること自体の厳格な管理と言いますか、それが必要となつてまいります。

この90万3,000円については、中間サーバー、これクラウド方式で運用するわけですが、その中間サーバー、国が設置する中間サーバーに接続するための機器の購入という、直接的には3台のパソコンということになりますが、国の内閣府の第三者機関でございます特定個人情報保護委員会という組織が立ち上がります。この個人番号を利用するごとに、ごとというか利用した実績に対して、この第三者機関であります特定個人情報保護委員会に

報告をする義務が市町村ございます。その報告を要求に対応するための専用機器という、そういう性格のものでございます。

それと、補正予算の意義といたしますか、はどのようなふう認識しているのかというご質問でございますが、当然、町のあらゆる事業を実施するためには、その前提となる事業予算の予算化が必要でございます。一番、一番といたしますか理想的なのは、当初予算に全て必要なものを盛って、その計画どおり執行していくという形が理想といたしますか、本来ではありましようが、現実問題として年度当初の当初予算で、その年度を全て突発的な需要も含めて対応することは不可能でございます。そのために、年度途中で補正予算という、予算を補正する手続によりまして、予算を補正する必要が出てまいります。そのための補正予算でございますので、その予算を補正するためには、それ相応の必要性、緊急性、重要性等の要件が必要となってくることは、言うまでもないことだと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 健康管理課長。

○健康管理課長（越川誠一君） 森川議員ご質問の16ページの子ども医療費助成事業でございます。

当初の見込みが甘かったのではというご指摘でございますが、当初予算を組む際に、前年の月平均をおおむね12カ月でどのぐらいかかるのかという、そういう見込みを立てさせていただきます。本年度につきましては、上半期が終わった時点で不足するということが見込まれます。ある意味、医療費については生き物でございますので、その辺についてはご了解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、森川議員のほうのご質問にお答えしたいと思います。

まず、年度途中でこの開通式のイベント委託料はどうして補正かということでございますけれども、清長大橋自体は確かに照明施設を除き、もう既に完成しておりました。ただ、今工事をしておりますけれども、前後の取りつけ道路の中で、未買収地がまだ残っております。その未買収地がやっと5月の中ごろですか、買収できるというめどが立ちまして、それで前後の取りつけ道路の工事発注をしたわけでございます。

それで、今回長塚側のほうの道路、今、畔蒜工務店が実施しておりますけれども、こちら

のほう工事のほうが1月いっぱい終わるといふめどが立ってきましたので、それでこのイベントのほうの委託料を計上したところでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、16ページの海水浴場開設事業についての考え方でございますけれども、やはりことしも残念ながら木戸浜海水浴場、浜崖の関係で開設できませんでした。3.11以降、浜崖が急に進行したということで、それ以来開設できていないわけでございますけれども、旧横芝の屋形海岸、旧光の木戸浜海岸、観光客がどちらが多かったのかと言えば、木戸浜海水浴場のほうが大きな集客がございました。地元の宿泊組合等も、やはり海水浴場の開設、あるいは木戸浜を活用したイベント等も望む声も聞かれております。

こんな関係で当初予算、木戸浜、屋形両海岸の監視業務であったり、イベントを組んでいるわけでございますけれども、4月、5月に行います海流調査、これに基づいてことしも木戸浜海水浴場の開設を断念したといったことで、今回12月補正で、所要の額を減額させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、マイナンバーの関係は国から後でこうされるということでもわかりました。

それともう一点、その住民情報関連のほうで、それは若梅課長、後でこれは全て町の支出なのかどうか。

それと、ちょっと聞き漏れましたけれども、まず10ページの中段より下で保育所緊急整備事業補助金323万9,000円、それに関連して15ページの歳出で保育所緊急整備、同様の補助金485万8,000円、これは町で出すかと思いますが、この金額の根拠を教えてください。多分光町保育園ですか、たしかそうだと思いますけれども、その算定根拠をお願いします。

それと、先ほどまた橋の話になりますけれども、町長にお聞きしたいんですけれども、私の認識ですと、補正予算、ちょっと調べたところ若梅課長にも緊急を要するという言葉がありました。果たしてイベントが緊急なのかということ。それと、あの橋が五木田課長がおっしゃるように、途中まで、あくまでも途中までできますけれども、一般的な概念で開通式というと、ある程度完成、ある程度と言いましょか、完成してみんなで祝おうよというのが私は開通イベントの認識なんです。あそこまで行くのに、私も行って見ましたけれども、大

変ですよ、まだ。お披露目やる場所まで行くのに。あれは例えば、横芝白浜線ですか、あそこまで来たときとか、そのころでいいんじゃないでしょうか。これ補正270万も組んでお祝いする必要があるか。

補正の意味は、私の調べたところでは、当初予算成立後に発生した事由によって、当初予算どおりの執行が困難になったときに、本予算の内容変更するように組まれた予算。予見しがたい事態への対応、予見しがたいですよ、事態への対応。予備費の計上が認められていますが、予備費でも対応できないような事態が生じる場合には、追加予算を編成することがある。なお、議会の承認を受ける。また、突発的災害による対策として、補正予算が組まれることがあるが、実際の運用上としては、経済状況の悪化に対する財政支出拡大を目的として、補正予算を編成することが多い。

ですから、補正補正って失礼ながら、比較的安易にじゃなくて、やっぱり補正の本来の意義をよく認識されたほうがいいと思うんですけれども、町長にその認識をお伺いします。

それと、子ども医療費ですが、健康でこれは本当はかからないのが一番なんですけれども、これはいたし方ないと思いますが、高校3年生まで上げたということで、非常に負担がありますので、その辺は慎重に当初予算でも組まれていただきたい、このように思います。

再度伺います。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の開通式の補正のことで、森川議員からお話がありました。今、五木田都市建設課長から答弁がありましたとおり、ことしの5月、地権者のご理解をいただいて、取得をすることができました。それについては、たくさん多くの人のご協力いただいた中でございました。それで森川議員も、前の一般質問でもございましたけれども、橋ができていて通れない、それでいいのかという話もございました。

昨年の今どき、今来年度予算をつくっているところでございますけれども、その段階の中で、土地の取得ができる見込みがございました。その中で5月にご理解をいただいて、急遽取り付け道路の建設に着手できるようになりました。横芝光町の真ん中を流れる栗山川に、横芝と光をつなぐ清長大橋、まさしく町単独事業の中では初めての栗山川にかかる橋、町民両方の地区、光地区、横芝地域、両方の多くの町民が待ち望んで、やっと開通に至ったわけでございます。

全部できてから開通式やればということではなくて、やはりその橋自体の開通には間違いございません。暫定でも何でもございません。その先の取り付け道路の延長につきましては、

まだ一部そのようになされていない部分は、確かにございます。それも順次、どんどん今都市建設課頑張っ、都市取得にご協力をいただいでいて、本当にあと1人、2人の状況にまでいって、おおむね目先がついてきているのかなという中で、やはりこの横芝光町、今10年目を迎えている中で、本当に大願成就された清長大橋の開通をやはり、正式な開通と同時に、これをみんなでお祝いをしていただきたい。その旨に白浜小学校、上塚小学校の子どもたち、地権者、また、それにご協力いただいた皆さんを大勢集めて、横芝光町として最初に栗山川の架け橋に、みんなの気持ちをこれに乗せたいという流れの中で、補正予算として上程をさせていただきましたので、ひとつよろしくご理解を賜りますことをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 森川議員お尋ねの中間サーバー、先ほど接続機器9万3,000円の支出でございますが、これにつきましては残念ながらといたしますか、国庫補助等の補助はつきませんで、一般財源での負担となるところでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） 保育所緊急整備事業補助金の関係でございます。歳入歳出とございますので、歳出のほうからご説明をさせていただきます。15ページの一番最後です。

金額の変更につきましては、基準単価の変更によりまして、当初見込んでいた工事費、8,997万3,000円がこの基準単価変更によりまして、9,645万円ということで、県の承認を受けております。647万7,000円の増額となっております。

この事業ですが、補助率が県が2分の1、町が4分の1、事業者負担が4分の1ということになりますので、この増額分の647万7,000円の4分の3をこちらの3款2項4目の485万8,000円ということになります。

歳入のほうの10ページになりますが、15款2項2目になります。こちらが増額分の2分の1の323万9,000円の計上ということになります。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは最後になりますが、イベントはどうしても町長がやりたいと、これは町民の皆様の後々意見を聞いてみて、どのような意見かも聞いてみたいと思いますけれども、土地の取得等々非常にご苦勞された思いはわかりますが、思いはわかりますよ、町

長。ただ、これを委託して急遽やるのではなくて、例えば本当に思いが強いのであれば、町民から10周年事業のように、どのような形でみんながお祝いしましょうかというような、私は方策もおかしいと思います、この委託。業者に出してどのような見積もりをとったかわかりませんが、この見積もり内容も後でわかれば教えたいと思いますが、できれば、町民みんなでお祝いをしたいという強い思いがあれば、いろいろ募集して、10周年アンケートも募集していますね。そのように、本当に町民手づくりでやるお祝いが本当のお祝いだと思います。業者にある意味投げて、270万でやらせてそれが本当に喜ぶのかどうか、私は若干疑問なんですけれども、これで終わりますので、答弁だけお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私がやりたいとかやりたくないとかという問題ではなくて、森川議員全くおっしゃったとおりでございまして、町民みんなでお祝いしようということでございまして、一応これで委託料として全部補正予算で出ささせていただきますまして、この後、その内容については、都市建設課長のほうから申し上げさせていただきますけれども、まさしく今、森川議員のおっしゃったとおり、町民みんなでお祝いをしようというイベントの内容を把握して、そのご意見をいただければありがたかったなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） この270万の内訳でございますけれども、イベントでございますけれども、看板、受付とかくす玉のアーチ、あとテープカット、渡り初めとか音響施設、あとテントとかそこら辺の運営管理等々でございます。

それとあと、借り上げのバス代、記念品、あと上堺小学校、白浜小学校のほうの鼓笛のほうをお願いする予定でございますので、そのクリーニング代等々計上したものでございます。

以上です。

〔「内容を教えて。イベントの内容」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 内容につきましては、そこら辺のほうの数を計上というか見込んだところでございますけれども、記念品のほうにつきましては、300程度を見込んだところでございます。バスも一応4台、見込んだところでございます。

〔何事か言う人あり〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、詳細のほうの金額計上でございますけれども、

これはあくまでまだ詳細にどのような形でやるかというのは詰めていなくて、必要な見込み、最大限見込んだ金額でございます。

記念品のほうにつきましては32万4,000円、バス代のほうが43万2,000円、イベントのほう、これは先ほど言いましたように、看板、受付とかくす玉、音響、運営管理施設等々ございませうけれども、それが140万4,000円、あとクリーニング代が32万4,000円、テント代が21万6,000円計上したものでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 今回の補正予算の中には、マイナンバー等本当に重要な案件もありますので、町長におかれましては、この清長大橋のイベント委託料の詳細に関しては、本当に誠心誠意、最後までお答えいただきたいというふうに思います。

ちなみに以前、松尾横芝インターから横芝光インターに広がったときに、本当に町民の融資で企画等盛り上げて、渡り初めをやった経緯がございます。そのときの経費等わかれば、教えていただきたいというふうに思います。

12ページでございますけれども、防犯指導及び啓発事業で防犯指導員72名、1万8,000円、報酬とあります。ちょっと私、理解ができなかったんですが、72名、1万8,000円、報酬というこのような書き方の説明を教えていただきたいというふうに思います。

それと13ページ、森川議員からもありましたシステム委託料でありますけれども、このマイナンバーにおいて、実際もうスタートしちゃっているのでしょうかないんですけれども、J-LISですか、写真を張って個人カードを申請するには、そこへ返送しなくてはいけません。ですが、千葉県市原市では、市役所に証明写真機を1階に設置して、そこで料金700円で写真撮って、全て写真機を利用すれば交付申請書のQRコードをかざすことでIDが取得でき、案内に従って写真を撮影し、データを送信するだけで申請が完了するという簡単な申請方法を既にスタートさせているようです。そういうところもしっかりご研究されたのかなというふうに思いました。非常に個人が写真を撮りに行って送ってというのは、結構忙しい人に限らず、誰でも大変な作業だというふうに思います。そのところをお伺いしたいと思います。

それと16ページ、子ども医療費助成事業でありますけれども、360万円の補正でありますけれども、特に流行病とかあったのか、主な病名とかもし特段にあれば、教えていただきたいというふうに思います。

それと17ページ、海水浴でありますけれども、先ほどからも出ておりますが、この浸食が進んでいるこの現状、対応の現状を今、どんなふうに県と協議しているかとかあれば、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、川島議員のご質問にお答えしたいと思います。

銚子連絡道路のほうの開通式典のときの費用はということでございますけれども、これは千葉県道路公社のほうで行いましたので、金額等についてはわかりません。ただ、参考までに、昨年圏央道の稲敷神崎区間の開通式典、行いましたけれども、このときに当町でも20万円の負担金を出しておりますけれども、このときにかかった費用が総額380万円でございます。

それとあと、ことしの3月29日に神崎大栄間、開通式のイベントが行われたわけでございますけれども、このときに開通式典等も行って、大分規模は大きかったわけでございますけれども、このときにもやはり、町のほうで20万円の負担金を出しているわけでございますけれども、このときには660万円かかっております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 環境防災課長。

○環境防災課長（堀越健一君） それでは、私のほうから12ページの防犯指導員の72名という説明でございますが、当初予算で71名という記載をさせていただいた関係上、72名という記載をさせていただいております。実質的には1名増員分の1万8,000円ということでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） 川島議員のほうから、窓口のほうに写真を撮れるような装置といえますか、そういうものも準備したらどうかというようなことで、確かに県内では、幾つかそういう大きな市だとかはやっているところもあるそうです。ただ、町といたしまして、うちのほうの町はごらんのとおりにいいますか、住民班の窓口も大変狭く、なかなかそういうスペースもありませんし、またどれだけ申請する方がいるかというのもなかなか難しいところもあります。

また、サビア横芝、サビアの中にもそういう写真を撮る施設といえますか、ところもあり

まして、そういうものを総合的に判断をいたしまして、うちの横芝光町では、それとお金も当然、町単独でかかるわけでございますので、そういうものも全部含めて、うちのほうは個人の方にJ-LISのほうに申請していただいて、それから後で町のほうに来たものを個人の方にお渡しする、交付すると。その時点で暗証番号を入れてもらうというような方法をとっております。東金市だけが山武郡ではこれじゃなくて、集まったものといいますか、逆の方法でやるようでございますけれども、ほかは全部、横芝光町と同じような方法でやるような形になっております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 健康管理課長。

○健康管理課長（越川誠一君） 16ページの子ども医療費の増額の要因でございますが、残念ながら詳細の原因については、把握しておりません。ただ、流行性による疾患であるというふうには認識しておりません。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは17ページ、海水浴場関係ということで浜崖の件については、どのような形で県に要望しているかということでございますけれども、毎年千葉県町村会を通じまして、浜崖問題が横芝光町の観光に大きな影響を与えているということで、養浜対策のほうを求めております。しかしながら、対策のほうはなかなか進まないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） るるご説明ありがとうございました。

個人カードの写真機でありますけれども、近隣山武郡管内は東金を除いて、当町と同じような方式だというふうに伺いましたけれども、市原の方式を見ますと、申請方法がわからないという方でも簡単に申請することができるということで、担当者がそのようなお話をされているということでありますので、もっと身近に町民と住民と行政がマイナンバーを進めることができるのかなというふうに思いましたものですから、そのように使わせていただきました。

あと、町長に一つ、最後にお伺いしたいと思います。

今、都市建設課長から負担金のお話がありましたけれども、本当に横芝光インターができ

たときに、私もボランティアの一人で参加しました。受付に立って私もお手伝いしましたし、あのときはボランティアが相当出ておりました。花火師も、町の花火師に登録されている方がボランティアでやってくれたという経緯とかもありまして、本当に町みんなでつくった渡り初めだったんじゃないかなというのがすごく印象に残っております。そのような、印象に残るものをやはり、できるだけお金をかけないで、それこそ合併10周年の記念事業も、町から町民にいろいろな事業の提案を求めているわけでありましてけれども、結構町民の皆さんにはアイデアがたくさんあるかと思えますし、そういった意味で何でもかんでも、どうしたってかかるところはかかると思えますけれども、そういったいろいろなアイデアを募って、みんなでそれこそ先ほどの森川議員の答弁であるならば、なおさら町民の皆さんのアイデアとかをいただきながらやったほうがもっと盛り上がったし、もっと思い出に残ったのではないかと思います。

そこで、負担金になりますけれども、広域道路で匝瑳市とか急にそれを使うというところで負担金を求めるというお考えはないかどうか、最後にお聞きします。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず一点ですけれども、たしかあそこの開通のイベントというのは、行政はかかわっていないのではないかというふうに思っています。個人から始まったというふうに認識を持っていますので、確かに我々としても思い出深いものにしたい、これからやることでございますので、そのためにこのようなご提言をさせているわけでございます。

その中で、一般的に自治体の中で、同じ道路の延長の中で負担をとるという慣習自体が自治体間の中でございませぬので、それについては前も一度、その話をされたことがあるのかもしれませんが、今までの中で横芝光町のときだけ金もらって、匝瑳市や山武市でやるときに金くれと言われたときに出せるかという部分もございませぬので、それについては考えておりませぬ。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 17ページ、7款2項13節、同じような質問でまことに申しわけございません。都市建設課長、お伺いします。

13の委託料開通イベント委託料、この部分でちょっと消化不良起こしちゃって、よくいろいろ詳細教えてもらったんですけれども、まだイメージが湧きませぬで、もう少し、恐れ入りますけれども教えてもらえれば、上堺小と白浜小の鼓笛隊を予定されているわけでしょう。

もう開通式のテープカットとかという形で予定しているんだったら、もう少しその式のイメージを、ただ単にバスの借り上げ料だとか、そういう感覚でイメージがもう少し湧かなくて、具体的にイベントの内容そのものをちょっと教えてもらえればよろしいんですけども、いただけますか。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） イベントの内容でございますけれども、当日ですけれども、まず式典を行いまして、その後にテープカット、またくす玉割り、それとあと渡り初めというような順序でいくような形でございます。その渡り初めのときに、あわせて鼓笛隊、白浜小と上堺小学校の鼓笛隊のほうで、一緒に行っていただくような形を予定しております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） イメージがまだね、もちろんまだ大ざっぱな大つかみでの企画なんだろうけれども、詳細まだこれから詰めるという形なんだろう。ちなみに、横芝インターのときには、私ども切り通しとか、橋ですとか、その上の橋ですとか、結構あれしてもらったんですが、仕事の業者の立場で新聞など折り込み入れてみんな近隣が相当お祝いしたという形で、道路公社さんだけが主でやったわけではございませんで、周りがみんなあそこのインターのときにはお祝いしたなというイメージを持っていたんですけども、まだ式典のイメージが早いと言え早いですけれども、一応補正を270万あれするんですか。もう少し具体的なイメージが欲しかったなと思ひまして、質問させていただきました。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは、何点か教えてください。

5ページ、簡単なものなんですけれども、この債務負担行為の補正なんですけれども、乗り合いタクシーオペレーター業務委託、これは1,515万7,000円なんですけれども、平成27年度から29年度までの各1年分、それぞれ1年分として認識してよろしいのでしょうか。図書館カウンター業務委託、これもそのように認識してよろしいのかどうかということ。

それと、11ページの20款雑入のところなんですけれども、乗り合いタクシー運賃収入ということで、これマイナス101万9,000円ということになっておりますけれども、随分予定から見ると甘かったのかなという印象がありますので、その辺の予算のつけた先、どうしてこんな減っていたのかということをお聞かせください。

それと、12ページのほうに関連して、この乗り合いタクシー運行事業の委託料の2万7,000円というのも、この数字のことを教えてください。

それと、13ページなんですけれども、システム委託料、やっぱりマイナンバーカードのシステム委託料のところなんですけれども、130万3,000円の委託料なんですけれども、現実問題として、このマイナンバーカードにかかわる町の負担、どれくらいの町の財政的な負担になっているのかということをお願いできればと思います。

それと、15ページ、介護のほうの障害者福祉費のところに行きますけれども、この扶助費なんですけれども、利用者はどれくらいの利用者があったものなのか、利用人数を教えてください。

それと先ほど、くどくなりますけれども、17ページの開通イベント委託料のところになります。この問題は、270万、お金こんなにかけなくていいんじゃないか、やってほしいということなんです。お金をかけないで盛大にやってほしいなというふうには思います。やはり、盛大にやるということで、栗山川を挟んで旧光、旧横芝の結束がより深まればというふうに思いますので、ぜひ盛大にお金をかけずに、記念品もいらないというふうには私は思いますので、そのところは検討できるものなのかどうか、お聞かせください。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 私のほうから数点、ご質問の順に従いましてお答えさせていただきます。

まず、5ページの第2表債務負担行為、乗り合いタクシーオペレーター業務委託と図書館カウンター業務委託について、ご質問がございました。債務負担行為につきましては、これも予算の一部を構成するものでございます。事務をこれから先の支出、債務負担を伴う業務につきましては、この予算と一部をなすものでございますので、今回、補正予算の一部として提案させていただいたものでございます。

まず、この乗り合いタクシーオペレーター業務委託ですが、これはご質問の歳入歳出の事項別明細の中にも関連してまいります。特に歳出の12ページの乗り合いタクシー運行事業の業務委託料、乗り合いタクシーオペレーター業務委託料にも関連してまいりますので、一括してお答えさせていただきます。

この債務負担行為を今回、追加で計上させていただきましたのは、ことしの10月1日に千葉県最低賃金の改正がございました。現在、この乗り合いタクシーのオペレーター業務に

つきましては、議員もご承知とは存じますが、商工会のご協力によりまして連日、オペレーターの業務に当たっていただいているわけでございます。その業務に当たります臨時職員の賃金につきましては、本当に町の限られた予算ということでご協力いただきまして、最低賃金を本当に下回らないというような条件の中で、やっけていただいているところでございますが、その基準となる最低賃金の改正がありましたことから、本年度、早速平成27年度、それと28年、29年にわたりまして、この乗り合いタクシーオペレーター業務委託、これから支出する分というようなことでございますが、について、ここに記載された期間の債務負担行為として、この金額を計上させていただいたということでございます。したがって、現在まで執行したもののほかに、今後これから支出する金額ということでございますので、オペレーターの業務委託料がこれが全額ということではございません。

次に、図書館カウンター業務につきましては、これも業務委託により現在の契約が本年度、来年の3月31日に契約が満了となり、引き続き図書館においては、業務委託により向こう3年間の業務委託を債務負担行為により設定するわけでございますが、今申し上げましたように、3月31日、本年度、28年3月31日に現契約が切れますので、本年度中に切れる前に次の期間の契約行為、業者の相手方も含めて決定といいますか、その事務を行わなければなりません。ですから、予算は執行は伴いませんが契約行為の一部でございますので、期間といたしまして平成27年度からというふうに書いてございますのは、そういう意味でございます。実際支出が伴うのは28、29、30の3年間で、合計金額、限度額といたしまして、ここに記載された2,984万8,000円ということで、ご理解いただければというふうに思います。

続きまして、歳入の11ページの20款7項1目の雑入に記載しております乗り合いタクシー運賃収入が101万9,000円の減となっているのは、見通しが甘かったのではないかというご質問でございます。

この乗り合いタクシー運賃収入につきましては、本年度につきましては、昨年度のちょうど今ごろの時期に、予算の見積もりをもとに歳入歳出を予算化したところでございます。その際に、平成26年度の12月から議員ご承知のとおり、デマンドタクシーも運行スタートしておりますので、要はまだ去年の当初予算を策定する際には、まだ運行実績というものがほとんど出ているか、あるいは1カ月程度の運行実績しかない中で見通して、この歳入としての運賃収入を見積もったわけでございます。その金額が当初予算ベースで、タクシーの運賃収入といたしましては392万9,000円ということで、当初予算に盛っております。これについては後で、当初予算書をお持ちでしたら確認いただければと思いますが、それで今回、減して

ございますが、実はこの運賃収入の2つ下に乗り合いタクシー回数券販売収入ということで、別途45万、これは増額で計上させていただいております。

これについては、これも議員ご承知と思いますが、回数券の販売をさせていただいたということで、運賃収入はその場で払ってもらう、いわゆる現金での収入で、当初予算は392万9,000円を見積もって見た。年度に入りまして、引き続き運賃収入のほかに別途、回数券の販売収入も発生してきたということがまず減となった要因の一つと、もう一つは、やはり見通しが甘かったと言われればそれまでかもしれませんが、期待を込めてこのくらい収入、事業者を利用を頑張っ、そうするとこのくらいの収入が見込まれるのかなというのは、先ほど申し上げました392万9,000円でございますが、これにつきましては、去年の12月からことしの補正予算書を作成するまでの運行実績によりまして、現実的といいますか、その辺は修正をさせていただきまして、運賃収入としては101万9,000円を減、回数券の販売収入としては45万の増ということで、予算的にはこれらをプラスマイナスいたしますと、本年度のデマンドタクシーの収入の予算額合計といたしましては、336万ということになります。

そうしますと、当初の見込んだ額と比べると、今回56万9,000円が予算上は減額ということになりますので、その56万9,000円については、見込んだよりも実際、回数券収入も含めまして、この現実に合わせて積算をし直して予算を整理したということで、ご理解いただければというふうに思います。

続いて、歳出の運行委託料については、先ほど債務負担行為でご説明いたしましたように、本年度の業務委託の賃金分を不足する分を2万7,000円補正させていただいたということで、ご理解いただければと思います。

続きまして、マイナンバー関係の予算と言いますか、関連予算がどのくらいあるかということでございますが、どこまでがマイナンバーの関連というふうに捉えるかということでございますけれども、私どもの企画財政課、システムを担当しております企画財政課で申し上げますと、システムの改修費の本年度、27年度の予算といたしましては、1,430万程度でございます。

そのほか、先ほど来住民課長が答弁立っておりますが、住民課の直接、国からの委託表を受けて、事務の委託交付金を受けて、実際に支出をするという分等も含めると、約、もろもろの合計といたしましては2,300万から2,400万、平成27年度の予算でございますが。26年度も実は、システムに関して言えば改修費、費用もかかっておりますので、それらを今、正確な数字、手元にございませませんが、それらを合計いたしますと2,500万を超え3,000万近くに

いくらかの金額、その財源は当然国、県等の財源を充てている部分が多いわけですが、支出とすればそのくらいの支出が今まで、なされているというふうにご理解いただければと思います。すみません、数字、概数で申しわけございません。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 住民課長。

○住民課長（早川裕明君） ただいまマイナンバーの費用がどのくらいかということで、企画財政課長が概算といたしますか、お話ししていただきましたけれども、マイナンバーにつきましては、多課にまたがりまして、これからもいろいろかかってくると思いますけれども、今直接窓口としてやっているのが住民課でございます、住民課でかかっているものについて、お話をさせていただきたいと思います。

平成27年度の当初予算で873万8,000円のマイナンバー関係の予算を持ったわけですが、これにつきましては、全てJ-LISのほうに委託料として支払った分が国から入ってくるというようなことでございます。これについては、全て国からの歳入になっております。

それと、13ページのほうで今、山崎議員ご質問ありましたけれども、住民基本台帳ネットワークシステム、これにつきましても、先ほどもお話ししましたけれども、79万円については、国からのものが入ってきます。これについては賃金、職員の給与費、時間外手当分です。そういうものは、79万として国から全て入ってきます。ただ、130万3,000円、これは顔認証システム装置と個人番号の裏書システム装置ということで記載してございますけれども、これについては、交付税算定されるんですけども、まだ何割がその分になるかというのはいりません。いずれにしても、この一部が町の負担として出るんじゃないかなというふうにご考えております。

それと、今まで時間外、職員の時間外が相当かかっております。と言いますのは、番号通知カードが発行されまして、役場のほうに800通返ってきております。その返ってきたものについて、その日のうちの処理しておかないと、また次の日に、窓口のほうにとりに来られる方もおりますので、それらの事務処理等について、職員が8時、9時、遅いときは10時というような形でみんなやっていただいて、半月くらいその辺はやったんですけども、それらについても、時間外で対応しないといけないということにご考えております。

ただ、それについて国のほうからまた入れてくれるということであれば、また申請していきたいというふうにご思っておりますけれども、いずれにしても、町のほうからの出を幾らか

でも少なくして、国のほうから歳入として入れてもらいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 福祉課長。

○福祉課長（椎名富士男君） 15ページ、3款1項3目障害者福祉費の中の扶助費です。

1,872万円、この利用者の数はというご質問だったと思います。

実は、ここに金額で1,872万と計上してありますが、実際これは17項目あります各サービスの1日単価掛ける日数掛ける人数掛ける月数というような、それぞれのサービスのこれから見込まれる数字の積み上げでございます。ですので、議員のほうで実数がよろしいのか。あるいは延べ人数のほうがよろしいのか、ご指定をいただければ後ほど資料のほうをまとめたいと思います。

また、この17サービスがお一人の方が1つだけのサービスを利用しているというふうには限りません。お一人の方が幾つかのサービスを重複してご利用になっている場合もありますので、いずれにしましても延べ人数という形になろうかと思いますが、ご指示ございましたら、それで資料のほうをまとめさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、山崎議員のご質問にお答えをしたいと思います。

式典に必要なものとして、不足しないよう最大限計上させていただいたわけでございますけれども、当然ながら実施に際しまして、参加人数、また内容等を精査しまして、検討いたしまして、当然委託料を下回るようにやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） ありがとうございます。そのマイナンバーのかかる負担が、町が国から補助が来るということは当然なんですけれども、実質どれくらいの町の負担に、結構大きな負担になると思うんです。ということもありましたので、わかればというふうに思って聞きました。

それと、企画財政課長の話は理解できました。これは29年度まで、それから30年度までということで理解すればいいということですよ。

それと、福祉課長、福祉のことに関しては後ほど、延べ人数で後でデータをいただければというふうに思います。

それと、開通イベントに関しては、本当にやることは質素なんですけれども、人数は多く集まるような、そういう取り組みをしてもらえればというふうに要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（鈴木唯夫君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後3時45分とします。

（午後 3時32分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時44分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 議案審議を続けます。

鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 大分お疲れかと思えますけれども、2点ほど確認をさせてください。

産業振興課の課長によろしくお願いいたします。

16ページの農林水産業費の中で、農業振興費、この中で、備品購入費の198万1,000円というこの内容についてお聞かせください。

それと、一番下のほうに、商工費の中の観光費、先ほど来説明をしておりますけれども、海水浴場の開設事業の中で、マイナスの334万2,000円、その内訳が、海水浴場開設委託料の96万2,000円、それと海水浴場監視員の業務委託費が236万ということで、海水浴場の開設委託料、これ先ほども話ありましたけれども、木戸浜の海水浴場の浜崖で海開きができなかったということで、お話ですけれども、96万2,000円の内訳は、式典なりプレハブハウスとか、そういったものが含まれるものなのか。それと、監視員については、多分ライフセーバーだと思いますけれども、1日何人で何十日という計算になるかと思えます。

実際、木戸浜と、現在実際に屋形の海水浴場も開設されて、ことしもやったわけですが、金額的にはほぼ同額の金額くらいが、屋形海水浴場にも当てはまるのかなということでお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、まず農林水産業費の農業振興費、飼料用米生産拡大推進交付金事業でございますけれども、この事業につきましては、千葉県が9月議会で補正予算で、各市町村に対し、飼料用米生産拡大推進事業交付金を交付するので活用願いたい

というふうにご連絡がございました。

そして、横芝光町におきましては、歳入のほうにもございますけれども、歳入の10ページでございます。10ページの15款2項4目の一番下飼料用米生産拡大推進交付金113万6,000円、これが当町に割り振られた金額でございました。この下につきましては、人件費や需用費、役務費、備品購入費に充てることのできるということでご案内があったわけなんですけれども、12月補正で人件費需用費になかなか充当できる予算がございません。

しかしながら、産業振興課のほうで、所有しております車両、これが合併前から使っている車両ということで、相当年数経過していることから、車両1台を購入しようとするものでございます。

続いて、観光費のほうでございます。観光費のほうの内訳ということでございますけれども、ちょっと詳細につきましては、観光協会のほうに委託しておる関係で、詳細のほうについては、今現在わかる範囲でお答えいたしますと、支出のほうといたしましては、総体で103万7,000円になるわけでございますが、ポスターやイベントの景品代、宣伝費に約31万円。それから、安全祈願祭、あるいは安全管理費、そして防犯さん、安協さんの巡視委託料等々で約45万1,000円。そして、飲食費等の消耗品、こちらで約27万6,000円。こういったものが内訳となっております。

このほとんどにつきましては、屋形海水浴場で使った金額でございまして、この委託料は170万円で委託しておりましたけれども、今回減額補正をさせていただくものであります。

それと、もう1点、海水浴場の監視業務委託料でございます。これにつきましては、総額で当初578万2,000円を計上してございました。

しかしながら、開設に当たりまして、屋形、木戸浜、当初は双方見込んでいるわけがございますけれども、年度当初、見積もりを再徴取いたしまして、屋形海水浴においては340万2,000円という結果になりました。そういったことで238万円を減額するものでございます。

あと、監視員の配置につきましても、7月当初とそれから8月では、監視員の配置人員も若干違ってきます。これは、監視員、大学生等を使うわけなんですけれども、なかなか確保が難しい時期がございます。そういったことで、夏休みに入ってからふえるとか、そういったこともございますので、その数字につきましては、後ほどご回答させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） ありがとうございます。

じゃ、今ライフセーバーの配置についてですけれども、ライフセーバーというのは、どのくらいの観光客が入ったらどのくらいの規模だとか、そういう人数、例えば今屋形海岸では、多分5名か6名配置くらいでやっていた、ことしも。それが、例えば3名とか、5名以下ではまずいんだよというそういう制限というか規制はあるんですか。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） 規制については、私も存じ上げませんが、やはり最低でも3人は必要であろうと。救助に行く、そして連絡係ですとか、そういった人員は必要であろうと思います。

また、混雑時については、もっと広く監視しなければ、浜辺にたくさんいなきゃならない。ちゃんと詰所にも1人、ないし2人が詰めていると。要は、常時、多少の休憩もとらなきゃいけない、それとあと、食事もとらなきゃいけない部分もございますけれども、そういったことから配置人員を、委託先の千葉レクリエーション株式会社でございますけれども、そちらのほうで提示していただいて、契約しているという状況でございます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第13、議案第11号 平成27年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第14、議案第12号 平成27年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） ちょっと教えてもらいたいことがあるんですけども、歳出のところ、173万9,000円、一般管理費、これ人件費だと思いますけれども、なぜふえたのかなというのがあります。ちょっと教えていただければ。

○議長（鈴木唯夫君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（郡司民夫君） ただいまのご質問でございますが、新規分として1名計上してございます。それから、臨時職員のほうの時間外手当、こちらのほうも含んでこういうふうに計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 食肉センターの利用料というのが大分減っているということなんですけれども、職員がやめたということで、その補充というのはわかるんですけども、ちょっと具体的にそういう中でふえているということがちょっとよくわからなかったもので、もう

少し具体的にわかれば教えていただければと思います。わかりますかね。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この臨時職員につきましては、東陽食肉センターもなかなか人材不足が極めて深刻になっている状況の中で、常に人材派遣会社ですとかそういうところに、業務に従事してくれる、現場で働いていただける人を探していただいております。

今回、この1名臨時で働いてくれる方があらわれたということで、今回補正計上させていただいたということがございますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○4番（山崎義貞君） わかりました。いいです。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第15、議案第13号 平成27年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）について議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは質問させていただきます。

まず施設改修の513万、これはお風呂の改修でしたね、たしか。先般9月に民生文教委員会で視察をさせていただきましてありがとうございました。その際に、特に入院病棟のほうの設備の経年劣化も含め、水回り、電気回り等々かなり改善、改良が必要だなということも

見させていただき、ご指摘もさせていただきました。

その中で、私が印象に残っているのは、特に2階でしたか、ナースステーションの角の手すり、かなり壊れていたといいたいでしょうか、ああいうものが先かなと思ったんですね。お風呂もわかります、見させていただきまして、理学療養のとこのでしたね。あれも、ある意味ちょっと使用不可ということでわかるんですが、現状を見た場合、その優先順位として、これを先に決められた経緯をお願いしたいと思います。また、今後の計画、というか改修のあれがわかれば教えていただきたい。

それと、これは支出のほうで4ページ、委託費で診療業務、医事業務、宿日直業務、これを説明していただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、大まかに今2点ご質問いただいたということで、まず最初の施設改修の関係からちょっとご説明させていただきます。

まず、風呂場の改修につきましては、先般民生文教常任委員会の皆様にご視察をいただいたわけですが、ごらんになっていただけましたように、風呂場の洗い場から浴槽、かなり浴槽の位置が低いということで、当初非常に患者様の入浴には支障を来しているということで、浴槽のみの改修をちょっと予定させていただきました。

そういった中で、来年度、地域包括ケア病床ということで、施設基準の5床ですけれども予定しております。その病床を設けますと、大体患者様についてはリハビリを中心とした患者さんがふえるということで、今回当初はただいま申し上げましたように、浴槽のみの改修を行うということで予算計上させていただいたわけなんですけれども、浴室全体、要はバリアフリー化を含めた改修ということで、今回の当初予算に絡めまして、かなり追加で予算の計上をさせていただいたところでございます。

それで、ご指摘のありました手すりですけれども、私も当初、欠落部分のみの改修をということで、すぐにも対応するというようなお話を当日させていただいてあったと思います。

これにつきましては、やはり医療従事者等々と協議した中で、やはり経年劣化によって、目に見えない部分でかなり老朽化が進んでいるというようなお話がございました。その内部で協議した中で、やはりある程度の患者様がつかまって歩くためには、やはり全面的な改修が必要ではなかろうかということで、これにつきましては、今予算協議中でございますけれども、新年度の予算要求の中で盛り込ませていただいております。

今後、財政協議あるいは町長協議ということで予定しておりますけれども、時期については来年度の全面改修ということで予定しております。

そしてもう1点ですけれども、3条予算の経費の追加ということで、それぞれの業務、診療業務、医事業務、宿日直業務ということで、この具体的な説明をというようなお話をいただきましたので、これに沿いまして説明をさせていただきます。

まず診療業務につきましては、主に今回の補正につきましては、看護助手の雇用経費ということでの追加がございます。当初予定した人員よりも若干ちょっと不足が生じているというような事態もございましたことから、これについては看護助手4名でおったんですけれども、6名に配置を増員するというので、2名分の追加予算を計上させていただいております。

また、医事業務につきましては、うちのほうの医事業務、全て全面委託ということでしております。これについては、いろいろ内部ではちょっと相殺するような形があるんですけれども、まず医事業務につきましては、9月で契約更新を行いまして、10月から新規に医事業務のほうを委託業者に変えました。その関係で、若干経費が上がってしまったような状況にございましたので、その不足分を計上させていただいた。

もう一つが、今年度から、これから地域包括ケアということで、やはり医療介護の連携というような中で、病院内部に正式名称ではございませんけれども、連携室を別室の部屋に設けまして、うちのほうの病院のソーシャルワーカー、将来的には看護師を含めたということと考えておりますけれども、現時点ではソーシャルワーカーと、あと医事業務に精通した職員を配置したいということで、医事につきましては、やはり医事業務の同じ業者、ニチイ学館でございますけれども、社員を派遣社員として、この連携室に配置する。業務に携わるということで、1名分を追加させていただいております。

また、宿日直業務につきましては、まず日直業務でございますけれども、本年度から二次救急の医療、今まで日曜日の月1回を目安にやっておりましたけれども、この回数をふやした関係で、日直業務については職員が当たるということで、これについては職員と、今派遣職員を充てております関係で、この分のちょっと不足が生じたということで、その分の調整をさせていただいております。

また、当直業務につきましては、本年度から今まで職員が携わっておったんですけれども、やはり診療業務に支障を来すということで、週3日ではございますけれども外注をしております。その分の、ちょっと若干不足が生じる見込みが出ておりますので、その分の追加をさ

せていただいたという、そういうような内容になっております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 浴室の件はよく理解をさせていただきました。

いずれにしても、先ほど言いましたように手すりはもちろん、タコ足のコンセントとか見させていただきましたけれども、ある意味そちらも火災等も含め、緊急の必要があるなという印象でございました。

今まで、多分二十数年、残念ながら余り手を入れてなかったなというのがかいま見えまして、これを機にやっぱり町立病院ですので、事務長には細かな配慮を願いまして、その辺の施設の管理をお願いしたいと思います。

それと、二次救急対応で、これらのというようなお話もありました。これには、例えば夜勤の医師等の手当というのはどうなるんですか。

○議長（鈴木唯夫君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） 手当につきましては、別途手当として支給しております。

金額については、2万円、当直と同じような金額だったと思いますので、2万円の支給でお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） わかりました。

なかなかいい病院にするというのは大変だなという印象ですが、人の手当、設備の手当、よろしく願いまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 病院給食の業務委託のことなんですけれども、この食材の契約とか、これはどのようになっているのか。

要するに、入院した患者から東陽病院の食事がまずいとかという話が出たもので、どういところの食材を使って調理しているのかなというのがちょっとあったもので、地元産をなるべく使った、そういうものをやっているのかどうかというのがちょっとあったもので、そこを教えていただければと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） 食材につきましては、仕様書、契約書の中で、極力地元産をとということでお願いをしております。

ただ、地元産ということで、表現が曖昧だったんですけれども、なかなか町内産を推進して使用しているというような状況では、残念ながらございません。やはり、食材については、業者委託というような中で、やはり大量仕入れで、いかに安く仕入れるかということで、なかなかこちらの要望どおりにいかない部分がございます。

そういった中で、今回、本年度契約28年度から3カ年の委託契約ということで8,200万円の経費を計上させていただいておりますけれども、これにつきましては、食材単価を上げて、若干ではございますけれども、上げた中で、この経費を計上させていただいておりますので、そういった部分で、先ほど申し上げましたように、なるべく地元産、町内産を使用できる環境づくりができればいいかなということで、あわせてお願いします。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） わかりました。

それで、学校給食と同じように、これ横芝光町町内産の食材を使う、町内産の生産者とも協力してもらって、よりおいしい病院の患者の食事をつくってもらう、その努力というか、それを事務長さんにはちょっとやっていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 補正予算ですので、食材は別じゃないですかね。

[「そうですか。すみません、わかりました。申しわけありません。いいです」「原案賛成」と言う人あり]

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第14号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第16、議案第14号 町道Ⅰ-14号線道路改良工事（その2）請負変更契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

鈴木克征議員。

○11番（鈴木克征君） 請負変更契約655万5,600円ですが、減額ということで非常に安くなるなということですが、ちょっと課長のほうに再度議案説明をいただいた中で、ちょっと私の聞き間違いかどうかあれなんですけれども、設計段階のときに、盛り土ですか、これをやるような設計でやったんですけれども、いざ工事をあれしたときにより細かな調査をしたところ、これが必要なくなったというふうに説明、私捉えたんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 今回の変更でございますけれども、一つは現場のほうで地質調査を行いましたところ、いわゆる路床改良が必要なくなったということと、もう一つは投入土を2,547立米見込んでおったわけでございますけれども、隣接地のいわゆる盛り土を流用したり、あと予想以上に現地のほうの掘削土が多くて、それで差し引き約1,000立米ちょっと土を購入する必要がなくなったということで、減額になったものでございます。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木克征議員。

○11番（鈴木克征君） わかりました。特に、これがあれでも路床には問題なく施工できるということですね。

ちょっと私も捉え方が、設計段階は広いところで調査をして、今度いざ工事のときに細かくやってみたら、そういったものがなくなったというような感じで捉えたもので、通常ですと大きな箇所ですと暫定的にその調査をして、より細かく調査をしたら、そういうものがなくなったというのが通常の、くいの偽装のあれじゃないんですけれども、もっと細かに地層を調べれば、完全に届いているくいがあったという、全くそういった観点がありましたもので、特に減額で、しっかりしたものであれば問題なく施工できると思いますので、ぜひイベントに間に合うまでに早くやっていただきたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 同じ形でちょっと質問させて、かぶりますけれども、私も増額というパターンはよくあって、どうしても当初予算からすると、お願いして、増額の部分はよく聞くんだけれども、これ当初説明では全く同じあれなんですけれども、この下の路床の支持率とかというのは、前もってきちんと大体やってもらわないと。ただあれしてから、工事車両が乗ってから支持率が高くなっちゃったとか、そういう感覚なんですかね。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、これパターンでまれのものですので。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 当初設計する際に、約200メートルごとに一応地質調査を行っているCBR試験という試験でございますけれども、いわゆる本線上じゃなくて、近くの現道上で行います。

それで、あと実際に工事に入りましたら、いわゆる切土等の場合、掘削土の場合については、一応現場のほう20メートルごとに細かく、いわゆるそのCBR試験というのを実施します。試験結果、やはり非常に強度が出たということで、路床安定処理が不要になったということでございます。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 大体よくわかりました。思いやり予算ではなかったというところであれば、私どもも、専門家のあれでしょうから……

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎請願及び陳情の件

○議長（鈴木唯夫君） 日程第17、請願及び陳情の件を議題とします。

ここで常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員会委員長。

〔総務経済常任委員会委員長 川島富士子君登壇〕

○総務経済常任委員会委員長（川島富士子君） それでは、私から総務経済常任委員会のご報告をさせていただきます。

今期定例会において、総務経済常任委員会に付託された請願1件、及び陳情1件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、12月4日午後4時15分から委員8名全員出席のもと、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で、各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

初めに、請願第1号「住宅リフォーム助成制度」の継続実施を求める請願についてであります。長引く地域経済の低迷の中、住宅リフォーム助成制度は、平成25年度からスタートし、本年度をもって終了する予定となっている。この制度は、町民の生活環境の向上及び定住促進や町内産業の活性化及び雇用の創出など、地域循環型経済の一環を担う助成制度であることから本請願に賛成するという意見や、地元産業の育成や、雇用の場を広げるということで、この制度は今後とも続けるべきであるとの意見があり、採決の結果、全員一致で採択と決定しました。

次に、陳情第1号 安保法制（戦争法）の強行採決を認めない意見書提出を求める陳情書についてであります。安保法制は、戦争法ではなく戦争を起こさないための平和安全法制だと思ふ。国と国民を守ることは政治の最も重要な事項であり、どのような状況にあつても対応できる安全保障体制を構築する重要な法整備であるとの観点から、国の安保法制の採決に賛成であるとの意見や、安保法制の強行採決は、事実として受けとめなければならないが、我が国の安全保障環境が厳しさをます中、今日の国際的安全保障の観点から勘案すると、日本の平和と安定、国家国民を守ることは最重要課題であることからのいたし方ないと思ふので、この陳情には同意しかねるとの意見のほか、安保法制は安全を保障するための法制だという認識もあるが、陳情理由として80%を超える多くの国民が慎重審議を求める中、強行採決され、この強行採決を認めないということなので、この陳情に賛成するとの意見がありましたが、採決の結果、全員一致で不採択と決定しました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げます。審査結果の報告といたします。

〔総務経済常任委員会委員長 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま総務経済常任委員会委員長から報告のありました請願1件及び陳情1件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより請願第1号及び陳情第1号について採決します。

採決は分割して行います。

初めに、請願第1号 「住宅リフォーム助成制度」の継続実施を求める請願について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

よって、委員長の報告のとおり、採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

次に、陳情第1号 安保法制（戦争法）の強行採決を認めない意見書提出を求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立少数。

よって、陳情第1号は不採択することに決定しました。

ここで休憩します。

（午後 4時24分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時25分）

---

◎日程の追加

○議長（鈴木唯夫君） 休憩中に、総務経済常任委員会委員長から、発議第2号「住宅リフォーム助成制度」の継続実施を求める意見書（案）が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、そのように決定しました。

---

#### ◎発議第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 追加日程第1、発議第2号「住宅リフォーム助成制度」の継続実施を求める意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第2号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（鈴木唯夫君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、今定例会は、本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

平成27年12月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時26分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 唯 夫

議 員 庄 内 賢 一

議 員 鈴 木 克 征